

令和7年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
長崎短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・	4
基準 1. 使命・目的・・・・・・・・・・・・・・・・	4
基準 2. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	8
基準 3. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・	17
基準 4. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・	40
基準 5. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・	61
基準 6. 経営・管理と財務・・・・・・・・	71
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・	85
基準 A. 地域連携・地域貢献・・・・・・・・	85
V. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・	92
VI. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・	93
VII. エビデンス集一覧・・・・・・・・	98
エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・	98
エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・	98

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

建学の精神は、「高い知性と豊かな教養」「優れた徳性と品格」「たくましい意志と健康な身体」である。

本学の母体である学校法人九州文化学園は、戦災の傷跡も消えない佐世保の地に、昭和20(1945)年12月に設立された。この時に創立者が記した三つの建学の精神は、疲弊した世相を立て直すために、これから生きる若者のあるべき姿を示した創立者の教育理想を反映したものであった。

この建学の精神は、学園全体の教育の基本理念として継承され、本学をはじめ、学園内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、及び二つの専門学校、各校の教育目的や教育課程の中で具現化されている。

2. 使命・目的

本学では、学則第1条に「教育基本法及び学校教育法に定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養教育を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする」と定めている。

二つの学科及び専攻科保育専攻の使命・目的については、「地域共生学科は、それぞれのコースの専門的知識や技能の習得を通して、豊かな人間力やコミュニケーション能力、主体的に学ぶ力を養い、地域に根差し、地域に貢献できる人材を養成することを目的とする（学則第6条の3(1)）」、「保育学科は保育学を中心に現代の保育に必要な理論及び技術の習得を通して、知性と豊かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする（同(2)）」、「専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基礎に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする（学則第48条）」と定めている。

3. 短期大学の個性・特色等

学園初の高等教育機関として昭和41(1966)年に設立された本学は、時代や地域のニーズに対応した短期大学として質の高い教養教育・専門教育・職業教育を行うために、常に教育課程や教育内容の改善に取り組み、地域で活躍する職業人・社会人に必要な知識や技術の確かな伝授と、一人ひとりの学生の学習や生活に対するきめ細かな支援を行っている。

さらに、全学必修の基礎教育科目「茶道文化(4単位)」を開講し、茶道の精神と作法を実践的に学ぶ教育を通して「優れた徳性と品格」を身につけることに努めている。この茶道を通じた教養教育は、建学の精神を具現化するための教育方法で、すべての教職員が関わっている。本科目には「生徒・学生と共にあり、共に学ぶ」という師弟同行を謳った創立者の建学の精神が受け継がれ、本学の教育の特色を示すものとなっている。

私立学校には、建学の精神に基づく教育の理念や目的を継承するという「不易」と、時代と共に変化する学生の特性や社会の人材ニーズに対応するための、教育課程・教育方法と学生支援に関する不断の改善という「流行」のバランスが求められる。

建学の精神を現代(今)に適合させ、地域社会の人材ニーズに対応するための教育改革・改善に関する自己点検・評価については、教授会や自己点検・評価委員会と大学改革・IR委員会を中心とした委員会組織の中で定期的実施し、抽出した課題の解決に向けた協議

長崎短期大学

を教職協働で行うことで、地域に選ばれ、愛され、信頼される短期大学としての教育の特色の充実・強化を図っている。

Ⅱ. 沿革

1. 本学の沿革

昭和 41 年 4 月 1 日	九州文化学園短期大学開設
昭和 41 年 4 月 1 日	食物科（定員 80 人）開設
昭和 42 年 4 月 1 日	食物科入学定員を 100 人に変更
昭和 47 年 4 月 1 日	幼児教育学科（定員 50 人）開設
昭和 60 年 4 月 1 日	長崎短期大学と名称変更
平成元年 4 月 1 日	英語科（定員 80 人）開設
平成元年 4 月 1 日	専攻科福祉専攻（定員 20 人）開設
平成元年 4 月 1 日	食物科入学定員を 80 人に変更
平成 4 年 4 月 1 日	食物科定員 130 人及び英語科 150 人へ 入学定員変更
平成 7 年 4 月 1 日	専攻科英語専攻（定員 20 人 2 年）開設
平成 8 年 4 月 1 日	専攻科食物栄養専攻（学位授与機構認定 定員 10 人 2 年）開設
平成 12 年 3 月 31 日	専攻科 英語専攻廃止
平成 12 年 4 月 1 日	食物科入学定員を 120 人に、英語科入学定員を 100 人に変更
平成 12 年 4 月 1 日	幼児教育学科を保育学科に名称変更
平成 12 年 4 月 1 日	保育学科入学定員を 80 人に変更
平成 14 年 4 月 1 日	男女共学制とし、食物科を製菓衛生師・調理師養成課程へ変更
平成 14 年 4 月 1 日	入学定員を 40 人（製菓コース 10 人・調理コース 30 人）に変更
平成 15 年 4 月 1 日	食物科入学定員を 70 人（製菓コース 40 人・調理コース 30 人）に変更
平成 15 年 4 月 1 日	英語科入学定員を 70 人に変更
平成 17 年 3 月 31 日	専攻科食物栄養専攻廃止
平成 17 年 4 月 1 日	保育学科入学定員を 100 人に変更
平成 20 年 4 月 1 日	専攻科保育専攻（学位授与機構認定・定員 10 人 2 年）開設
平成 21 年 4 月 1 日	食物科入学定員を 60 人（製菓コース 30 人・調理コース 30 人）に変更
平成 21 年 4 月 1 日	英語科定員を 80 人に変更
平成 22 年 3 月 31 日	専攻科福祉専攻廃止
平成 22 年 4 月 1 日	保育学科を専攻分離し、保育学科保育専攻（入学定員 80 人）、介護福祉専攻（入学定員 20 人）に変更

長崎短期大学

平成 25 年 4 月 1 日	英語科を国際コミュニケーション学科に名称変更
平成 26 年 4 月 1 日	保育科保育専攻入学定員を 100 人に変更し、国際コミュニケーション学科入学定員を 60 人へ変更
平成 28 年 4 月 1 日	食物科に栄養士コース（入学定員 40 人）を設置
平成 28 年 4 月 1 日	食物科製菓コースの入学定員を 20 人へ変更
平成 29 年 3 月 31 日	食物科調理コース募集停止
令和 2 年 4 月 1 日	保育学科と地域共生学科の 2 学科体制にし、地域共生学科内に食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース、国際コミュニケーションコースを設置
令和 3 年 4 月 1 日	地域共生学科食物栄養コースの入学定員を 35 人へ変更
令和 4 年 3 月 31 日	食物科及び国際コミュニケーション学科廃止

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

- 建学の精神に基づく本学の使命・目的については、高校生等入学志願者には、大学案内・本学のホームページで紹介し、オープンキャンパスの来学者に対しても詳しい説明を行っている。入学生や保護者等には、入学式式辞や新入生オリエンテーションの全体会、1年次全学共通科目である「大学教育入門」の中で詳細な説明を行っている。教職員には、新任研修プログラムの中で、学長から学園の沿革史とともに伝えている。さらに、創立記念日（12月15日）や茶道大会等の全学行事及び、学科・コース・専攻科毎に実施する各種の学修成果報告会等を通じて、学生や教職員及び保護者や地域の方々などに周知している。

【資料 F-2】長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025 p.5-6

【資料 F-5】学生便覧 建学の精神、p.4-5 長崎短期大学の 3 つのポリシー

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集①全学共通基礎教育科目「大学教育入門」

【資料 1-1-1】長崎短期大学ホームページ（建学の精神、未来宣言、3 つのポリシー／アセスメントポリシー）

【資料 1-1-a】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

【資料 1-1-b】令和 6 年度 新任教職員研修次第

②中期的な計画への反映

- 令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度（5ヶ年）の中期計画の冒頭において、「建学の精神・ミッションを踏まえた学校法人の目指す将来像」を掲げている。さらに、中期計画の重点戦略 I を「建学の精神・理念に基づく人財養成と内部質保証の担保」とし、達成目標として、「①建学の精神の教職員への浸透と共有、尊重する風土の形成」、「②建学の精神に基づく人的資源の確保・育成」、「③本学園の教育について内部質保証のできる組織の形成」の 3 項目を掲げ、建学の精神に基づく本学の教育の使命や目的を中期的な計画に反映している。

【資料 F-9】学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3 年度～令和 7 年度

表 1-1-1 建学の精神に基づく本学の教育の使命や目的

(抜粋)	
《長崎短期大学》	
① 建学の理念・精神・校訓、教育目的等	
建学の精神	・高い知性と豊かな教養 ・優れた徳性と品格 ・たくましい意志と健康な身体
3つの未来宣言 (スローガン)	・Students First いつも「学生」のために ・With Community 「地域」と共に これまでも これからも ・Think Global 「国際化」を引き寄せて
教育目標	本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養教育を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成することを目的とする。

③三つのポリシーへの反映

- 学則第1条に記す目的を達成するために、建学の精神と連動した機関全体のディプロマ・ポリシーを5項目設定し、学生が卒業までに身につける五つの力として、本学の人材育成の到達目標としている。到達目標は「～できる」「～を身につける」という表記を用いて明確化を図り、学修成果及びディプロマ・ポリシーとして、内外に表明している。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第1条

【資料 1-1-1】長崎短期大学ホームページ (3つのポリシー/アセスメントポリシー)

表 1-1-2 長崎短期大学建学の精神と全学ディプロマ・ポリシーの関連

建学の精神	到達目標 (5つの力)
高い知性と豊かな教養	確かな専門的知識や技能 課題解決能力
優れた徳性と品格	心豊かな人間力
たくましい意志と健康な身体	コミュニケーション能力 主体的に学ぶ力

- 五つの機関ディプロマ・ポリシー (卒業認定・学位授与の方針) に基づいて、各学科・コース・専攻科では、人材養成の到達目標を定めている。ディプロマ・ポリシーに定める人材を、カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針) に則って育成するために、アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針) を設定して、入学者の適切な選抜を実施している。この一体的に設定・運用される三つのポリシーには、学則第1条、第6条3、第48条に示す教育の目的が反映されている。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第1条、第6条の3、第48条

【資料 F-5】令和6年度学生便覧 p.4-5 長崎短期大学の全学3つのポリシー

④教育研究組織の構成との整合性

- 本学の使命・目的及び設置する学科・コース・専攻科の専門教育課程の教育研究上の目的を達成するために、短期大学設置基準及び各種養成施設 (学校) 指定基準を満た

す教育職員を適切に配置した教育研究組織を整備している。また、「長崎短期大学研究体制の整備に関する学内計画」には、多様な人材の活用のために、若手教員（40歳以下30%以上）、女性教員（50%以上）、外国人教員（7%以上）の比率を定めている。

【資料 1-1-c】令和 5 年度長崎短期大学研究体制の整備に関する学内計画

⑤変化への対応

- 「長崎短期大学運営会議規則」第 5 条第 2 号「本学の組織、運営の基本方針に関する事項」及び第 3 号「全学的な教育目標、計画の策定に関する事項」を明示しており、必要に応じて組織・運営方針の見直しや、見直しに応じた教育目標、計画の策定を行うこととしている。

【資料 1-1-2】長崎短期大学運営会議規則 第 5 条

- 毎年度作成する事業計画は中期計画に基づいており、現状分析を基に策定し、社会情勢等の変化に対応した大学運営を行っている。

【資料 F-7】令和 6(2024)年度事業計画書

【資料 F-9】学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3 年度～令和 7 年度

- 過年度には、平成 14(2002)年に男女共学化、令和 2(2020)年に地域共生学科の改組による設置等、時代の変化を先取りしたチャレンジングな対応を行っている。令和 6(2024)年度は、学則第 1 条に示す「地域社会の発展に寄与する（中略）専門的知識や技能を備えた社会人の育成」という目的を継続・発展させるために「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」に申請を企図し、採択となった。本支援事業は、志願者の減少によって、地域に必要な専門職人材の養成・供給という目的が十分に果たせなくなっている保育学科の現状の分析・検証を行い、改革に着手する事業と位置づけている。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 1 条

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.1-2 短期大学沿革史

【資料 1-1-d】令和 6 年度 私立大学等経常費補助金に係る「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の選定結果について（通知）

- 保育学科では、地域の保育人材確保の課題に対応すべく、「西九州させば広域都市圏」に属する自治体の保育行政関係者、保育幼児教育施設関係者、県議会議員・市町議会議員を対象に計 3 回の意見交換会を実施した。意見交換を通して出された地域が必要とする保育人材の量的供給を強く望む意見に対し、保育者を目指す志願者を継続して確保していくために令和 8(2026)年度から長期履修制度を利用した 3 年コースを設置する教学改革に着手した。併せて、本学の人材養成の目的と学修成果に対する地域の理解を促し教育支援に繋げる会議体を発足した。

【資料 1-1-e】長崎短期大学保育人材共創委員会関連資料

【資料 1-1-f】令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー 1: キラリと光る教育力] 計画書

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 本学の使命・目的及び教育研究上の目的は、学生、保護者、学内・学園内の教職員等に広く告知している。地域社会には、卒業生の活躍する姿を通じて、本学の使命・目的に合致する学修成果が周知されている。
- 栄養士、介護福祉士、保育士、幼稚園教諭等の専門職人材（エッセンシャル・ワーカー）や、地場産業を支える一般職人材の養成を目的とする本学は、地域の行政機関や、卒業生の就職先である企業、関係団体と対話を深めることによって、本学の人材養成の目的と学修成果に対する理解を促し教育支援に繋げる会議体を発足した。本会議体は、本学の使命や教育目的に外部ステークホルダーの意見を反映させた教育改革を行うことを目的とし、地域に必要な人材の養成を行う社会インフラとしての本学の役割への地域理解を促すものである。本年度も2回開催して、外部ステークホルダーとの交流と積極的な意見交換を行った。次年度以降も継続の予定である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 学生には、本学の使命・目的及び教育研究上の目的や、ディプロマ・ポリシーの到達度評価のためのルーブリック等に対する理解を深めることを目的とした説明を詳しく行っているが、説明の機会は入学当初に集中している。また、学期の終了時には、学修成果の到達度ルーブリック評価を実施し、結果は数値化しているが、結果が学生のさらなる学修への動機づけに繋がるのか確認ができていない。また、在学中の学びの中で、学生にディプロマ・ポリシーを意識する機会がどの程度提供されているかの確認が十分ではないことも課題である。
- 時代の流れと共に、本学に求められることも変化している。地域のステークホルダーからの意見により本学の教育に対する要望や期待の強さを確認した。本学の教育目的が、地域社会のニーズに適合しているかの検証をもとに、必要に応じた見直しを行うことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 学生に対しては、在学中に建学の精神をはじめとする本学の使命・目的及び教育研究上の目的を説明する機会を増やし、学生の理解度の向上を目指す。
- 地域社会のニーズを的確に捉え、本学が地域に必要とされ続けるために、各種アンケート調査の結果や外部からの評価を活用し、教育目的の再確認と必要に応じた見直しを行える体制づくりの強化を検討する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- 本学は、内部質保証の確実な履行のための点検及び評価の実施、結果の公表に関し、令和 6(2024)年度に規程を整備し、全学的な方針を明示している。
【資料 2-1-1】長崎短期大学における点検及び評価等に関する規程
- 「長崎短期大学学則」第 1 条の 3 において、自己評価に関する規定を設けており、自己点検・評価委員会規程を整備している（平成 9(1997)年から平成 29(2017)年までは点検・評価規程）。委員会の構成員は、学長、副学長、教学部長、ALO (Accreditation Liaison Officer：第三者評価連絡調整責任者)、教務委員長、学生委員長、学科長、専攻科長、コース長、事務局長、その他、学長が必要と認める教職員である。学長は自己点検・評価委員会の委員長を務め、自己点検・評価委員会が中心となって点検・評価を実施し、その結果をもとに改革・改善を進め、内部質保証を推進している。
【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 1 条の 3
【資料 2-1-2】令和 6 年度内部質保証の実施体制
【資料 2-1-3】長崎短期大学自己点検・評価委員会規程
- 本学では、学生の「学びのループ」と教職員の「教学マネジメント改善ループ」を連動させることで、エンrollment・マネジメントを構築している。これら二つのループを連動させることで、学生一人ひとりの学びを支え、学修成果の可視化と改善に取り組むエンrollment・マネジメントを機能させている。学生の「学びのループ」は、次のような PDCA サイクルで構成されている。①自己評価を行い、②現時点の能力を確認し、③夢や目標の実現に向けて必要な学びを特定、④学修ポートフォリオ（アクティブ・ポータル）を基に教員と面談、⑤次の学修過程となる授業を選択、⑥授業を受講するというプロセスである。教職員の「教学マネジメント改善ループ」は、三つのポリシーに基づいて教育目標や計画を策定し、授業を開講し、学生からの授業評価や公開授業での他者評価を受けて、シラバスチェック、教育業績書や業績報告書の作成、上長との面談を通じて改善を行う PDCA サイクルである。
【資料 2-1-a】長崎短期大学 学修成果の可視化に向けて
- 学修成果の可視化に向けた測定の仕組みをエンrollment・マネジメントの構造内に組み込み、教育の改善・向上を図っている。自己点検・評価委員会や大学改革・IR 委員会は、教育目的・目標を達成するための教育課程や学生支援が十分に機能しているかを把握・確認している。
【資料 2-1-3】長崎短期大学自己点検・評価委員会規程
【資料 2-1-b】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

- 平成 30(2018)年度に、各学科・コース・専攻科における教育目的・目標に基づく人材養成が地域や社会の要請に役立っているかを定期的に点検するため、アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づく点検活動を開始した。その結果、令和元(2019)年には三つのポリシーを改訂し、学位授与方針における人材養成の到達目標に対して4段階のルーブリックを策定した。

【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.4-19 長崎短期大学の全学 3 つのポリシー

- 平成 30(2018)年度からは卒業生による学びの評価や、就職先による三つのポリシーに基づく外部評価を年度ごとに実施し、本学の人材養成が地域や社会の要請に役立っているかを定期的に点検している。

【資料 2-1-c】 令和 6 年度 3 ポリ調査 (学生・就職先)・卒業 (修了) 生調査

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

- 「長崎短期大学学則」第 1 条の 3 において、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表することが規定されており、毎年エビデンスに基づく内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、報告書を取りまとめている。さらに、内部質保証の確実な履行のための点検及び評価の実施、結果の公表に関し、令和 6(2024)年度に規程を整備し、全学的な方針を明示している。

【資料 F-3】 長崎短期大学学則 第 1 条の 3

【資料 2-2-1】 長崎短期大学における点検及び評価等に関する規程

- 本学では、教育の質を保証し、さらなる向上と充実を図るためにアセスメント・ポリシーを策定している。このポリシーに基づき、設定、実施、点検・評価のサイクルを学内に定着させることによって、教育の改革及び改善に繋げている。また、令和 6(2024)年度はアセスメント・ポリシー運用計画を作成し、このサイクルを可視化することによって、より効率的・効果的な運用ができるよう改革を行った。この計画については令和 7(2025)年度から運用予定である。

【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.6 長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針 (アセスメントポリシー)

【資料 2-2-a】 令和 6 年度教授会議事録第 11 回議事録

【資料 2-2-b】 令和 6 年度運営会議議事録 第 10 回議事録

【資料 2-2-c】 令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 5 回議事録・第 7 回議事録

【資料 2-2-d】 長崎短期大学アセスメントポリシーの運用計画

- すべての委員会組織及び学科をはじめとする教育活動組織は、PDCA サイクルを用いた自己点検・評価の機能を内包している。また、これらの組織は年度末の教授会（納めの会）において、各種エビデンスに基づくそれぞれの総括を発表し、次年度の改善に資するよう努めている。

【資料 2-2-a】令和 6 年度教授会議事録 3 月納めの会記録

- 学科・コース・専攻科、各種委員会や事務局組織で行った自己点検・評価の結果は、毎年の自己点検報告書に記録し、評価結果を教育の改善に活用する流れを作っている。各年度の自己点検評価報告書は、学長及び教授会の承認を経て学内で共有し、本学のホームページで公表することによって、自己点検・評価の結果を学内で共有している。

【資料 2-2-4】長崎短期大学ホームページ（自己点検評価）

【資料 2-2-a】令和 6 年度教授会議事録第 10 回議事録

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- 本学において IR に関する活動を行っている組織は大学改革・IR 委員会及び教務委員会であり、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制を下記のとおり整備している。大学改革・IR 委員会では、本学の教学改革に関する事項について協議・検討し、改革を推進することを目的として IR に関する活動を行っている。各種調査等の結果は大学改革・IR 委員会で分析し、運営会議及び教授会に報告され、各学科・コース・専攻科で共有されることで、授業改善に努めている。教務委員会では本学の教務に関する事項について協議・検討し、教育課程の改善と充実を図ることを目的として授業評価の実施に関する事項を行っている。

【資料 2-2-5】長崎短期大学改革・IR 委員会規程

【資料 2-2-e】長崎短期大学教務委員会規程

表 2-2-1 IR 活動の一環として実施する調査等一覧

調査名	対象者	概要	結果の活用
ディプロマ・ポリシー到達度調査	在学生	年 2 回 (学期末)	・各学科・コース・専攻科において検討 ・カリキュラム及びディプロマ・ポリシーの見直しに活用
授業の自己評価とアンケート	在学生 (履修者)	年 4 回 (クォーター末)	・すべての開講科目を対象に実施。各学科・コース・専攻科において、授業改善に利用 ・教育業績書 (ティーチング・ポートフォリオ) を毎年作成し、ホームページで公開
学修行動調査	在学生	年 2 回 (学期末)	・各学科・コース・専攻科において教育課程の検証に活用
在学生卒業時調査 (短期大学コンソーシアム九州)	2 年生	年度末	・学科・コースの教育改善に活用
授業ピアレビュー	教職員	年 2 回 (前後期)	・提出されたピアレビューシートをもとに、授業改善に活用

【資料 2-2-f】令和 6 年度 DP 到達度調査結果

【資料 2-2-g】令和 6 年度授業の自己評価とアンケート結果

【資料 2-2-h】長崎短期大学ホームページ（研究情報 長崎短期大学教員一覧）

【資料 2-2-i】令和 6 年度学習行動調査結果

【資料 2-2-j】令和 6 年度在学生卒業時調査結果

【資料 2-2-k】令和 6 年度授業ピアレビュー資料

- 科目ごとの成績とは別に、入学から卒業・修了に至るまでの学修成果をレーダーチャート等で可視化したディプロマ・サプリメントを作成し、卒業生及び新 2 年生に配布している。ディプロマ・サプリメントには、ディプロマ・ポリシー達成度、キャップストーン科目、学科・コース特有の個人記録などが記載してあり、これまで令和元(2019)年度卒業生より配布し、令和 3 年(2021)年度からは新 2 年生にも配布している。卒業生にとっては学位以外の具体的な学びの記録であり、新 2 年生にとっては 1 年次の学びの記録となる。

【資料 2-2-l】ディプロマ・サプリメント見本

- ディプロマ・サプリメントやディプロマ・ポリシー到達度調査によって可視化されたディプロマ・ポリシーの達成度については、学科・コース・専攻科で授業科目の配置や配点などカリキュラム編成の見直し材料としても活用しており、IRer（IR 担当者）が年度の結果を FD(Faculty Development)研修として報告している。その後、IRer が学科・コース・専攻科毎に、その結果について詳しい解説を行い、学科・コース・専攻科ではアセスメントシートを作成して教育課程の検証に活用し、さらに検討した結果を大学改革・IR 委員会で集約し、運営会議で報告して機関として合意形成を図っている。

【資料 2-2-m】令和 6 年度第 2 回学内 FD 実施報告書

【資料 2-2-b】令和 6 年度運営会議議事録 第 7 回議事録

【資料 2-2-c】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 5 回議事録

【資料 2-2-n】令和 6 年度アセスメントシート

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- 学生の意見・要望をくみ上げるシステムは、システム図に示すとおり各種アンケートやオフィスアワー等を活用したクラスアドバイザー(CA)による面談、事務局窓口（学生支援課等）、保健室、学生相談室（カウンセラー）における相談等、複数の機会を設けて適切に整備している。

【資料 2-3-1】学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究・大学運営の改善・向上につながるシステム図

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.80-86 学生生活要項

【資料 2-3-a】令和 6 年度オフィスアワー

- 授業の自己評価とアンケート、学修行動調査、在学生卒業時調査に関しては、大学改革・IR 委員会で調査結果を集計後、分析を行い、各学科・コース・専攻科で情報の共有と課題抽出の検討を依頼している。その後、検討結果を基に課題を明確化し、改善に努めている。

【資料 2-3-3】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

【資料 2-3-9】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 4 回議事録、第 5 回議事録、第 7 回議事録、第 8 回議事録

【資料 2-3-10】令和 6 年度教授会議事録 第 6 回議事録

【資料 2-3-11】令和 6 年度運営会議議事録 第 5 回議事録

- 各学科・コース・専攻科における学科等会議は、当該学科等の教育及び研究水準の向上と円滑な運営及び学生支援体制の維持と強化を図ることを目的としている。その学科等会議では、学生の履修、生活指導、進路・就職指導及び保健指導に関する事項を検討し、学生の意見・要望の分析の結果を踏まえて教育研究や短期大学運営の改善・向上に反映している。

【資料 2-3-4】長崎短期大学学科等会議規程

- 学修環境に関する意見・要望の把握は、授業の自己評価とアンケートを通じて行っている。具体的には、「質問 14：教室（広さ・配置）や実習設備・器具等の学修環境は適切でしたか。」という質問を設けており、この質問は「不適切」から「とても適切」の 5 段階評価で実施している。

【資料 2-3-b】令和 6 年度授業の自己評価とアンケート結果

- 個別かつ具体的な意見や要望については、卒業生アンケートにおいて学修環境に関する記述を抽出し、該当部署で検討を行い、必要に応じて改善を図ることとしている。その他学生からの意見要望については、各学科・コース・専攻科、各種委員会及び事務局等で随時対応を行っている。

【資料 2-3-9】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 7 回議事録、第 8 回議事録

【資料 2-3-c】2024 年度卒業生アンケート結果

【資料 2-3-d】令和 5 年度スクールバス運行に係る、委託企業の転換と増便運行、及び利用料の値上げについて（起案）

【資料 2-3-e】令和 6 年度第 1 回ハラスメント対策委員会議事録

- 毎年度末に、各学科・コース・専攻科の代表学生を対象に三つのポリシー評価を実施している。その際、学修環境に関する要望についても聞き取り、ポリシーの改善と併せて、環境の見直しや改善に活かしている。

【資料 2-3-9】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 10 回議事録

【資料 2-3-10】令和 6 年度教授会議事録 第 1 回議事録

【資料 2-3-f】令和 6 年度 3 ポリシー在学生評価、外部（事業所）評価、卒業生による短大の学びに対する評価 調査結果について（全体版）

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- 学外関係者（卒業生・就職先・保護者・地域関係者等）の意見・要望を把握し、その分析結果を教育研究や短期大学運営の改善・向上に生かすために次の取組みを実施している。毎年、年度末に卒業生（概ね卒後3年以内）及び就職先に対し、ヒアリング調査を行っている。その結果は、大学改革・IR委員会、運営会議を経て教授会で学内に周知し、学科等会議のカリキュラム検討資料として活用している。同時に、卒業生による短大での学びの評価及び就職先による三つのポリシーの外部評価を行い、本学の人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検している。

【資料 2-3-5】学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究・大学運営の改善・向上につながるシステム図

【資料 2-3-3】長崎短期大学大学改革・IR委員会規程

【資料 2-3-2】長崎短期大学運営会議規則

【資料 2-3-9】令和6年度大学改革・IR委員会議事録 第10回議事録

【資料 2-3-10】令和6年度教授会議事録 第1回議事録

【資料 2-3-f】令和6年度3ポリシー在学生評価、外部（事業所）評価、卒業生による短大の学びに対する評価 調査結果について（全体版）

- 各学科・コース・専攻科では、毎年保護者会を対面及びWeb上で開催し、保護者との個別面談等を通じて意見や要望を把握し、学科運営等に反映させている。

【資料 2-3-6】長崎短期大学教務委員会規程

【資料 2-3-g】令和6年度保護者会実施状況とフィードバック

- 九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業推進協議会の子ども育成ワーキンググループ責任校として、長崎県及び佐賀県の大学・短期大学、自治体、経済産業界が連携し、地域の意見・要望を把握し、連携事業を推進している。

【資料 2-3-7】プラットフォーム事業委員会規程

【資料 2-3-h】九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業 子ども育成WG 共同研究報告書

- 入試・募集・広報委員会は、入試募集・広報活動の一環として企画する入試説明会、オープンキャンパス、職業分野に関する高等学校への出前授業の中で、高校生、保護者、高等学校教諭等からの聞き取りによって意見を収集し、教育の改善に繋げている。特に、毎年入学者の2割程度を占める学園内の高等学校（九州文化学園高等学校）とは、教員の授業への派遣や進学主任等との意見交換を定期的に行っている。また、毎年多くの入学実績のある高等学校（県立佐世保商業高等学校、県立川棚高等学校、県立清峰高等学校）とも入学前の意見交換を実施し、教育活動及び学生支援の体制を整えている。本学の方針、ディプロマ・ポリシー等についてはおおむね理解されており、外部関係者からの要望に都度対応している。

【資料 2-3-8】長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程

【資料 2-3-i】令和6(2024)年度高校との情報交換会

- 保育学科では地域の保育人材ニーズの動向やその育成・採用・研修のあり方について西九州させば広域都市圏に属する自治体の保育行政責任者及び担当者、保育幼児教育施設関係者、文教・福祉政策に関わる県議会議員・市町議会議員を対象に計3回の意

見交換会を実施した。その場では地域で保育人材の慢性的な不足が生じており、地域が必要とする保育人材の量的供給を強く望む声が挙がった。この意見に対し、保育学科では、学生個人の経済状況、ライフスタイルなど、学生一人ひとりに寄り添った多様な学びの機会を提供し、保育者を目指す志願者を継続して確保していくために令和8(2026)年度から長期履修制度を利用した3年コースを設置する教学改革に着手した。

【資料 2-3-j】長崎短期大学保育人材共創委員会関連資料

③内部質保証のための学科、専攻課程などと短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

- 三つのポリシーを起点とした内部質保証は、アセスメント・ポリシーに基づき、機関レベル、教育課程レベル、学生個人レベルで学修成果の評価を実施している。各種アンケート等は、全学、学科・コース・専攻科別に集計を行い、経年比較等を行っている。教育課程レベルでは、成績評価の分布、授業の自己評価とアンケート等を活用し、学生個人レベルではディプロマ・サプリメント、学修総まとめ科目（キャップストーン科目）、学修成果到達度調査等の評価を適切に行い、教育研究の改善・向上に繋げている。

【資料 F-5】令和6年度学生便覧 p.6 長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメントポリシー）

【資料 2-2-n】令和6年度アセスメントシート

【資料 2-3-9】令和6年度大学改革・IR 委員会議事録 第5回議事録

【資料 2-3-k】令和6年度教務委員会議事録 第11回議事録

- 本学の教育機能の現状と課題を見直し、「Society5.0」の実現に向けた未来を支える人材を育むために、特色ある教育研究の推進や地域社会への貢献などを全学的・組織的に取り組んだ結果、「令和6年度私立大学総合改革支援事業」においてタイプ1『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に選定された。

【資料 2-3-1】令和6年度 私立大学等経常費補助金に係る「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の選定結果について（通知）

- 中期計画は「中期計画策定要領」に従い、理事長示達の方針、取り組むべき事項、留意点、目指すべき人材像等を考慮して策定している。適切な中期計画の検討・策定にあたっては、特に、認証評価等の結果を踏まえること、学内外の環境の変化を予測すること、さらに、ガバナンス・コードとの整合性に留意することが明示されている。

【資料 2-3-m】学校法人九州文化学園中期計画 令和3年度～令和7年度（5ヵ年）策定要領

- 中期計画に基づく事業計画及び事業報告は、点検・評価等の内容や結果等を反映しており、内部質保証の仕組みとして機能している。

【資料 F-7】令和6年度事業計画書

【資料 F-8】令和6年度事業報告書

- 17の常設委員会及び学科等の各専門教育課程は、PDCA サイクルに基づく自己点検・評価機能を備えている。年次の計画に基づき実施された各組織の活動の結果は、毎年度、自己点検報告書に取りまとめられる。自己点検・評価委員会では、各組織の報告

に基づき評価を行うこととしている。その後、運営会議における審議を経た上で、教授会の最終的な承認を受けるものとしている。

【資料 2-3-n】令和 6 年度自己点検・評価委員会議事録 第 4 回議事録

【資料 2-3-10】令和 6 年度教授会議事録 第 10 回議事録

【資料 2-3-11】令和 6 年度運営会議議事録 第 9 回議事録

- 自己点検・評価、認証評価等の結果は積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力している。結果は本学のホームページに掲載している。

【資料 2-3-12】長崎短期大学ホームページ（自己点検評価）

- すべての委員会組織と教育活動組織は年度末の教授会（納めの会）において、それぞれ総括し、次年度の改善に資するよう努めている。

【資料 2-3-10】令和 6 年度教授会議事録 3 月納めの会記録

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 学生の“学びのループ”と教職員の“教学マネジメント改善ループ”を連動させることによってエンrollment・マネジメントを構築し、構造内に学修成果の可視化に向けた測定のしくみを配置し、改善・向上に取り組んでいる。
- 教育の質を保証し、さらなる向上と充実を図るためにアセスメント・ポリシーを策定している。このポリシーの効率的・効果的な運用を目的にアセスメント・ポリシー運用計画を作成した。
- IRer が作成するディプロマ・ポリシーの達成度評価資料は、学科・コース・専攻科で授業科目の配置や配点などカリキュラム編成の見直し材料としても活用している。
- IRer は年度の結果を FD 研修として報告し、学科・コース・専攻科ではアセスメントシートを作成して教育課程の検証に活用している。さらに検討した結果を大学改革・IR 委員会で集約し、運営会議で報告して機関として合意形成を図っている。
- 在学生に対して授業の自己評価とアンケート、在学生卒業時調査、学修行動調査を実施している。これらのデータにより学生のニーズを把握し、教育課程の検証や授業内容及び学修環境の改善に活用している。
- 毎年、卒業生による本学での学びの評価や、在学生を対象としたディプロマ・ポリシー到達調査、在学生・就職先による三つのポリシーの評価を実施し、内容の検討を行い、具体的な改善に活用している。これらの評価を通じて、本学の人材養成が地域社会の要請に応えているかを定期的に点検している。
- ディプロマ・サプリメントを作成し、科目ごとの成績とは別に、入学から卒業・修了に至るまでの学修成果をレーダーチャート等で可視化し、卒業生及び新 2 年生に配布している。卒業生にとっては学位以外の具体的な学びの記録であり、新 2 年生にとっては 1 年次の学びの記録となっている。
- 毎年度末の納めの会において、すべての学科・コース・専攻科及び委員会が活動報告を行い、今後に向けた検討事項を全教職員で共有し、改善に向けた取組みを行っている。

- 「令和6年度私立大学総合改革支援事業」においてタイプ1「『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に選定された。
- 学校法人系列の九州文化学園高等学校だけでなく、近隣の高等学校とも入学前の意見交換を行うことで、入学前から学生支援体制を整えることができた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ディプロマ・ポリシー到達度調査、学修行動調査、在学生卒業時調査等複数の調査を行い、大学改革・IR委員会で分析しているが、令和6年度の結果においては詳細な検討や結果の活用については途上である。具体的な改善等の実施については順次翌年度中に行う予定である。
- 授業の自己評価とアンケート結果の活用について、各教員が結果に基づいて授業改善の検討を行っているが、各教員の結果に基づく授業改善の内容を全学的な教学改善に繋げるような仕組みを構築する必要がある。
- 各種アンケート調査における回答率のばらつきがあり、結果の活用に至らない場合がある。回答率の向上に向けた取組みが必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 各種アンケートの結果について、各学科・コース・専攻科それぞれで課題を抽出し、教育研究や短期大学運営の改善・向上にむけた改善策を検討している。その改善策を、アセスメントシートを導入して集約し、情報共有できる仕組みを令和6(2024)年度より実施した。
- アンケート回答率の向上ための取組みとして、①アンケート実施期間を延ばすなどの期間の検討、②学生に対する声かけ方法の検討、③アンケートの種類や回数を調整し、学生の負担軽減について検討を進めている。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

- 本学は、教育理念及び教育目標に基づき、卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に定める人材を育成するため、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に則り教育を行う。これに基づき、アドミッション・ポリシーを設定し、入学者の適切な選抜を実施している。アドミッション・ポリシーの策定及び改訂は、各学科・コース・専攻科において検討され、その後、大学改革・IR 委員会及び運営会議で協議後、教授会で審議し、確定される。

【資料 3-1-2】長崎短期大学教授会規程

【資料 3-1-3】長崎短期大学運営会議規則

【資料 3-1-4】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

【資料 3-1-5】長崎短期大学学科等会議規程

- アドミッション・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる五つ（専攻科は四つ）の資質・能力に到達することが期待できる学生像として策定しており、教育目的を反映したものである。アドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、本学のホームページ、学生便覧などを通じて周知している。また、オープンキャンパスや進学説明会において説明を行い、本学が求める入学者像の周知に努めている。

【資料 F-2】長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025p.16、22、28、34、40、46

【資料 F-4】令和 7 年度 学生募集要項 本科 p.1-5 専攻科 p.1

【資料 3-1-1】長崎短期大学ホームページ（3 つのポリシー/アセスメントポリシー）

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- 入試・募集・広報委員会は、「入学試験の基本方針に関する事項」、「入学試験の評価に関する事項」、「入学者選抜方法の改善に関する事項」等の検証を行っている。学校推薦型選抜、総合型選抜、特待生選考、一般選抜、社会人選抜の各入学者選抜方法において、機関のアドミッション・ポリシー及び各学科並びにコースのアドミッション・ポリシーに基づき、高等学校で培われる学力の三要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働し学ぶ態度）について入試ごとの選考基準を定め、多面的かつ総合的な評価を行っている。また、面接においては、アドミッション・ポリシーに関連する質問を面接設問票に反映し、ポリシーに即した入学者選抜を実施している。面接試験が無い入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーを理解してもらうため、本学のホームページや大学案内、学生募集要項への

記載による周知を行うとともに、オープンキャンパスや個別相談会の参加者に対して個別の周知を行っている。

【資料 F-4】令和 7 年度 学生募集要項 本科 p.1-5 専攻科 p.1

【資料 3-1-6】長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程

【資料 3-1-a】令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 8 回議事録

【資料 3-1-b】入学者選抜の妥当性の検証について

- 本学の入学者選抜では、高等学校教育で培われた学力の三要素について測るため、入試区分ごとに選考基準を設定し評価している。調査書を積極的に活用し、面接や面談においては、面接担当者を 2 人以上配置することで評価の偏りが生じないようにしている。また、国語、英語、数学、小論文の試験を導入し、英語試験においては、本学が定める TOEIC(Test of English for International Communication)や実用英語技能検定等の試験結果に応じて得点換算を行い、入学志願者の能力・適性及び学修の成果を多角的かつ客観的に評価している。いずれの入試形態においても、総合的に判定を行い、公正かつ適正に実施している。

【資料 F-4】令和 7 年度 学生募集要項 本科 p.1-5 専攻科 p.1

- 令和 7(2025)年度入試より、「大学入学共通テスト利用選抜[英語資格型]」において、英語の外部試験を導入し、英語の 4 技能を測りつつ入学志願者の能力、意欲及び適性を総合的に判定している。

【資料 F-4】令和 7 年度 学生募集要項 本科 p.21

- 入試結果の検証及び活用として、各学科・コース・専攻科において入試結果を検証し、学生支援などに活用している。

【資料 3-1-a】令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 8 回議事録

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- 過去 3 年間の入学者数の推移は表 3-1-1 のとおりである。全体として入学定員を満たしておらず、本科の 2 学科において漸減傾向が見られる。この要因として、①18 歳人口の減少及び教育無償化による四年制大学進学志向の高まり、②景気の上昇に伴う国家資格養成課程志願者の全国的な減少、③教育系（特に幼児教育分野）志願者の全国的な減少、④受験生の進学先決定の早期化などが主な外的要因として挙げられる。

表 3-1-1 入学者数の推移

学科等	区分	2023 年度	2024 年度	2025 年度
地域共生学科 (135)	志願者	189	169	155
	合格者	158	146	141
	入学者	139(1.03)	133(0.99)	127(0.94)
保育学科 (100)	志願者	92	86	56
	合格者	91	81	56
	入学者	81(0.81)	76(0.76)	55(0.55)
専攻科 (10)	志願者	4	7	5
	合格者	4	7	5
	入学者	4(0.40)	7(0.70)	5(0.50)

※小数第 3 位を四捨五入

- 学生受入れ数を維持できない要因として、高校生以外の層に対する受験機会が少ないことが考えられる。この点については、次年度の入学試験において、出願資格や試験内容、試験日の改善により志願者減の解消が期待される。

【資料 3-1-a】令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 12 回議事録

- 地元への周知及び広報活動として、毎年オープンキャンパスや学校見学会を実施している。オープンキャンパスは年間 5 回（3 月、7 月、8 月に 2 回、10 月）開催し、体験授業や在学生の協力を通じて本学の特色を周知している。令和 6(2024)年度に実施した高大連携事業の一環である学校見学会は、長崎県立清峰高等学校、長崎県立佐世保東翔高等学校、長崎県立北松農業高等学校、長崎県立波佐見高等学校の計 4 校が対象となり、内容は、模擬授業、在学生講話、施設見学であった。また、令和 7(2025)年度のオープンキャンパスは、高校生の進路選択の早期化に伴い、5 月、7 月、8 月、10 月、3 月と年間 5 回の開催を計画している。

【資料 3-1-a】令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 8 回議事録

- 入学定員に沿った適切な学生数を確保するため、従来のオープンキャンパスや高大連携事業に加え、早い段階から本学の存在を高等学校及び高校生にアピールして母集団を形成する。また、本学のホームページや SNS の内容を充実させることで、本学の長を広く周知し、各種メディアを活用して発信力を高めていく。

【資料 3-1-a】令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 13 回議事録

- 入学生に対しては入学生アンケートを実施し、その結果を入試・募集・広報委員会で情報共有している。この結果は、ライバル校の設定、広報ツールの選定及び広報スケジュールの策定の参考にしている。

【資料 3-1-a】令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 3 回議事録

【資料 3-1-c】令和 6 年度入学生アンケート集計結果

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- 本学の学生支援を含めた年間の方針については年度初頭の教授会（始めの会）において学長 FD(Faculty Development)として示達され、各学科・コース・専攻科はその内容に基づき年度の方針を検討し、定める。

【資料 3-2-1】20240402 年度始めの会学長 FD 資料

- 令和 6(2024)年度事業計画書では、「8)学生・生徒・児童・園児の支援活動」において支援活動の目的を掲げ、学修支援、学生生活支援、進路支援、就職活動の支援、奨学費の圧縮の五つの項目について具体的取組・目標を定めている。

【資料 F-7】令和 6(2024)年度事業計画書 p.24-25

- 学修支援を行う組織として教員と職員で構成する教務委員会、自己点検・評価委員会、大学改革・IR 委員会がある。また、入試・募集・広報委員会では入学予定者に対する学修支援を推進している。さらに、各学科・コース・専攻科においては、CA が中心となり、所属する学生に対する手厚い学修支援を行っている。このように教員と職員が協働し、入学前から卒業までの学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している。

【資料 3-2-2】長崎短期大学教務委員会規程

【資料 3-2-3】長崎短期大学自己点検・評価委員会規程

【資料 3-2-4】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

【資料 3-2-5】長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程

【資料 3-2-6】長崎短期大学学科等会議規程

- 教務委員会の所掌事項は、①授業時間割の編成に関する事項、②非常勤講師 に関する事項、③講義概要（シラバス）等の作成に関する事項、④授業評価の実施に関する事項、⑤学業成績に関する事項、⑥単位互換に関する事項、⑦既修得単位に関する事項、⑧その他教務に関する事項の 8 項目である。

【資料 3-2-2】長崎短期大学教務委員会規程

- 自己点検・評価委員会の所掌事項は、①自己点検及び評価に関すること、② 第三者機関による評価に関すること、③自己点検及び評価の結果並びに第三者機関による評価結果への対応と公表に関すること、④その他短期大学の評価に関することの 4 項目である。

【資料 3-2-3】長崎短期大学自己点検・評価委員会規程

- 大学改革 IR 委員会の所掌事項は、①FD に関すること、②SD に関すること、③IR に関すること、④研究紀要の編集・刊行に関すること、⑤その他大学改革の推進に関することの 5 項目であり、特に①～③の項目において学修支援に関与している。

【資料 3-2-4】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

- 入試・募集・広報委員会の所掌事項は、①入学試験の基本方針に関する事項、②入学試験の評価に関する事項、③入学者選抜方法の改善に関する事項、④学生募集に関する事項、⑤広報のための印刷物等に関する事項、⑥オープンキャンパスの開催に関する事項、⑦高大連携に関する事項、⑧高等学校との連絡調整に関する事項、⑨その他入学試験及び学生募集に関する事項の 9 項目である。

【資料 3-2-5】長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程

- 特に上述の①及び⑨の項目に関して、入学者選抜における入学手続き完了者（入学予定者）に対し、1 月下旬より全学的に入学前教育を行っている。入学後に必要となる基礎学力を育成するため、課題を課すことに加え、対面もしくは WEB にて入学前講座を行い、入学予定者のモチベーションの向上に努めている。また、⑧に関する事項として、毎年多くの入学実績のある高等学校（県立佐世保商業高等学校、県立川棚高等学校、県立清峰高等学校）と入学前の意見交換を実施し、教育活動及び学生支援の体制を整えている。

【資料 3-2-a】令和 6(2024)年度高校との情報交換会

【地域共生学科】

- 地域共生学科では、四つのコースの在籍数や教員配置数の違いを踏まえつつ、それぞれの特色を生かした学修支援体制を整備している。Class Adviser(CA)を中心とした支援に加え、保健室及び School Counselor(SC)との緊密な連携のもと、各コースで行う入学前教育、オリエンテーション期間から在学中に至るまで、切れ目のない支援を実施している。入学前の配慮申請、UPI 検査及び個別面談を通じた情報共有に基づき、必要に応じて個別支援を行っており、休学者への定期的な連絡や、家庭の支援が求められる学生への早期対応にも積極的に取り組んでいる。また、各コースでは教育目標に基づいた支援を展開し、学生同士の縦のつながりを生かした体制づくりにも力を入れている。

【資料 3-2-b】 令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

- 留学生の支援については、国際コミュニケーション、製菓、介護福祉の 3 コースにおいて、留学生指導担当教員が中心となり、入学前から在学中に至るまで一貫した支援体制を構築している。特に、国際コミュニケーションコースは受け入れ実績が豊富であり、同コースの教員が他コースの留学生支援にも助言を行うなど、支援の質の向上に寄与している。学生支援課の留学生担当職員との連携も密に行われており、情報を共有しながら学生一人ひとりの状況に応じた対応が図られている。

【資料 3-2-c】 留学生オリエンテーション資料

- 資格取得支援においては、食物栄養（栄養士）、製菓（製菓衛生師）、介護福祉（介護福祉士）の 3 コースにおいて、国家資格取得を最終目標としたカリキュラムに基づく計画的かつ丁寧な指導が実施されている。定期試験や実習を通じた学力の定着に加え、目標に達しない学生には事前指導や再試験を重ねるなど、全員の合格を目指した支援が展開されている。さらに、国際コミュニケーションコースでは語学検定試験合格を目標とした指導のもと、語学力向上を図っており、成果として海外留学や大学編入への進路実績が見られる。成績優秀者には学内外での活躍の機会を提供し、学修意欲の維持・向上にも努めている。

【資料 3-2-d】 令和 6(2024)年度資格検定等の実績

【地域共生学科 食物栄養コース】

- 食物栄養コースでは、CA を中心に、年 2 回の定期面談及び随時の個別面談を実施し、学生の学校生活や学修状況を的確に把握している。Gmail や LINE 等の ICT(Information and Communication Technology)ツールを活用した日常的な連絡体制により、学生に対するきめ細やかな支援を実現している。また、保健室や学生相談室とも連携し、隔週で行われるコース会議を通じて、配慮が必要な学生の状況を教員間で共有し、迅速な対応を可能とする体制を整備している。こうした取組みにより、学修不振による中途退学や休学はほとんどなく、その他の理由による休学者に対しても継続的な支援を実施している。

【資料 3-2-e】 各学科・コース・専攻科における学修支援①地域共生学科食物栄養コース 令和 6(2024)年度食物栄養コース議事録（第 1 回）

- 入学前には、対面によるオリエンテーションや学習課題の提供を通じて、入学後の不

安軽減と学修準備の支援を行っている。令和 6(2024)年度は高い出席率(97.2%)を記録し、参加者からも好意的な評価が得られている。入学後は、各クォーター終了後に教員間で成績状況を確認し、成績不良の学生に対しては CA 及び担当教員による個別指導や補習、再試験を組み合わせた支援を行い、単位修得を促進している。

【資料 3-2-f】令和 6(2024)年度入学前教育資料（令和 7(2025)年度入学者対象）①地域共生学科食物栄養コース

- 学外実習に向けた教育として、事前・事後指導科目を設け、実習に臨む姿勢やマナー、課題への対応方法についての指導を徹底している。さらに、2 年生を対象に「栄養士実力認定試験」の受験を推奨し、対策授業やオンラインドリルを活用した自律的な学修支援にも力を入れている。これにより、学生の専門知識の定着と試験対策の強化を図っている。

【資料 F-13】シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「学外実習事前・事後指導」、「総合演習 B」

- 学修意欲の高い学生への支援として、令和 5(2023)年度より新たに設置した「栄養士専門演習」では、学生の興味関心に応じた専門性の高い学びの機会を提供し、主体的な学修を促進している。令和 6(2024)年度には、編入学希望者への支援や、企業と連携した弁当レシピの開発・販売など、実践的な活動を通じた学びも展開した。

【資料 F-13】シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「栄養士専門演習」

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援①地域共生学科食物栄養コース 栄養士専門演習活動資料

- 学生同士や保護者との連携にも力を入れており、1・2 年生間の交流会を年 1 回実施し、学年を超えた関係づくりの機会を設けている。保護者に対しては、公式 LINE を通じた連絡体制を整備し、欠席情報の共有や相談対応を行っている。また、授業参観や面談会を毎年実施しており、出席率に課題は残るものの、保護者からは好評を得ている。今後は、より多くの保護者が参加できる方法の検討が課題である。

【資料 3-2-g】令和 6 年度保護者会実施状況

【資料 3-2-h】保護者対応資料（保護者会等）①地域共生学科食物栄養コース

【地域共生学科 製菓コース】

- 製菓コースでは、CA を中心にコース教員全体で学生支援を行っている。年度初めの個別面談や保健室・学生相談室との連携、コース会議での情報共有により、心身の不調や出席不良が見られる学生に対して迅速な対応を行っている。欠席が続く学生には教員から直接指導を行い、保護者とも連携を図って支援体制を整備している。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援②地域共生学科製菓コース
令和 6(2024)年度製菓コース議事録 第 2 回議事録、第 13 回議事録

- 入学前教育では、化学や数学の基礎知識の復習を通じて製菓衛生師に必要な素養を身につけさせるとともに、3 月中旬には対面オリエンテーションを実施し、実習着の採寸や器具購入などを行うとともに、時間割やインターンシップの説明を行い、入学への不安解消に努めている。また、年度初めのオリエンテーションでは教育方針や現場

で求められる姿勢について講話を実施し、学びの意欲を高めている。

【資料 3-2-f】令和 6(2024)年度入学前教育資料（令和 7(2025)年度入学者対象）②地域共生学科製菓コース

- 学修面では、成績不良の学生への個別指導に加え、日本語能力が不十分な一部の留学生には補習を実施して単位取得を支援している。さらに、教員が日常的に授業前後で学修相談に応じ、生活や出席状況に課題のある学生には保護者とも連携して対応している。また、2 年次には製菓衛生師資格取得に向けた演習や対策講座を開講し、国家試験合格を支援している。優秀な学生には外部コンテストや地域連携活動への参加、「ラッピングコーディネーター」資格取得等を促し、学長賞などの受賞につなげている。生活面では、留学生の経済的負担を軽減するため、卒業生から譲り受けた実習着や器具を活用しているほか、留学生と日本人学生とのグループ活動を通じて日常的な支援体制を構築している。学年を超えた学生同士の交流は、オープンキャンパスや学園祭などを通じて機会の提供をしている。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援②地域共生学科製菓コース
令和 6 年度 1Q スリランカ留学生の対応、令和 6 年度製菓衛生師試験対策講座、製菓衛生師試験対策に関するアンケート (R6)、「ラッピングコーディネーター」資格試験対策講座カリキュラム

【資料 3-2-i】令和 6 年度 表彰・代表学生一覧

- 保護者との連携としては、1・2 年次で保護者会を実施し、「インターンシップ報告会」や「カフェ学」で修得したドリンク技術の披露、卒業前の「デザートブッフェ」などを通じて学生の学びを可視化している。保護者会での面談希望は少なかったが、参加者からは高評価を得ており、今後も継続的な実施を予定している。

【資料 3-2-g】令和 6 年度保護者会実施状況

【資料 3-2-h】保護者対応資料（保護者会等）②地域共生学科製菓コース

【地域共生学科 介護福祉コース】

- 介護福祉コースでは、各学年 2 名の CA を中心に、年 2 回の個別面談と必要に応じた随時面談を実施しており、毎年 9 月には CA、保護者、学生による三者面談も行っている。学生とのコミュニケーションには対面に加え、LINE グループや Google クラクルームを活用しており、少人数制ならではのきめ細かな支援体制が構築されている。また、1 年生の不安軽減を目的に、2 年生によるスーパービジョンの機会を設け、学年を超えた交流と支援体制の強化にも取り組んでいる。今後は国家試験や進路に関する相談体制のさらなる強化を図っている。

【資料 3-2-g】令和 6 年度保護者会実施状況

【資料 3-2-h】保護者対応資料（保護者会等）③地域共生学科介護福祉コース

- 入学前教育では、介護に関する基礎用語の学修を行い、入学後の学修への円滑な移行を支援している。また、3 月中旬の入学前オリエンテーションでは、授業や経費、予防接種などについて説明し、学生の不安軽減に努めた。参加者からは事前にクラスメートと顔合わせができたことを好意的に受け止める声が寄せられている。

【資料 3-2-f】令和 6(2024)年度入学前教育資料（令和 7(2025)年度入学者対象）③地

地域共生学科介護福祉コース

- 日々の学生の変化や困りごとは、週1回のコース会議において教員間で共有され、急を要する場合は Google クラウドで迅速に連絡を取り合っている。定期試験の結果を基に、成績不良者には科目ごとの補習や再試験、個別指導を行い、確実な単位修得を支援している。欠席が3回以上となった際は保護者にも連絡し、教員と家庭が連携して学生の継続学修を支援している。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援③地域共生学科介護福祉コース 第40回介護福祉コース会議議事、発達と老化の理解 再試補習用プリント、

- 留学生には週3回の日本語授業を実施し、日常会話や介護用語の理解を支援している。さらに、日本人学生とのグループワークを通じて、音読や会話練習を行い、早期適応を目指している。生活面ではアルバイト先の把握や体調管理の支援を行い、経済的な課題については奨学金や施設からの支援、事務局との連携により学費納入をサポートしている。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援③地域共生学科介護福祉コース R6年度介護福祉1年生時間割（日本語教育）、R6年度介護福祉2年生時間割（日本語教育）

- 国家試験対策としては、1年後期から説明を開始し、2年次には週3コマの対策授業を実施している。過去問題演習や全国模擬試験などを通じて、実践的な学力向上を図っている。優秀な学生には「介護福祉士養成給付型奨学生」への推薦を行うなど、意欲のさらなる向上を支援している。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援③地域共生学科介護福祉コース 介護福祉全国模試結果、生命保険協会決定通知（介護福祉）

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- 国際コミュニケーションコースでは、CAを中心に、定期的な面談や必要に応じた随時面談を通じて、学生の学校生活及び学修状況を把握している。Google クラウドのメールやチャット機能を活用し、学修支援と情報提供を行うほか、保健室・学生相談室と連携して多面的なサポートを実施している。週1回のコース会議では学生の様子について教員間で情報を共有し、一丸となって支援にあたっている。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援④地域共生学科国際コミュニケーションコース 国際コミュニケーションコース R6年度議事録 【※コピー用テンプレート】(2)学生動向

- 入学時には、全入学予定者に対して Google フォームによるアンケートを実施し、語学学修歴や学修に対する不安を把握している。語学教員によるオンライン面談のほか、語学力に応じた課題提示や Google アプリケーションガイドの提供により、入学準備をサポートしている。入学後のオリエンテーションでは、安心して学修生活をスタートできるよう、積極的な情報提供と居心地の良い雰囲気づくりを重視している。

【資料 3-2-b】令和6年度オリエンテーションスケジュール

【資料 3-2-e】令和6(2024)年度入学前教育資料（令和7(2025)年度入学者対象）④地域共生学科国際コミュニケーションコース

- 中途退学や休学を防止するため、CA が中心となりきめ細かな面談を行い、経済的・対人関係の悩みを抱える学生には事務局や保健室と連携して対応している。また、学生同士の交流と学修環境の形成を目的に、先輩による学修体験プレゼンや留学生と日本人学生の共同学修を積極的に取り入れており、相互理解と協力を促進する仕組みを整えている。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援④地域共生学科国際コミュニケーションコース クルーズ船チラシ：茶道(SADO):Onboard Japanese Tea Ceremony by Nagasaki Junior College、第7回韓国人留学生歓迎会&日韓交流会ポスター、長崎短期大学異文化交流 BBQ ポスター

- 留学生支援としては、日本語授業を習熟度別に実施し、個別の目標に応じた学修指導を行っている。クラス編成や授業内容にも配慮し、母語の異なる学生同士が協働できる環境を構築している。CA との個別面談や学生支援課との連携により、学費、生活、アルバイト、進路など幅広い面で個別支援を行っている。さらに、進路に関する学修を日本語や総合科目に取り入れ、将来設計に向けた支援を強化している。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援④地域共生学科国際コミュニケーションコース 国際コミュニケーションコース 1Q5Q 留学生日本語クラス分け

- 語学教育では、英語、韓国語、中国語、日本語の各言語において習熟度別のクラス編成をし、基礎学力に課題を有する学生に対しても対応した指導を行っている。また、Google クラウドルームやオフィスアワーを活用した個別支援を行い、授業外においても語学向上を図っている。さらに、英語 (TOEIC)、韓国語 (TOPIK)、中国語 (HSK・HSKK)、日本語 (JLPT・J.TEST) 等の語学検定における上位級の取得を目標とした支援や、「サービス接遇検定」等の各種資格取得に向けた支援も積極的に展開している。さらに、令和 6(2024)年度より、語学力及び表現力の向上を目的として「SPEAK UP チャレンジ」を開催しており、学生の学修意欲の喚起と能力向上を図る機会としている。

【資料 3-2-d】令和 6(2024)年度資格検定等の実績

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援④地域共生学科国際コミュニケーションコース 国際コミュニケーションコース R6 年度議事録 第 6 回議事録、第 7 回議事録、国コミ・Speak Up チャレンジカップ!2024 (ポスター)、2024 年度「第 1 回 Speak Up チャレンジ」受賞者名簿他

【保育学科】

- 保育学科においては、CA 制度を基盤とした相談・指導体制を整備している。各学年の CA が中心となり、学生の修学状況や生活面への支援を目的として、定期的な面談及び個別指導を実施している。また、学科会議では学生の生活状況、授業態度、学修意欲、進路希望等に関する情報を共有し、学科全体で組織的な支援に取り組む体制を構築している。配慮を要する学生に対しては、保健室や学生相談室との連携により、迅速かつ適切な対応を図っている。さらに、保護者会を定期的に行い、学修・生活状況に関する情報を共有することで、家庭との連携を強化し、学生の修学環境の充実を図っている。

【資料 3-2-g】令和 6 年度保護者会実施状況

【資料 3-2-h】保護者対応資料（保護者会等）長崎短期大学⑤保育学科

- 入学前教育として、入学予定者に対し学修意欲の向上と保育への関心喚起を目的とした課題を課している。具体的には、目標曲を設定したピアノの練習、自由選書による読み聞かせ、課題図書感想文作成、及び親子の遊びの観察記録など、多面的な課題により、入学前から保育への理解を深める取組を実施している。入学後のオリエンテーションにおいては、2 年間の学びの全体像や求められる資質・能力について説明し、履修指導を通じて主体的な学修姿勢を育成している。

【資料 3-2-b】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

【資料 3-2-f】令和 6(2024)年度入学前教育資料（令和 7(2025)年度入学者対象）⑤保育学科

- 学生の欠席増加や成績不振、人間関係の問題等が認められた場合には、CA が速やかに保護者と連絡を取り合い、家庭と連携した支援を行っている。体調不良や学修意欲の低下が見られる学生には個別面談を実施し、必要に応じて保護者との三者面談を行いながら、早期の問題解決を図っている。また、休学中の学生に対しても定期的に連絡を取り、復学への意欲喚起を行っている。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑤保育学科 臨時保育学科会議議事録(2024.04.16)、保育学科会議議事録(2024.05.28)、欠席回数確認調査票

- 教育課程においては、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得を目指し、「実習指導」等の専門教育科目を配置し、実習に必要な知識、技能、態度の修得を図っている。さらに、2 年間の学びの集大成として「保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）」をキヤップストーン科目として位置づけ、自己課題の整理及び課題解決のための振り返りを行うことで、保育者としての資質向上に資する取組を推進している。

【資料 F-13】シラバス集⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目「実習指導（保育実習指導 I・教育実習指導）（1 年次）」、「実習指導（保育実習指導 I・教育実習指導）（2 年次）」、「保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）」

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑤保育学科 保育実践演習（教職実践演習）課題シート No5

- 特待生に対しては学業奨励とともに、学校行事等への積極的参加を促し、学修意識の向上を図っている。学業優秀者には卒業時に学長賞等の表彰を行い、学生の努力を顕彰している。オープンキャンパスでは、特待生が体験授業や学生間交流の中核を担い、2 年生が 1 年生を指導する「保育スキルアップ講座（ピアノ）」などを通じて、相互学習と技能向上を図る環境を整備している。

【資料 3-2-l】令和 6 年度 表彰・代表学生一覧

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑤保育学科 令和 6 年度保育 2 年指導者一覧（スキルアップピアノ）

【専攻科保育専攻】

- 専攻科保育専攻では、学生の修学支援及び学修意欲の向上を推進し、保育者としての成長を組織的に支えている。CA を中心とした支援体制を整備し、グループラインを

活用した健康状態や登校状況の把握に加え、アクティブ・ポータル及び手書き出席簿の併用により出席状況を把握し、授業参加に問題がある学生については早期に個別面談を実施し、学修環境の整備に努めている。保健室及び学生相談室と連携し、体調不良や進路への不安を抱える学生に対しては、保護者との連携及びインターンシップ園との調整を通じて、適切な支援を提供している。こうした継続的な対応により、開設以来休学者を出すことなく、全学生が修了に至っている。個人面談や保護者面談では、成績や GPA(Grade Point Average)等の学修情報を活用し、学修状況の分析に基づいた具体的な支援を行っている。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑥専攻科保育専攻 令和 6 年度第 1 回専攻科会議 議事録および実施録

【資料 3-2-g】令和 6 年度保護者会実施状況

【資料 3-2-h】保護者対応資料（保護者会等）長崎短期大学⑥専攻科保育専攻

- 入学試験では保育研究に関する自己課題を問う面接を実施し、入学前からの学修意欲喚起を図っている。入学後には、ディプロマ・ポリシーの理解を促すオリエンテーションを行い、目指すべき保育者像及び学士像を明確に提示し、学びへの動機づけを強化している。

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑥専攻科保育専攻 令和 6 年度専攻科年間行事計画

- 授業では、学生の学力や志向に応じたテーマや課題設定を通じ、ディスカッションやレポート作成等の活動を取り入れた主体的な学びを重視している。学業優秀者には、学長賞の授与や修了証書総代としての表彰を行い、学修意欲のさらなる向上を促している。

【資料 3-2-i】令和 6 年度 表彰・代表学生一覧

- 学位「学士（教育学）」及び幼稚園教諭一種免許状の取得に向けては、「修了研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の段階ごとに手続きや研究指導を丁寧に行っている。キャップストーン科目である「修了研究Ⅲ」においては、自己課題の整理及び将来展望に関する考察を行う機会を設けている。研究支援としては、夏期に「合同ゼミ検討会」、冬期には「研究発表会」及び「研究経過発表会」を開催し、学生同士の相互交流を通じて研究の深化を促進している。

【資料 F-13】シラバス集⑧専攻科保育専攻科目「修了研究Ⅰ」、「修了研究Ⅱ」、「修了研究Ⅲ」

【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑥専攻科保育専攻 R6 年度前期修了研究合同ゼミ検討会、R6(2024)年度専攻科研究発表目次

- インターンシップ支援として、後期には 1・2 年合同の「保育実践特別研究」を実施し、学年間の情報共有と実践知の継承を図っている。オープンキャンパスにおいては、専攻科学生が模擬授業や学科説明を担当し、高校生及び保育学科生との交流を担っている。これにより、保育に対する理解と関心を広げるとともに、専攻科の学びを対外的に発信する役割も果たしている。

【資料 F-13】シラバス集⑧専攻科保育専攻科目「保育実践特別研究」

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

- 学修支援の一環として、茶道文化及びピアノの授業において SJ(Student Job)を活用し、学びのサポートを行っている。この体制により、学生の学びをより効果的にサポートし、実践的な学修環境を提供している。
 - 【資料 3-2-7】長崎短期大学スチューデント・ジョブ制度に関する規程
 - 【資料 3-2-8】長崎短期大学 TA に関するガイドライン
 - 【資料 3-2-e】各学科・コース・専攻科における学修支援⑤保育学科 令和 6 年度保育 2 年指導者一覧 (スキルアップピアノ)
- すべてのシラバスにオフィスアワーを記載し、学生に周知している。これにより、学生は教員と個別に相談する時間を確保し、学修の進捗や疑問点を解決できる環境を提供している。また、各教員のオフィスアワーは一覧にまとめ、Google クラウドスプレッドシートを用い、学生に周知している。この体制は、学生の学修支援をより一層充実させるために重要な役割を果たしている。
 - 【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.83 学生生活要綱 8.オフィスアワーについて
 - 【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集
 - 【資料 3-2-9】2024 (令和 6) 年度 オフィスアワー
- 障がいのある学生への合理的な配慮は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (一部改正 : 令和 3(2021)年 6 月 4 日公布)」及び、同対応指針 (平成 27(2015)年 11 月 26 日付 27 文科初第 1058 号) の理念に基づき「長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を制定し、修学上の配慮に関するシステムを運用している。さらに、配慮する際に参考となるように、平成 27(2015)～29(2017)年度の 3 か年で本学と長崎国際大学の教職員との共同により「学生サポートブック」(授業編、入学前・入学期編、卒業・就職活動期編) 3 冊を作成した。令和 5(2023)年度に改訂した「新版学生サポートブック—教職員ができるサポート—」では 3 冊を 1 冊に集約し、最新の社会的動向を踏まえて、障がい学生への理解と対応を可視化している。修学上の配慮に関する窓口は保健室及び学生支援課に設置し、各学科等で配慮事項を検討し、申請者と合意が得られた時点で、各教科担当者に対して修学上の配慮を通知している。また、令和元(2019)年度には、修学上の配慮システムの運用を見直し、より組織的な運用が可能となるシステム構築の検討を行った。令和 2(2020)年度には外部機関への配慮依頼に関する内規を制定し、令和 3(2021)年度には入学試験時の配慮申請に関する内規も整備した。
 - 【資料 3-2-10】長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領
 - 【資料 3-2-11】長崎短期大学修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規
 - 【資料 3-2-12】長崎短期大学入学試験時の配慮申請に関する内規
 - 【資料 3-2-13】令和 6 年度学生相談室に関する年間報告
 - 【資料 3-2-14】新版学生サポートブック—教職員ができるサポート—
- 中途退学、休学及び留年などへの対応策としては、予防的措置として、各学科・コース・専攻科に配置された CA が、学生一人ひとりの「アクティブ・ポータル」(教務システムの外部サイト) に蓄積された量的・質的データを基に学修成果の獲得状況を把

握し、学修支援・生活支援のための面談に活用している。具体的には、欠席が目立つ学生に対して個別面談を実施し、必要に応じて保護者等と連携をとることで支援を行っている。また、不合格科目を把握し、履修指導や補習（再試験対策を含む）を実施している。

【資料 3-2-j】令和 6 年度納めの会資料（抜粋）

- 中途退学、休学及び留年者が生じた場合には、各学科・コース・専攻科において要因の分析を行い、今後の改善方策等の検討を実施している。加えて、教授会においては、中途退学または休学に至るまでの経緯及び今後の対応策について報告を行い、教職員間での情報共有を図っている。

【資料 3-2-6】長崎短期大学学科等会議規程

【資料 3-2-15】長崎短期大学教授会規程

- 令和 3(2021)年度に「成績不振等の学生への対応要領」を制定し、学生に周知している。本要領は、本学が組織的に学生の修学状況を把握し、所定の修業年限での卒業を担保するとともに、学生の学びへの意欲を喚起するための教育内容及び教育方法等の改善に取り組むことを目的とする。修得単位数または GPA が基準値を下回った学生及び修業年限を超えている学生に対して個別指導を行うことを義務付け、これにより中途退学や留年に対する対応策を講じている。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.38 成績不振等の学生への対応要領

表 3-2-1 成績不振等の学生への対応要領に基づく指導対象学生数一覧

学科・コース	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
地域共生学科食物栄養コース	18	11	14
地域共生学科製菓コース	4	1	6
地域共生学科介護福祉コース	10	9	0
地域共生学科国際コミュニケーションコース	12	3	6
保育学科	9	8	2
専攻科保育専攻	0	0	0

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

- キャリア支援に関する方針については、「学校法人九州文化学園 中期計画」において、「戦略Ⅱ成長・発展のための教育改革とキャリア教育・支援の充実」として明示され、本学としては就職率の向上やキャリア教育プログラムの開発を目標としている。これ

を受け、「令和 6(2024)年度事業計画書」においては、各学科・コース・専攻科及び事務局学生支援課が、それぞれの立場において具体的な方針を策定し、当該方針に基づきキャリア支援活動を実施している。

【資料 F-9】学校法人九州文化学園 中期計画 令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度 (5 ヶ年) p.23 長崎短期大学⑤ 中核実施計画 (戦略と目標水準別の行動計画) 戦略Ⅱ 成長・発展のための教育改革とキャリア教育・支援の充実目標

【資料 F-7】令和 6(2024)年度事業計画書 p.19 Ⅲ.長崎短期大学 B 中期計画に掲げた各戦略の目標達成に向けた本年度の事業方針 戦略Ⅱ

- 各学科・コース・専攻科において、それぞれのカリキュラムの特色に応じたキャリア教育を教育課程内で適切に実施している。その展開方法は、講義、演習、実習と多岐にわたり、所要資格を得るための必修科目、学生の興味・関心に応じて履修できる選択科目を配置している。

【資料 3-3-1】キャリア支援に関する授業科目一覧

②キャリア支援体制の整備

- 卒業後の進路に対する相談・助言体制として、職員を構成員に含む学生委員会及び事務局内の学生支援課を中核としたキャリア支援体制を整備し、組織的かつ継続的に対応できる体制を構築している。就職支援においては、CA と学生支援課職員が連携し、学生一人ひとりの適性や希望、求人動向を的確に把握した上で、個別面談等を通じたきめ細かな支援を実施している。また、進学希望者に対しても、CA と学生支援課が情報を共有し円滑な進学支援を行っている。さらに、業種や就職先（地域）に対する希望が多様な学生には、担当教員が個別に対応し、必要に応じてオンライン会議システム（ZOOM 等）を活用した説明会や面接が円滑に実施できるよう、学生支援課が環境整備を行っている。留学生に対しては、特定技能や日本語能力試験、履歴書作成等に関する支援を中心に、学生支援課を主体とした個別支援を行っている。加えて、教育課程外においても、各学科・コース・専攻科と学生支援課が連携し、在学生及び卒業生を対象としたキャリア支援講座やガイダンスを継続的に実施することで、全学的なキャリア形成支援の充実を図っている。

【資料 3-3-2】長崎短期大学学生委員会規程

【資料 3-3-a】長崎短期大学令和 6 年度委員会・会議メンバー

【資料 3-3-b】学生一人ひとりに合わせた支援体制

【資料 3-3-c】就職の状況（過去 3 年間）

【資料 3-3-3】教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンス一覧

- 学生支援課では、就職意識を高めるために「就職支援講座」や「キャリア支援講座」を適切な時期に開講し、早期から学生の就職に対する意識の醸成に取り組んでいる。

【資料 3-3-d】令和 6 年度就職支援講座開講予定

- キャリアコンサルタント有資格者による指導を行い、NJC 就活個人カルテを作成して、各学生の志望進路を把握し、個別に指導を実施している。

【資料 3-3-e】NJC 就活個人カルテ見本 2024

- 各種合同企業面談会への積極的な参加を促し、他大学の学生と自身を比較できる機会

を設けることで、就職活動へのモチベーションの向上を図っている。また、企業、施設、団体に外部講師の派遣を依頼し、実務経験に基づく現場の声を学生が聴くことで、職業観の向上に繋げている。

【資料 3-3-f】長崎短期大学介護福祉コース就職支援講座に係る講師依頼について

- 「医療事務講座」では外部専門学校と連携し、学内に講師を招聘して2週間にわたる集中講義を実施し、資格取得を支援している。「エアライン講座」では、航空業での就業経験を有する外部講師に、オンラインで講義や航空業界への就職サポートを依頼し、航空業界をはじめサービス業を志望する学生の資質向上に取り組んでいる。

【資料 3-3-g】医療事務申込みフォーム（R6年度）

【資料 3-3-h】令和6年度エアライン講座カリキュラム

- 特定資格の養成課程である地域共生学科食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース、保育学科、専攻科においては、教育課程の中で資格取得に関する支援を行っている。また、地域共生学科国際コミュニケーションコースでは、志望する職種や職場に求められる能力に対応するため、サービス接遇検定試験、医療事務試験などの受験を促進している。

表 3-3-1 各学科・コース・専攻科の資格取得状況（令和6(2024)年度卒業生）

資格・試験・免許・講習名	受講者・ 受験者数	取得者数	資格種類	備考
地域共生学科食物栄養コース				
栄養士	28	28	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	28	28	民間資格	
地域共生学科製菓コース				
製菓衛生師受験資格	23	23	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	23	23	民間資格	
ラッピングコーディネーター	1	1	民間資格	教育課程外
地域共生学科介護福祉コース				
介護福祉士	18	13	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	18	18	民間資格	
普通救命講習	18	18	民間資格	教育課程外
レクリエーションインストラクター	18	18	民間資格	教育課程外
地域共生学科国際コミュニケーションコース				
茶道鎮信流初歩伝	54	54	民間資格	
サービス接遇検定 準1級	2	2	民間資格	教育課程外
サービス接遇検定 2級	14	14	民間資格	教育課程外
メディカルクラーク(医科)(医療事務)	2	2	民間資格	教育課程外
保育学科				
保育士	70	68	国家資格	
幼稚園教諭二種免許状	70	65	国家資格	
茶道鎮信流初歩伝	70	70	民間資格	
専攻科保育専攻				
幼稚園教諭一種免許状	4	4	国家資格	

- 本学では、卒業後も学生のキャリア形成を継続的に支援することを重視し、各学科・コース・専攻科において、卒業生に対する組織的な支援体制を整備している。ホームcomingデーや同窓会の開催を通じて卒業生との繋がりを維持し、交流の場を活用して就業上の悩みや課題に関する相談を受けることで、早期離職の防止や職場定着に向けた支援を行っている。また、国家資格取得や編入学、転職、海外留学等に関する相談についても、教職員と事務局が連携して助言・情報提供を行い、在職中でも学び直しが可能な環境を整えている。このように本学では、卒業生の多様なニーズに応じたキャリア支援を継続的かつ柔軟に提供する体制を構築している。

【資料 3-3-i】令和 6(2024)年度リカレント教育関連資料

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生生活の安定のための支援

- 学生生活支援に関する方針及び計画については、毎年度策定される事業計画書において明示されている。また、年度初頭の教授会（始めの会）において学長 FD として示達され、各学科・コース・専攻科はその内容に基づき年度の方針を検討し、定めている。

【資料 F-7】令和 6(2024)年度事業計画書

【資料 3-4-1】20240402 年度始めの会学長 FD 資料

- 学内外に対しては、本学のホームページ上において具体的な就学支援の内容を公表している。また、学内における各種ハラスメントの防止に関しては、「学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定」、「長崎短期大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程」、「長崎短期大学ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、未然防止及び適切な対応に努めている。さらに、障がいのある学生及び社会的障壁に直面する学生に対しては、「長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」に基づき、不当な差別的取扱いの防止、障がいを理由とする差別の解消、及びそのための推進体制の整備を行っている。

【資料 3-4-2】長崎短期大学ホームページ（就学支援）

【資料 3-4-3】学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定

【資料 3-4-4】長崎短期大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程

【資料 3-4-5】長崎短期大学ハラスメント防止ガイドライン

【資料 3-4-6】長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

- 学生サービス、厚生補導のための組織のとしては、学生委員会が主導し、教員及び関連する課の職員が参加して教職協働体制を確立している。各学科・コース・専攻科に

おける学生支援の基盤となるのは CA 制度であり、教員が役割を分担しながら支援を行っている。さらに短大事務局では学生支援課が中心となり、教員と職員が連携し、学生の生活支援に取り組んでいる。また、各種ハラスメントに関する対応については、ハラスメント対策委員会が中心となり、ハラスメントの未然防止に努めるとともに、事案が発生した際には迅速かつ適切な対応を行っている。

【資料 3-4-7】長崎短期大学学生委員会規程

【資料 3-4-8】長崎短期大学ハラスメント対策委員会規程

【資料 3-4-9】長崎短期大学学科等会議規程

- 学生便覧に学生生活要綱を記載し、「授業支援」「修学上の配慮」「服装指導」「学生証」「学内喫煙」「オフィスアワー」「ハラスメント防止」「学生相談（カウンセリング）」「健康管理」「防犯」「クラスアドバイザー制度」「キャリア支援」「通学」「アルバイト」等の事項を周知している。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.80-86 学生生活要綱

- 学生の心身に関する健康相談、心的支援については保健室を中心に学生相談室及び CA が連携し、学生の健康管理と相談体制を整備している。入学手続き時に保健調査票の提出を求め、記載内容の確認が必要な場合は入学予定者本人又は保護者等に対し聞き取り調査を行っている。さらに、詳細な確認が必要な場合には対面での聞き取りを行っており、令和 6(2024)年度においては 12 名に対して実施した。加えて、本人等から情報開示に係る同意を得た場合には、関係者間での共有を行い、入学後の支援体制の構築につなげている。さらに、毎年 4 月には、全学生を対象に健康診断並びにこころの健康調査（UPI : University Personality Inventory 調査）を実施し、必要に応じて医療機関での精密検査を薦めるなど、早期対応に努めている。なお、UPI 調査は、外部機関に集計・分析を委託し、スクリーニングによって抽出された学生に対しては、保健室から結果を通知し、本人の希望があればカウンセリングへとつなげることで、継続的な学生支援を行っている。令和 6(2024)年度における当該面談実施人数は 23 名であった。

【資料 3-4-a】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

【資料 3-4-b】令和 6 年度学生相談室に関する年間報告

- 日常的な体調不良や怪我については養護教諭が対応し、メンタルヘルスに関しては学生相談員（カウンセラー）が助言や指導を行い、必要に応じて CA とも連携しながら支援を提供している。また、専門的な援助や治療が必要な場合には、行政機関や専門医を紹介することで、学生の心身の健康を包括的に支援している。

【資料 3-4-b】令和 6 年度学生相談室に関する年間報告

- 学生生活における支援として、各学科・コース・専攻科の教員が CA を中心に年度当初に全学生に対し個人面談を実施し、交友関係や家族関係、アルバイトの状況等を含めた学生生活に関する悩み等についてきめ細やかな支援を行っている。また、一人暮らしの学生や寮生活を送っている学生に関しては、体調面の管理の支援として通院の付き添い等も行っている。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.80-86 学生生活要綱

- 留学生に対する支援としては、在学中に居住するアパートなどの斡旋、入居前後に必

要な不動産会社や電気・ガス・水道等の業者との手続き及び立ち合い等を始めとして、日本での生活に困難が生じないように支援を行っている。特に怪我や疾病などに関しては、病院を受診する習慣のない留学生もいるため、保健室を中心に体調等の確認を行い、教職員が連携して通院の送迎や付き添い、入院時の各種手続きや入院期間中のサポート等、日本語が得意でない留学生であっても問題なく過ごすことができるよう手厚い支援を行っている。

【資料 3-4-c】2024 年度長崎短期大学留学生生活ガイドブック

- 学生の課外活動への支援として、「学友会活動」「部・サークル活動」「学園祭」等、学生が主体的に参画する活動に対し支援体制を整備している。「学友会活動」では学生会員の代表で構成された学友会執行部が運営の中心となり、教職員と協働して様々な活動を展開している。学園祭「白蝶祭」は例年 10 月に開催され、学友会執行部が運営の中心となり、学生の相互交流と学修成果の発表を目的としている。「部・サークル活動」は運動系 5 クラブ（バレーボール、バドミントン、ソフトテニス、フットサル、クライミング）、文化系 7 クラブ（吹奏楽、ICE クラブ、軽音楽、赤十字ボランティア、ダンス、茶道）、及び三つのサークル（手芸、弓道、広報）で構成され、学生が主体的に活動を行っている。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.87-89 長崎短期大学学友会会則

【資料 3-4-10】長崎短期大学学生団体設立及び昇格に関する内規

【資料 3-4-c】R6 年度部活動・サークル一覧

- 学生の多様性に対する配慮として、医師の診断等がある場合は修学上の配慮の対象学生として、症状や本人の希望を踏まえ、全学的に学生生活に対する支援を行っている。特に教室で授業や試験を受けることが難しい学生については、自宅や別室等でも授業に参加できるような配慮や、症状・特性等のため欠席が多い学生に対しては補講等での対応を検討している。また、学力に不安のある学生については個別に補習を行い、単位修得に必要な知識技術の習得を支援している。しかし、修学上の配慮の申請に抵抗を示す学生及び保護者や早急な支援が必要な学生も多数みられる。その場合は各学科・コース・専攻科において検討し、修学上の配慮に準じた教育的配慮として補講や座席配慮等の支援を行っている。

【資料 3-4-6】長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

- 令和 2(2020)年 4 月より給付奨学金及び授業料等減免制度（修学支援制度）が導入されたが、依然として経済的理由により就学が困難な学生が存在している。このため、本学では日本学生支援機構や社会福祉協議会の修学支援制度を紹介している。さらに、学内独自の特待生制度を設け、人物・学業共に優秀で経済的理由により就学が困難な学生に対し、奨学金の給付または入学金・授業料の減免を行うことで、就学の継続を支援している。学内独自の奨学生制度として、指定校特待生制度・一般特待生制度、沖縄県奨学生制度、資格特待生制度、内部入試入学金減免制度、学費減免奨学生制度、外国人留学生等授業料等減免制度、国際教育奨学金、3 か月留学支援制度、遠距離居住者修学支援制度、スカラシップ奨学制度、専攻科特待生制度、緊急特別修学支援奨学金制度、社会人の学び直し支援奨学金制度を設定し、学生に対する経済的な支援を

適切に行っている。

【資料 3-4-11】長崎短期大学奨学制度規程

【資料 3-4-12】長崎短期大学外国人留学生等授業料等減免制度に関する規程

【資料 3-4-13】長崎短期大学スカラシップ奨学制度規程

【資料 3-4-14】長崎短期大学社会人の学び直し支援奨学金制度に関する内規

- 通学支援として、公共交通機関による通学が不便な学生には学生駐車場を確保し、自家用車での通学を許可している。また、バイクや自転車通学者には駐輪場を提供している。さらに、平成 23(2011)年度よりスクールバス制度を導入し、通学の利便性を向上させるとともに、通学時間と経済的負担の削減を図っている。また、長崎県内の遠距離居住者に対し、住居費または交通費の給付を行い、経済的負担の軽減に寄与している。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.86 通学について

【資料 3-4-e】2025 年度スクールバス利用申込みについて（ご案内）

- 各種奨学金については、入学者オリエンテーション等で説明を行い、経済的理由で休学・退学を余儀なくされる学生が発生しないよう努めている。また、CA が行う学生面談でも経済的支援に関する意見・要望を吸い上げ、学科・コース・専攻科会議等で共有している。

【資料 3-4-a】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

- 介護福祉コースの留学生向けに、福祉施設との契約に基づき、修学支援のための貸付制度を導入している。令和 6(2024)年度は 5 か所の施設から 14 人の学生が貸付を受けている。

【資料 3-4-f】R6 長崎短期大学介護留学生の受け入れの流れについて

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

- 本学は、施設及び設備の整備を通じて、教育環境の向上と適切な維持管理に取り組んでいる。短期大学設置基準で求められる校地面積 5,000 m²、校舎面積 6,150 m²以上の基準に対し、校舎敷地 19,287 m²、運動場用地 1,804 m²、校舎面積 8,052 m²を確保し、基準を充足している。体育館は 1,641 m²の面積を持ち、体育授業、部活動、各種式典など多目的に活用されている。管財に関しては、学校法人九州文化学園固定資産及び物品管理規則ならびに図書管理規程を整備し、これらの規程に基づいて施設設備や管理備品をシステム登録して適切に管理している。特に、実験室の薬品については管理

簿を活用し、消耗品や貯蔵品等も適切に維持管理している。

【資料 3-5-1】学校法人九州文化学園固定資産および物品管理規則

- 本学における特徴的な施設としては、「茶道文化」に関する授業において使用される「不文軒」及び「洗心庵」並びに製菓コースで開講されている「カフェ学」等の授業において利用する「ペルチ」が挙げられる。「不文軒」及び「洗心庵」は畳敷きの教室であり、授業においては主として「不文軒」が使用されている。「不文軒」には、1クラス約 40 名の学生が授業で使用する茶道具類及び準備に使用する水屋の設備を備えている。「ペルチ」にはエスプレッソマシンが設置されており、授業の一環として学内販売等を実施する際にも使用され、授業時間外においては学生のフリースペースとして開放している。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.102 キャンパスマップ

- 教育課程の編成・実施方針に基づき、アクティブ・ラーニング型授業に対応するための環境整備を推進している。教室にはプロジェクター、スクリーン、可動式机椅子を導入し、授業録画システムや電子黒板も整備している。学内 LAN やサーバー等の技術的資源については計画的な維持管理を行い、平成 30(2018)年度には老朽化したサーバーを更新した。この更新により、共有ドライブの容量が増加し運用効率も向上した。令和 2(2020)年度には学内 Wi-Fi アクセスポイントの入れ替え及び増設、令和 3(2021)年度には LAN 張り替え工事と主要教室への情報コンセント設置を実施し、有線・無線の双方で安定したインターネット環境を整備している。これにより、オンラインやオンデマンド授業にも対応可能な体制を構築した。

【資料 3-5-a】Wi-Fi 接続手順（教室掲示用）

- コンピュータ教室を 2 室（学生用パソコン 40 台及び 20 台設置）、LL 教室(CALL)を 1 室、特別教室として備え、学生の学習ニーズに対応している。ICT 環境については、学生便覧及び本学のホームページにおいて公表し、周知している。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.98 コンピュータ室（OA・OP 室）利用案内、p.102 キャンパスマップ

【資料 3-5-2】長崎短期大学ホームページ（施設・設備）

- 本学の学生及び教職員は、学生証または職員証を呈示することにより、「ハウステンボス」並びに「九十九島パールシーリゾート」への入場が可能である。これら両施設は、本学の学外研修施設として位置付けられており、授業や学生間の交流活動をはじめとする多様な教育的・交流的取組みにおいて活用されている。

【資料 F-2】長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025p.56

- 地域共生学科食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース、保育学科及び専攻科保育専攻では、表 3-5-1 のとおりそれぞれ養成施設として必要な教室設備を整備している。これにより、専門的な教育や実習が効果的に行える環境を構築し、学生の実践的な学びを支えている。

表 3-5-1 養成施設として必要な施設及び設備

対象学科等	根拠規則	教室設備	その他
地域共生学科 食物栄養コース	栄養士法施行規則	調理実習室及び試食室、栄養指導室、給食実習室及び実習食堂、食品衛生実験室	
地域共生学科 製菓コース	製菓衛生師法施行規則	製菓実習室、ロッカールーム	エスプレッソマシンを設置した専用の実習室(カフェ学)
地域共生学科 介護福祉コース	社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則	介護実習室、入浴実習室、調理実習室、家政実習室	
保育学科	児童福祉法施行規則 教育職員免許法施行規則	保育実習室、ピアノレッスン室、リズム室、絵画工作室	
専攻科保育専攻	教育職員免許法施行規則	ピアノレッスン室、音楽室、絵画工作室	

【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.102 キャンパスマップ

②図書館の有効活用

- 図書館は、「長崎短期大学図書館規程」に基づき運営されており、学内外に対しては、本学のホームページ及び「長崎短期大学図書館ホームページ」を通じてその運営方針や利用案内等を周知している。さらに、学生便覧への掲載のほか、入学後のオリエンテーションにおける「図書館ツアー」や、全学共通科目である「大学教育入門」において、図書館の利用方法及び学修への活用方法についての案内を行い、学生による図書館の積極的な利用を促進している。

【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.96 図書館利用案内、p.102 キャンパスマップ

【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集①全学共通基礎教育科目「大学教育入門」

【資料 3-5-2】 長崎短期大学ホームページ（施設・設備）

【資料 3-5-3】 長崎短期大学図書館規程

【資料 3-5-5】 長崎短期大学図書館ホームページ

【資料 3-5-b】 令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

- 図書館の面積は 190 m²で蔵書数や学生数に対して若干不足しているものの、グループ利用やレポート作成、試験前の個別学修など、学修センターとしての機能を十分に果たしている。令和 6(2024)年 4 月 1 日時点で、蔵書数は 41,754 冊、学術雑誌は 82 種、視聴覚資料は 762 種類を所蔵しており、年間平均して約 300 冊の新規蔵書を受け入れている。図書館の面積は限られているため、閉架書庫を活用して多様な書籍を配置するなどの工夫を凝らし、学生の多様なニーズに対応している。

【資料 3-5-c】 長崎短期大学図書館 令和 6 年度統計(R6 年 4 月~R7 年 3 月)

- 平成 29(2017)年 3 月には図書館の改装を行い、閲覧室に Wi-Fi 設備や機器用電源を設置し、イベント使用が可能な小上がりも設ける等、フロアレイアウトに可変性を持たせ、授業やラーニングコモンズとしての機能も充実させた。地域住民にも開放され、地域の学習資源センターとしての役割を担っているが、現状では一般利用者の数は少ない。図書館の座席数は 61 席で、通常利用時には特に支障はないが、試験前などは利用状況により若干不足する場合がある。

【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.96 図書館利用案内、p.102 キャンパスマップ

- 国立情報学研究所 NACSIS-CAT/ILL や国立国会図書館、県内図書館ネットワーク等を活用し、相互利用が促進されている。

【資料 3-5-5】長崎短期大学図書館ホームページ

- 図書の受け入れについては、毎月開催される図書委員会で選書を行い、学生からのリクエストも常時受付けている。購入図書選定システムが確立されており、資料の除却は図書委員会で審議後に実施されている。辞書や年鑑等の参考図書も所蔵しており、年度毎に発行される白書等の新しい資料も順次受け入れ、情報整備を行っている。シラバスに掲載されている参考図書は別置棚に配架しているほか、就職関連資料の管理を就職課から図書館に移行し、eBook を活用した新刊図書の提供により学生の就職活動支援にも力を入れている。

【資料 3-5-4】長崎短期大学図書委員会規程

③施設・設備の安全性・利便性

- 本学では、合理的配慮における環境整備として、特定の学生だけでなく、多くの学生の修学支援が円滑に行えるよう環境整備を行っている。具体的には①バリアフリー玄関スロープ、②多目的トイレ、③みんなの更衣室、④リーディングトラッカーの貸出、⑤保健室における書籍紹介等を行っている。また、令和 4(2022)年より制服のジェンダーレス化を行い、多様な学生が平等に学生生活を送ることができるように配慮している。

【資料 3-4-2】長崎短期大学ホームページ（就学支援）

【資料 3-5-d】学校法人九州文化学園中期計画進捗状況管理・評価表

- 火災や地震に備えた定期的な点検と訓練を実施しており、毎年 1 回の避難訓練を教職員と学生が一緒に行っている。防火設備の点検整備は民間業者に委託し、非常時に備えた体制を整備している。さらに、緊急時には連絡網を整備しており、アクティブ・ポータル、本学のホームページ、Google クラスルームを活用して教職員及び学生全員に速やかに情報を伝達できるシステムを導入し、適切に機能している。防犯対策としては、防犯カメラを設置し、定期的に稼働状況や設置場所、撮影方向等を点検している。点検結果や学生の要望を踏まえ、正門口に新たに防犯カメラと LED 照明設備を設置した。

【資料 3-5-e】令和 6 年度避難訓練の実施に関して

- 本学の校舎はすべて耐震基準を満たしており、学生と教職員が安心して学び、働ける環境を提供している。

【資料 3-5-6】校舎等の耐震化率について

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 教育目的に基づきアドミッション・ポリシーを策定し、入学者アンケート結果等をもとに逐次見直しを行っている。多様な入試制度を導入し、各学科・コース・専攻科のアドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを行い、入学者選抜の妥当性の

検証を行っている。

- 学修支援組織として、教務委員会及び自己点検・評価委員会を設置し、教員と職員の協働体制を実現している。また、障がいや理由とした修学上の合理的配慮に対応する体制を整えており、さらに様々な学修支援を必要とする学生にも対応している。
- 始めの会における学長 FD によって学生支援の方針を全学で共有し、それぞれの学科・コース・専攻科においても方針を定めることで、一貫した学生支援を行っている。
- 入学前教育や入学前のヒアリング、出身高校との意見交換会等を行い、入学前から卒業まで教職員だけでなく保護者や高校教員等とも連携した手厚い支援を行っている。
- CA 制度を中心に各学科・コース・専攻科における複数回の面談、欠席が多い学生や成績不良の学生に対する支援、学校生活を含めた 2 年間の生活全般に対する支援等を行っている。特に留学生については、入国から卒業までの心身の健康の保持増進を含め、生活全般における手厚い支援を継続して行っている。
- キャリア支援体制を適切に整備し、高い就職率と資格取得率を維持している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 図書館の蔵書数や視聴覚教材の増加に伴い、将来的な施設の拡充に関する検討が必要である。
- 本学においては、これまで車いす等を利用する学生の入学実績がなかったことから、下肢に障がいのある学生が上下階へ移動する手段が十分に確保されていない。今後の入学に備え、必要に応じた対応が可能となるよう、環境整備について計画的に検討を進める必要がある。
- 学生支援システム「アクティブ・ポータル」の活用状況は限定的である。成績管理に留まらず、合理的配慮を含めた学修支援、生活支援、進路支援にも利用可能であり、面談記録の共有を含めた教職協働の基盤としての機能活用を一層促進する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 昭和 60(1985)年に落成した校舎は、建築後 39 年を経過しており、一部改修が行われている。平成 23(2011)年度に実施した施工業者による「建物・施設整備の診断」を基に、新たにエコキャンパス化を進める改修や効率的な空調設備への更新、バリアフリー化、その他の設備機器の改修を含め、年次計画の中で検討し、実施している。
- 合理的配慮を含めた学修支援、生活支援、進路支援が提供できるよう、学生支援システムの構築を目指し研修を予定している。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

- 本学の全体、機関としてのディプロマ・ポリシーは、学則第 1 条に基づき「実際の専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人を育成する」という目的で展開される教育課程の履修を通して、学生が身につけることのできる五つの力「1 心豊かな人間力、2 確かな専門的知識や技能、3 課題解決能力、4 コミュニケーション能力、5 主体的に学ぶ力」を教育目標として掲げている。これら五つの教育目標の達成を「学修成果（～ができる。～を身につける）」と定め、五つの「学修成果」をディプロマ・ポリシーの到達目標とした。また、専攻科保育専攻では、「1 知識・専門技術・理解、2 汎用的技能、3 態度・志向性、4 総合的な学習経験と創造的思考力」の 4 項目を教育目標及び学修成果とし、ディプロマ・ポリシーの到達目標と定めた。ディプロマ・ポリシーはオリエンテーション、大学案内、本学のホームページ、学生便覧等を通じて学内外へ周知されている。

【資料 F-2】長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025p.5、16、22、28、34、40、46

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 1 条

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー

【資料 4-1-1】長崎短期大学ホームページ 3 つのポリシー／アセスメントポリシー

【資料 4-1-a】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

- 機関のディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科・コース・専攻科ではそれぞれの教育目的に基づいてディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーの策定及び改訂は、各学科・コース・専攻科において検討され、その後、大学改革・IR 委員会及び運営会議で協議後、教授会で審議し、確定される。

【資料 4-1-2】長崎短期大学教授会規程

【資料 4-1-3】長崎短期大学運営会議規則

【資料 4-1-4】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

【資料 4-1-5】長崎短期大学学科等会議規程

- ディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーに関する見直しを平成 29(2017)年度に実施し、学則第 1 条、第 6 条の 3、第 48 条に示された機関及び各学科・コース・専攻科の教育目的を反映した到達目標を、学修成果及び卒業認定・学位授与の方針（～ができる、～を身につける）として定義した。教育目的⇒到達目標⇒学修成果／卒業認定・学位授与の方針という策定プロセスの中で、教育目的を学修成果及びディプロマ・ポ

リシーに反映させた。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 1 条、第 6 条の 3、第 48 条

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー

- 学期末に実施されるディプロマ・ポリシー到達度調査において、学生は在学期間中に計 4 回、それぞれ学科・コース・専攻科のディプロマ・ポリシーに基づき作成されたルブリック評価に回答している。ディプロマ・ポリシー到達度調査は、学生がディプロマ・ポリシーを認識するだけでなく、学修状況がディプロマ・ポリシーのレベルに達しているかを自己採点する機会となっている。

【資料 4-1-b】令和 6 年度 DP 到達度調査結果

- 「AI 戦略 2019」（令和元(2019)年 6 月策定）においては、リテラシー教育の一環として、全ての大学生及び高等専門学校生が、教育課程において初級レベルの数理・データサイエンス・AI を修得することが明示された。これを踏まえ、本学においても社会的要請に応えるべく、数理・データサイエンス・AI 教育プログラムの構築に向け、ディプロマ・ポリシーの改定を実施した。具体的には、DP I の「心豊かな人間力」を「現代社会を生き抜く力」へと改め、専攻科においては DP II の「汎用的技能—情報収集分析」に修正を加え、令和 7(2025)年度より運用を開始する予定である。

【資料 4-1-c】令和 6 年度教授会議事録 第 12 回議事録

【資料 4-1-d】令和 6 年度運営会議議事録 第 11 回議事録

【資料 4-1-e】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 9 回議事録

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

- 「長崎短期大学学則」第 31 条の規定に基づき、本学に 2 年以上在学し、学則に定める授業科目及び所定の単位数を修得した者については、教授会の議を経た上で、学長が卒業を認定している。また、学則第 32 条の規定に基づき、本学において授与する学位に関する必要な事項については、「長崎短期大学学位規程」により定められており、当該規程を厳正に適用している。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 31 条、第 32 条

【資料 4-1-6】長崎短期大学学位規程

【資料 4-1-2】長崎短期大学教授会規程

【資料 4-1-c】令和 6 年度教授会議事録 臨時第 5 回議事録（卒業判定会議）

- 単位認定基準は、ディプロマ・ポリシーに対応したシラバス記載の成績評価基準に基づき策定し、シラバスを通じて周知している。進級基準は設けていない。単位の授与に関しては、学則第 24 条において、「授業科目履修者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える」と規定している。これに基づき、単位認定に係る定期試験については、「長崎短期大学試験規程」に則り実施しており、当該規程を厳正に適用している。卒業・修了認定基準は学位プログラムごとに策定し、学生便覧等で周知している。卒業・修了認定は、学科・コース・専攻科において事前に審議を行い、年度末に開催される教授会で学生の成績（単位取得状況）について学科長等から報告を受けた上で審議し、厳正に適用している。

- 【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 24 条
- 【資料 4-1-2】長崎短期大学教授会規程
- 【資料 4-1-5】長崎短期大学学科等会議規程
- 【資料 4-1-7】長崎短期大学試験規程
- 【資料 4-1-c】令和 6 年度教授会議事録 臨時第 5 回議事録（卒業判定会議）

4-2. 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- ④教養教育の実施
- ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

- 本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく学修成果を達成するため、学科・コース・専攻科ごとに体系的で系統的な教育課程を編成・実施している。カリキュラム・ポリシーの策定及び改訂は、各学科・コース・専攻科において検討され、その後、大学改革・IR 委員会及び運営会議で協議後、教授会で審議し、確定される。

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー

【資料 4-2-2】長崎短期大学教授会規程

【資料 4-2-3】長崎短期大学運営会議規則

【資料 4-2-4】長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程

【資料 4-2-5】長崎短期大学学科等会議規程

- カリキュラム・ポリシーは、学生に対し編成・実施の方針に加え、評価の方法についてもオリエンテーション、大学案内、本学のホームページ、学生便覧等を通じて周知している。

【資料 F-2】長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025p.16、22、28、34、40、46

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー

【資料 4-2-1】長崎短期大学ホームページ 3 つのポリシー／アセスメントポリシー

【資料 4-1-a】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- 各学科・コース・専攻科におけるディプロマ・ポリシーの到達目標達成のために教育課程を体系的・系統的に編成したものがカリキュラム・ポリシーである。それぞれのカリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

- 【資料 F-14】 令和 6 年度学生便覧（抜粋） 3 つのポリシー・アセスメントポリシー
全ての授業科目にはディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標が設定され、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーに定める五つの力のうち、どの能力を修得するかを示すとともに、授業科目の成績基準や評価についても記載している。また、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックス、カリキュラム・フローチャートを作成している。カリキュラム・マトリックスにおいても、五つの力のうちその科目において主にどの能力を修得することになるのかを明示し、ディプロマ・ポリシーの到達目標である学修成果の可視化を図っている
- 【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集
- 【資料 4-2-6】 令和 6 年度カリキュラム・マトリックス
- 【資料 4-2-7】 令和 6 年度カリキュラム・フローチャート

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- カリキュラム・ポリシーは教育課程編成の方針、教育課程実施の方針、評価の方法の三つで構成されており、各学科の教育課程はこのカリキュラム・ポリシーに基づき各学科・コース・専攻科で検討され、体系的に編成し、実施している。
● 【資料 4-2-5】 長崎短期大学学科等会議規程
- カリキュラム・ポリシーに基づく体系的な教育課程の構築及び実施状況を可視化するために、カリキュラム・マトリックス及びカリキュラム・フローチャートを作成し、それらを用いてカリキュラム・ポリシーとの整合性について適宜確認を行っている。
● 【資料 4-2-6】 令和 6 年度カリキュラム・マトリックス
● 【資料 4-2-7】 令和 6 年度カリキュラム・フローチャート
- シラバスは、教務委員会において各科目担当者を確認後、作成を依頼している。記載内容については教務委員会において審議を行い、毎年度記入要領を策定し、全教員が共通認識のもとで記載する体制を整えている。作成されたすべてのシラバスは、チェックリストを用いて担当教員が自己点検を行った後、各学科・コース・専攻科における教務委員が記載内容を再確認し、本学のホームページ上に公開している。
● 【資料 4-2-8】 長崎短期大学教務委員会規程
● 【資料 4-2-9】 R07 シラバス記入要領
● 【資料 4-2-a】 令和 6 年度教務委員会議事録 第 10 回議事録
- 単位制度の実質を保つための工夫として、キャップ制を導入し、年度内の履修登録単位数の上限を 50 単位に設定している。
● 【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.41 履修要項 4.履修上限単位

【地域共生学科】

- 地域共生学科においては学科としてのカリキュラム・ポリシーは策定しておらず、各コースにおいてそれぞれのカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。
● 【資料 F-14】 令和 6 年度学生便覧（抜粋） 3 つのポリシー・アセスメントポリシー

【地域共生学科 食物栄養コース】

- カリキュラム・ポリシーに基づき、栄養士法施行規則別表第1に規定される科目とコース独自の専門科目を体系的に配置し、「栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」に準拠した教育課程を編成している。導入教育として「栄養士論」を設け、栄養士として求められる基本的な資質・能力の基礎を修得させるとともに、「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」などの各専門分野に対応する科目を通じて、段階的かつ体系的な知識と技術の習得を図っている。

【資料 F-5】令和6年度学生便覧 p.47 長崎短期大学地域共生学科食物栄養コースに関する規程、p.48 栄養士法施行規則別表第1に規定する教育内容の対照表

【資料 F-13】令和6年度シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「栄養士論」

- 基礎教育科目として配置された「基礎化学」及び「基礎化学実習」は、専門教育科目との関連性が高く、専門的学修への理解を深めるために履修を推奨している。さらに、栄養士に必要な調理技術の修得を重視し、「調理実習ⅠⅡⅢⅣ」や「給食管理実習ⅠⅡ」については、栄養士法施行規則に定められた単位数の2倍を確保することで、より実践的な学びを提供している。

【資料 F-13】令和6年度シラバス集②地域共生学科共通基礎教育科目「基礎化学」、「基礎化学実習」、③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「給食管理実習Ⅰ・Ⅱ」、「調理学実習Ⅰ～Ⅳ」

- 学修成果の総合的な確認を目的としてキャップストーン科目「総合演習B」を配置し、体験的学習を通じて学びの集大成を図っている。また、学修意欲や能力の高い学生への支援として、令和6(2024)年度から新たに「栄養学専門演習」を開講し、高度な知識・技術の深化を促進する体制を整えており、基礎から応用まで一貫して学修できる教育課程を通じて、実践力と専門性を兼ね備えた栄養士の育成を目指している。

【資料 F-13】令和6年度シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「総合演習B」、「栄養士専門演習」

【地域共生学科 製菓コース】

- 製菓衛生師法施行規則を遵守し、教養科目及び製菓に関する専門的知識・技術を修得するための専門科目を体系的に配置した教育課程を編成している。学期(セメスター・クォーター)ごとに講義、演習、実習、実験を適切に配置し、実務家教員による実技指導やトータルコーディネート科目、学内外の実習体験などを取り入れたアクティブラーニング型授業を展開することで、実践的な力の育成を図っている。

【資料 F-5】令和6年度学生便覧 p.50 長崎短期大学地域共生学科製菓コースに関する規程、p.51 製菓衛生師法施行規則第18条第1項イに規定する授業科目の対照表

- 学修成果の定着と確認を目的に、試験、課題、レポート等による多面的な評価を実施し、その結果は速やかに学生へフィードバックしている。また、「ビジネスマナー」や

「実践文書作成」は「インターンシップ」との関連性から履修を推奨しており、「フランス語Ⅰ・Ⅱ」についても洋菓子製造との関連性から専門的理解を深めるために重要な基礎教育科目として位置づけている。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集②地域共生学科共通基礎教育科目「ビジネスマナー」、「実践文書作成」、「フランス語Ⅰ」、「フランス語Ⅱ」④地域共生学科製菓コース専門教育科目「インターンシップ」

- 製菓衛生師養成に必要な専門知識として、「食品衛生学」や「製菓理論」などの基礎科目を配置するとともに、キャリア形成を支援する「カフェ学」なども開講している。さらに、キャップストーン科目として「総合演習Ⅱ」を設け、学修体験を総合的に統合し、成果を確認する機会としている。また、令和 5(2023)年度より「インターンシップ」を導入し、成果の検証を踏まえて、今後の事前・事後指導の在り方についても継続的に検討を行っている。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集④地域共生学科製菓コース専門教育科目「食品衛生学Ⅰ～Ⅳ」、「製菓理論Ⅰ～Ⅲ」、「インターンシップ」、「総合演習Ⅱ」、「カフェ学Ⅰ・Ⅱ」

【地域共生学科 介護福祉コース】

- 「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく学校指定規則を遵守し、教養科目及び介護福祉に関する専門科目を体系的に配列した教育課程を編成している。学期（セメスター・クォーター）ごとに講義、演習、実習を適切に配置し、学生の学修段階に応じた目的・期間・場所での介護実習や、グループワーク、個別事例を活用した授業などを通じて、アクティブ・ラーニング型の学びを実践している。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.54 長崎短期大学地域共生学科介護福祉コースに関する規程、p.55 介護福祉士学校指定規則別表第四に規定する教育内容の対照表、p.56-57 介護実習

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3つのポリシー・アセスメントポリシー

- 学生の学修成果を的確に把握し、その定着を促すため、試験・課題・レポート等による多面的な評価を実施し、結果を迅速にフィードバックする体制を整えている。カリキュラムには、「介護の基本」、「コミュニケーション」、「生活支援技術」、「こころとからだ」、「発達と老化の理解」、「認知症の理解」、「介護過程Ⅰ～Ⅳ」など、介護福祉士に必要とされる知識と技術を体系的に修得できる科目が配置されている。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目「介護の基本 A～C」、「コミュニケーション A・B」、「生活支援技術 A～D」、「介護過程Ⅰ～Ⅳ」、「こころとからだ A～D」、「発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ」、「認知症の理解 A・B」

- キャップストーン科目として「介護総合演習Ⅱ」を設け、介護実習前の準備や実習後の学修成果の確認を通して学びの統合を図っている。また、「医療的ケア」では、経管栄養や吸引などの実技を行い、就職後の実地研修に備えた実践的教育を行っている。基礎教育科目「福祉文化」については、地域との関わりが薄かった課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの見学や地域とのふれあいを通じた学外活動型の授業への転換を検討しており、より幅広い視点から介護福祉士の職業理解を促すことを目指している。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目「介護総合演習Ⅱ」、「医療的ケア A～C」

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- 教育課程の編成において、「豊かな人間力を養う」「専門的知識や技能を育む」「コミュニケーション能力を育む」「課題解決能力を育む」「キャリアデザイン力を育む」の五つのカリキュラム・ポリシーに則り、コース独自の科目を体系的に配置している。これにより、学生の多様な能力を段階的かつ総合的に育成する教育体制を構築している。

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3つのポリシー・アセスメントポリシー

- 導入教育としては、語学学修及び異文化理解の基盤形成を目的に、「英会話」「中国語基礎」「韓国語基礎」「基礎日本語」等の基礎語学科目と「異文化理解演習」を配置している。語学系科目では、全ての授業を習熟度別に展開することで、学生の理解度に応じた学びを実現しているが、語学力の差が大きいことから、既存のクラス数での対応には限界があり、ICT(Information and Communication Technology)の活用など教授法の工夫が課題とされている。そのため、語学教員間での定期的な情報共有を通じて授業改善に努めている。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目「英会話Ⅰ～Ⅵ」、「中国語基礎Ⅰ～Ⅲ」、「韓国語基礎Ⅰ～Ⅲ」、「基礎日本語Ⅰ・Ⅱ」、「異文化理解演習」

- キャップストーン科目として「卒業研究」を配置し、2年間の学修成果を統合・確認する機会を設けている。学生は、語学の学び、学外学修体験、「Awesome Sasebo!」授業での学び等をもとに研究レポートを作成し、自らの学修の成果を主体的に振り返り、発信力や課題解決力を高めることを目的としている。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 「Awesome Sasebo!Ⅰ～Ⅳ」、「卒業研究（日・留）」

【保育学科】

- 学期（セメスター・クォーター）ごとに講義、演習、実習、実技を適切に配置し、実務家教員による指導やフィールドワークを取り入れたアクティブ・ラーニング型授業を推進している。これにより、理論と実践の融合を図り、学生の実践力向上を目指している。

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3つのポリシー・アセスメントポリシー

- 「児童福祉法施行規則」及び「教育職員免許法施行規則」を遵守し、教養科目及び保育に関する専門科目を体系的に配列した教育課程を編成している。さらに、「教職課程コアカリキュラム」並びに「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容」を踏まえ、2年間にわたるカリキュラムを構築し、必修科目及び選択科目の内容に沿った教育を実施している。

【資料 F-5】令和 6 年度学生便覧 p.68-69 指定保育士養成施設の修業科目等対照表、p.70-71 教職課程（幼稚園教諭二種免許状）、p.72-74 実習(保育所・施設・幼稚園)の方

針

- 【資料 F-14】 令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー
導入教育として「保育原理」、「保育内容総論」、「社会福祉」を配置し、保育者に必要な基礎的知識と資質の習得を図っている。また、最終学期にはキャップストーン科目「保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）」を開講し、学修内容や実習を振り返りながら自己課題の明確化と課題解決策の考察を促すことで、保育者養成における総合的な学修成果の評価を行っている。
【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目「保育原理」、「保育内容総論」、「社会福祉」、「保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）」

【専攻科保育専攻】

- 専攻科保育専攻においては、「教育職員免許法施行規則」を遵守し、同法第 66 条の 6 に基づく教育課程を編成している。領域及び保育内容の指導法をはじめ、教育の基礎的理解に関する科目、道徳や総合的な学習の時間の指導法、生徒指導・教育相談に関する科目等を体系的に配列し、必修科目及び選択科目の内容に即した教育を実施している。また、「教職課程コアカリキュラム」及び「大学改革支援・学位授与機構が定める単位修得の要件」を踏まえ、2 年間の教育課程を計画的に構築している。
【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.79 教職課程（幼稚園教諭一種免許状）
【資料 F-14】 令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー
- 学生の学修成果の確実な定着を図るため、試験、課題、レポート等を活用した多面的な評価を行い、評価結果については速やかに学生へフィードバックしている。さらに、学位申請に向けたキャップストーン科目「修了研究Ⅲ」においては、これまでの学修を省察し、自己課題の再確認及び将来展望の創出を促す教育を行っている。あわせて、授業方法の柔軟性や学修効果の向上を考慮し、令和 6(2024)年度より全科目の約半数をクォーター制科目として開講している。
【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集⑧専攻科保育専攻科目「修了研究Ⅲ」
【資料 F-14】 令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー

④教養教育の実施

- 本学の教養教育は、地域共生学科及び保育学科においては各教育課程における「基礎教育科目」として位置付けられ、専攻科保育専攻においては「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」として適切に実施している。基礎教育科目の開講科目及び当該内容の検討、担当教員の確認、シラバス記入の依頼並びにその記載内容の確認等については、教務委員会において実施している。
【資料 4-2-8】 長崎短期大学教務委員会規程
【資料 4-2-a】 令和 6 年度教務委員会議事録 第 10 回議事録
- 本学の教養教育を特色づける三つの基礎教育科目として、全学科必修で 1 年前期に開講される「大学教育入門」、「データサイエンス基礎」、「茶道文化Ⅰ」及び後続する「茶道文化Ⅱ」（1 年後期）、「茶道文化Ⅲ」（2 年前期）、「茶道文化Ⅳ」（2 年後期）がある。さらに、地域共生学科では、「地域と人々」「地域と職業」を配置し、その他に社会人

としての教養を高めるための科目を複数配置している。

【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集①全学共通基礎教育科目「大学教育入門」、「データサイエンス基礎」、「データサイエンス基礎（留学生）」、「茶道文化 I～IV」、②地域共生学科共通基礎教育科目「地域と人々」、「地域と職業」

- 「大学教育入門」は、大学での学びを理解し、長崎短期大学の学生として、また地域社会の一員としての自覚を深めるとともに、社会人として必要な基礎力を養うことを目的としている。この講義は、学長をはじめとする学内教員と地域行政機関等から招いた外部講師によるオムニバス形式で行われる。教務委員会において科目担当者を確認し、シラバスの記入依頼及び記入内容の確認を行っている。大人数形式の授業であるため、Class Adviser (CA)が TA として参画し、講義資料の準備、学生の出席管理、レポートの収集などを担当し、学生の学修成果定着を支援している。

【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集①全学共通基礎教育科目「大学教育入門」

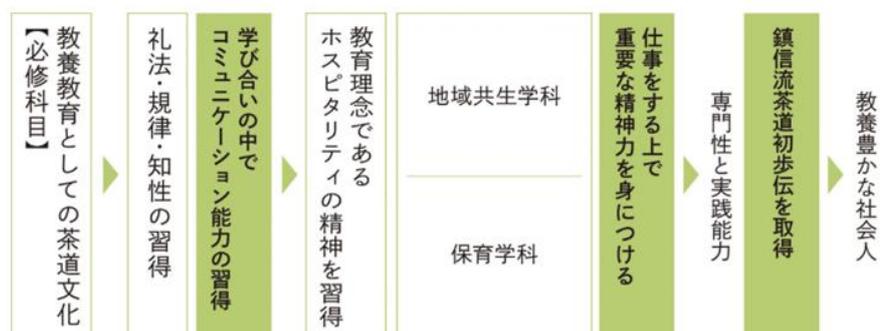
- 「データサイエンス基礎」は、Society5.0 の実現を視野に入れ「データサイエンスとは何か」を知り、データサイエンスを活用することの「楽しさ」や「学ぶ意義」を修得することを主たる目的としている。本講義では、データサイエンスを通して様々な課題解決に役立てるためのリテラシーレベルの基礎知識、ならびにデータ・AI を利活用する際の留意点等について学修する。授業は主として対面形式で実施し、各回の講義においては Google フォームを用いた理解度確認を行う。また、授業後にも復習できるように授業資料を Google クラウドにて配信している。さらに、留学生と日本人学生でクラスを分けることにより、専門用語の説明方法や内容の深度に応じた柔軟な指導を可能としている。

【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集①全学共通基礎教育科目「データサイエンス基礎」

- 「茶道文化」は、建学の精神を具現化した演習形式の教養科目であり、2 年間にわたり必修科目として全 60 回の授業（計 4 単位）を提供している。この科目は、茶道の点前習得を中心とした実技指導を通じて、日本の文化や伝統への理解を深め、社会人としての礼儀作法やマナー、コミュニケーション力、他者との協働力など、社会の自律的構成員としての基礎的な力を養成することを目的としている。授業は、学科・コース単位で 6 人程度の少人数グループ指導を基本とし、週に平均 15 コマ（クラス）を開講している。また、茶道文化専従の教職員に加え、多くの教職員が TA(Teaching Assistant)として授業に参画している。指導の均質化を図るため、月 1 回の茶道文化会議を開催し、指導内容の確認と共有を行っている。さらに、令和 7(2025)年度からは月 2 回程度の教員研修を実施予定である。

【資料 F-13】 令和 6 年度シラバス集①全学共通基礎教育科目「茶道文化 I～IV」

図 4-2-1 「茶道」から始まる「ひと」づくり



- 全学共通科目及び学科共通の基礎教育科目については、教務委員会において協議を行い、学生の多様なニーズや社会的要請、時代の変化を的確に反映した科目配置となるよう検討を重ねている。

【資料 4-2-a】令和 6 年度教務委員会議事録 第 11 回議事録

- 地域共生学科の必修科目である「地域と人々」及び「地域と職業」は、地域に根差し、地域社会に貢献し得る中核的人材の育成という学科の教育目的に基づき配置された科目である。「地域と人々」においては、地域において活躍できる人材に求められる多様な他者との円滑なコミュニケーション能力及び多様性に対する理解力の涵養を図るとともに、課題基礎力（課題発見力・計画立案力・実践力）の育成を目的としている。また、「地域と職業」では、地域における就労に関する基礎的知識を多面的に学び、長崎県及び佐世保市の地理・歴史・産業等に関する理解を深めるとともに、地域の職業や企業の実態、地域人材に求められる知識・技能について行政職員や企業関係者の講義を通じて学修する。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集②地域共生学科共通基礎教育科目「地域と人々」、「地域と職業」

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

- 本学におけるアクティブ・ラーニングは、次の七類型に分類される。①発見学習（事実を発見する過程から学習者に体験させる手法）、②問題解決学習（PBL：自ら問題を発見し解決する能力を養うことを目的とした教育法）、③体験学習（実際の活動体験を通して学ぶことを狙った学習形態）、④調査学習（課題について調査し結論をまとめる学習法）、⑤グループ・ディスカッション（議論まで）、⑥ディベート（特定の論題について、あえて異なる立場に分かれて議論をする手法）、⑦グループ・ワーク（議論＋成果物（プレゼンなど））これらのアクティブ・ラーニングの類型について、各授業のシラバスに明記するための記載欄を新たに設け、令和 7(2025)年度より本格的に運用を開始する体制を整えた。

【資料 4-2-9】R07 シラバス記入要領

【資料 4-2-a】令和 6 年度教務委員会議事録 第 9 回議事録、第 10 回議事録

- 教授方法の工夫・改善を目的とし、教学改革に関する事項を教務委員会及び大学改革・IR 委員会において協議・検討し、継続的に取り組んでいる。全学共通の具体的な取り組みとしては、前期及び後期 2 回ずつ、年 4 回にわたり「授業の自己評価とアンケート」を実施している。授業担当者は、当該アンケートの集計結果を踏まえ、次回開講に向けた授業改善を目的として「ティーチング・ポートフォリオ（教育業績書）」を作成し、各授業及び教育方法の質的向上に資するよう努めている。

【資料 4-2-b】長崎短期大学 HP 研究情報 長崎短期大学教員一覧

- 「授業ピアレビュー」を前期及び後期に年 2 回実施している。「授業ピアレビュー」では、授業内容や方法に関する改善点をピアレビューシートに記載し、それを公開・共有することで、教員が教授方法の改善を図っている。令和 6(2024)年度の実績として、前期の対象科目は 8 科目、参加者数は 13 人（延べ人数）、後期の対目は 13 科目、参加者数は 15 人（延べ人数）であった。

【資料 4-2-c】 令和 6 年度授業ピアレビュー資料

- 授業を行う学生数（クラスサイズ）については、地域共生学科食物栄養コース、介護福祉コース及び保育学科において、各養成施設に係る規程に定められた人数を遵守している。その他の学科・コース・専攻科や資格養成に係らない授業においても、講義・演習・実習等の各授業形態に応じて教育効果を十分上げられるよう適正かつ円滑に運営している。

【資料 4-2-d】 令和 6(2024)年度科目別履修者一覧

- 本学は、平成 27(2015)年に文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)」に採択され、その取組の一環として、平成 28(2016)年度よりクォーター制を導入した。クォーター制とは、1 年間の四つの学期に分ける 4 学期制であり、本学においては、1 年次を 1～4 クォーター、2 年次を 5～8 クォーターとして位置付けている。導入当初は、国際コミュニケーション学科（現・地域共生学科国際コミュニケーションコース）のみに試行されたが、その後、他の学科・コース・専攻科においても段階的に導入が進められ、令和 6(2024)年度には、全学科・コース・専攻科においてクォーター制を実施している。

【資料 4-2-e】 大学教育再生加速プログラム報告書

- クォーター制の導入による主な利点としては、従来の 2 学期制（セメスター制）における週 1 回・全 15 回の授業形式に比し、週 2 回の授業実施が可能となるため、学生がより集中的に学修に取り組むことができる点が挙げられる。特に実技系科目においては、知識や技能の定着に資する効果が期待されている。また、科目開講時期の柔軟な設定が可能となることから、長期インターンシップ制度の導入など、多様な学修機会の確保にもつながっている。一方で、前期・後期をさらに二つに分割することにより、各クォーター終了直後に次のクォーターが開始されるため、学生より意識の切り替えが困難だという意見が見られた。こうした課題への対応策として、本学では各クォーター間に 1 日以上以上の休業日（クォーター間休業日）を設け、スムーズな移行を図っている。

【資料 F-5】 令和 6 年度学生便覧 p.101 令和 6 年度年間行事予定表

- 非常勤講師が担当する科目や、クォーター制による実施により学生の学修負担が過度に増加するおそれのある一部の科目については、クォーター制への移行を行わず、引き続きセメスター制で実施している。今後においても、より高い教育効果の実現を図るため、各科目の特性に応じた適切な実施体制について、継続的に検討していく必要がある。

【資料 4-2-f】 長崎短期大学令和 6 年度時間割

【地域共生学科】

- 地域共生学科では、各コースの教育内容や特性に応じて教授方法の工夫と教育の質的向上に努めている。いずれのコースも学生アンケート結果や学生の意見を踏まえ、教授方法の継続的な改善を図っている。

【資料 4-2-g】 令和 6 年度授業の自己評価とアンケート結果

【地域共生学科 食物栄養コース】

- 専門教育科目において実務家教員を配置し、現場経験に基づく指導を通じて学生の実務能力の育成に努めている。1年次には「調理学実習ⅠA・ⅠB」、「調理学実習ⅡA・ⅡB」による週2回の調理実習を行い、2年次では「応用栄養学実習」、「臨床栄養学実習」によりライフステージや疾病に応じた食事提供について学んでいる。さらに「給食管理実習Ⅰ・Ⅱ」を通じて、給食現場に必要な技能や協働能力を養成している。加えて、学修意欲の高い学生への支援として、「栄養学専門演習」を令和6(2024)年度から新設し、知識・技能の深化を図る取組みも実施している。

【資料 F-13】令和6年度シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「応用栄養学実習」、「臨床栄養学実習」、「給食管理実習Ⅰ・Ⅱ」、「調理学実習Ⅰ～Ⅳ」、「総合演習B」、「栄養士専門演習」

【地域共生学科 製菓コース】

- 職業的実践力の強化と就職後の定着を見据えた教育を行っており、令和5(2023)年度より「インターンシップ」を導入している。これにより、学生が実際の職場環境に身を置いて学ぶ機会を確保し、将来的な職業選択に資する実践的経験の蓄積を図っている。現在は、より効果的なインターンシップ運営のために、事前・事後指導の内容や方法についての検討を進めており、これらに対応する関連科目の設置も視野に入れている。

【資料 F-13】令和6年度シラバス集④地域共生学科製菓コース専門教育科目「インターンシップ」

【地域共生学科 介護福祉コース】

- 学生アンケートの結果から、介護福祉士という職業をより広い社会的視野で理解させる必要性が示唆されたことを受け、「福祉文化」を1年次に配当し、地域社会とのふれあいを含む学外活動を取り入れた内容への改善を検討している。これにより、福祉に対する多角的な理解を促進し、学生の職業的アイデンティティの形成を支援している。

【資料 F-13】令和6年度シラバス集②地域共生学科共通基礎教育科目「福祉文化」

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- すべての語学系科目において習熟度別授業を実施し、学生の学修進度に応じた教育を行っている。しかし、語学力の個人差が大きく、既存のクラス数では十分な対応が困難であることから、ICTの活用や教授法の工夫が求められている。こうした課題に対応するため、語学教員間で定期的な情報交換を実施し、教育方法の改善を図っている。また、複数の教員が連携して授業を行うチームティーチング方式も導入し、教育目標の共有と授業内容の一貫性確保に努めている。

【資料 4-2-f】長崎短期大学令和6年度時間割

【保育学科】

- 実習指導体制の充実を図るため、事前・事後指導を個別面談形式で実施しており、学

生が実習に対する不安を解消し、目標を明確にした上で臨めるよう支援している。実習後には振り返りを行い、自己課題の認識を深める機会としており、得られた情報は学科会議等で共有し、学科全体での一貫した指導体制を構築している。さらに、学修意欲の高い学生への支援として、令和 6(2024)年度より「保育学特別演習」を開講し、フィールドワークを取り入れた授業を通じて実践力の向上及び地域の保育課題の把握や保育に関する専門的知識及び技術の習得を目指している。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科「保育学特別演習」

【専攻科保育専攻】

- 令和 6(2024)年度から、科目の特性や開講時期、授業方法の自由度を踏まえ、全科目の約半数をクォーター制科目として開講している。これにより、授業期間の短縮による学修の集中化が可能となり、学外授業の実施も視野に入れた柔軟なカリキュラム編成を行っている。具体的かつ実践的な知識や技能の習得を促進する教育方法として、学生の主体的な学びを支援している。

【資料 4-2-h】クォーター制について（専攻科）

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

- 本学の学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、卒業認定・学位授与の方針(DP)に掲げる能力・資質及びこれらの総合的な活用力の修得状況の評価は、教育課程編成の方針(CP)に掲げる評価の方法により行っている。具体的な評価の方法としては、DP ルーブリック、学修総まとめ科目（キャップストーン科目）の成果、定期試験及びレポートなどによる各科目の成績評価があり、オリエンテーション、本学のホームページ、学生便覧等を通じて周知している。また、令和 6(2024)年度はアセスメント・ポリシー運用計画を作成し、このサイクルを可視化することによって、より効率的・効果的な運用ができるよう改革を行った。この計画については令和 7(2025)年度から運用予定である。

【資料 F-14】令和 6 年度学生便覧（抜粋）3 つのポリシー・アセスメントポリシー

【資料 4-1-a】令和 6 年度オリエンテーションスケジュール

【資料 4-3-1】長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針 アセスメントポリシー

【資料 4-3-2】長崎短期大学ホームページ 3 つのポリシー／アセスメントポリシー

【資料 4-3-3】長崎短期大学アセスメントポリシーの運用計画

- 学生の2年間の学修状況をまとめたディプロマ・サプリメント、学生の学修状況、資格取得状況、就職及び進学等状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業からの意見等により、本学の機関レベル・教育課程レベルの教育力と学生個人レベル・授業科目レベルの学修到達度を評価し、学修成果を把握・評価している。学修成果を把握・評価の方法については、各学科・コース・専攻科の意向を踏まえ、大学改革・IR委員会において検討し、実施している。

【資料 4-3-4】長崎短期大学大学改革・IR委員会規程

【資料 4-3-5】長崎短期大学学科等会議規程

- 各学科・コースにおいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる能力・資質、①心豊かな人間力、②確かな専門的知識や技能、③コミュニケーション能力、④課題解決能力、⑤主体的に学ぶ力、を評価するためにDPルーブリックを策定している。学生はどの能力項目がどのレベルにあるのかセメスターごとに自己評価を行っている（ディプロマ・ポリシー到達度調査）。この調査により、学生は自身の学修成果の到達度を確認するとともに、2年間の成長過程を自己評価することが可能となる。ディプロマ・ポリシー到達度調査の結果は大学改革・IR委員会で集約し、機関レベルの評価を行う。各学科・コースでは教育課程別の達成度合の集計により教育課程レベルの評価を行っている。さらに、CAを中心とした学科・コースの確認と学生自身の自己評価により学生個人レベルの評価を行う。なお、専攻科においては、別に定めた修了認定・学位授与の方針(DP)に掲げる能力・資質、(1)知識・専門技術・理解、(2)汎用的技能、(3)態度・志向性、(4)総合的な学習経験と創造的思考力、に対応するDPルーブリックによって、同じく学修成果の評価を行っている。ディプロマ・ポリシー到達度調査の結果より各学科・コース・専攻科の教員は学生の成長の程度を把握することが可能となり、評価結果の経時的推移を踏まえた、達成度の向上を促すような学修支援の在り方について、継続的に検討を行っている。

【資料 4-3-1】長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針 アセスメントポリシー

【資料 4-3-6】令和6年度DP到達度調査結果

- 各学科・コース・専攻科ではキャップストーン科目を設定し、各教育課程の人材養成の方針・目標に対応するルーブリックを設定している。これにより、各教育課程が養成する人材の具体的かつ総合的な学修の成果を評価する。教育課程レベルの評価は、教育課程別のキャップストーン科目の評価結果の集計により行い、学生個人レベルの評価は、キャップストーン科目のルーブリック評価等により確認する。

【資料 F-13】令和6年度シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「総合演習B」、④地域共生学科製菓コース専門教育科目「総合演習Ⅱ」、⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目「介護総合演習Ⅱ」、⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目「卒業研究」、⑦保育学科基礎教育科目「専門教育科目」、⑧専攻科保育専攻科目一覧「修了研究Ⅲ」

【資料 4-3-1】長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針 アセスメントポリシー

- 定期試験及びレポート等による各科目の成績評価は、シラバスに記載しているルーブリックに基づいて行っている。評価は、試験によるもののほか、レポート、プレゼン

テーション、制作物の評価等により、科目の内容や方法に合わせて多元的に行う。

【資料 4-3-1】長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針 アセスメントポリシー

- ディプロマ・サプリメントは、入学から卒業・修了に至るまでの学修成果をレーダーチャート等の形式で可視化した資料であり、卒業生及び新 2 年次生に対して配付している。卒業生にとっては、学位取得に加えた具体的な学修の軌跡を示す記録であり、新 2 年次生にとっては、1 年次における学修成果の可視化資料として位置付けられている。令和 6(2024)年度においては、ディプロマ・サプリメントにおける学修成果の評価結果と、ディプロマ・ポリシー到達度調査に基づく自己評価結果とを、アセスメントシートを用い全学科・コース・専攻科において比較・検証を行った。これにより、教員による学修成果の評価と学生による自己評価との間に見られる乖離や一致点について検討を行い、今後の教育改善に資する基礎資料とした。

【資料 4-1-e】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 5 回議事録

【資料 4-1-d】令和 6 年度運営会議議事録 第 7 回議事録

【資料 4-3-10】令和 6 年度アセスメントシート

【資料 4-3-a】令和 6 年度ディプロマ・サプリメント (サンプル)

- 学修状況については、各学科・コース・専攻科における単位取得数及び単位取得率、ならびに GPA(Grade Point Average)の分布等を指標として把握・評価を行っている。学生は、アクティブ・ポータルを通じて、各クォーター終了時に自身の単位修得状況及び GPA 値を確認し、それを基に履修状況の点検及び今後の学修計画の策定に活用している。令和 6(2024)年度における単位修得状況については、【資料 4-3-b】に示すとおりである。

【資料 F-5】学生便覧 p.36-37GPA 制度運用に関する内規

【資料 4-3-b】令和 6 年度単位修得状況

- 前学期までの通算 GPA が 1.20 以下の学生、あるいは直前学期の GPA が 1.20 以下であった学生等、成績不振と認められる学生に対しては、CA が個別に面談を実施し、学修意欲の喚起と今後の学修支援を図っている。

【資料 F-5】学生便覧 p.38 成績不振等の学生への対応要領

- 免許・資格取得状況については各学科・コース・専攻科の教育目的に基づいて、それぞれ点検・評価を行っている。本学は、栄養士、製菓衛生士国家試験受験資格、介護福祉士国家試験受験資格、保育士、幼稚園教諭等多くの資格・免許を取得できる教育課程を編成していることから、資格の取得状況を教育目的の達成状況の指標の一つとしている。令和 6(2024)年度の資格・免許取得状況及び検定等の状況は、表 4-3-1 のとおりである。

表 4-3-1 令和 6(2024)年度資格・免許及び検定等の実績

食物栄養コース	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養士：学生数 28 人中 28 人が取得 (取得率 100%) ・栄養士実力認定試験：受験者 27 人中 A 判定 (得点率 60%以上) 14 人、B 判定 (得点率 60%未満 40%以上) 11 人、C 判定 (得点率 40%未満) 2 人
製菓コース	<ul style="list-style-type: none"> ・製菓衛生師：23 人中 18 人受験 (留学生 5 人は他業種を希望) 合格者 12 人 合格率 66.7% ・ラッピングコーディネーター：合格者 1 人 (受験 1 人)
介護福祉コース	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士：18 人中 18 人受験

	日本人合格率 100% (日本人 12 人中 12 人合格)、留学生合格率約 17% (6 人中 1 人合格)
国際コミュニケーションコース	<ul style="list-style-type: none"> ・英語系検定(TOEIC) TOEIC 400～495 点：8 人、500～595 点：3 人 600～695 点：2 人 700 点以上：1 人 *770 点 ・韓国語能力試験(TOPIK)：21 人 6 級 (最高級) 0 人、5 級 2 人、4 級 3 人、3 級 4 人、2 級 5 人、1 級 7 人 ・中国語検定試験(HSK)：19 人 6 級 (最高級) 0 人、5 級 0 人、4 級 2 人、3 級 12 人、2 級 5 人 ・中国百科検定 (初級)：31 人 (初級 25 人、3 級 1 人、2 級 5 人) ・日本語能力試験(JLPT)：35 人 N1：2 人、N2：11 人、N3：22 人 ・実用日本語能力検定(J.Test)：26 人 B 級：1 人、準 B 級：1 人、C 級：2 人、D 級：8 人、E 級：14 人 ・サービス接遇検定試験：準 1 級 2 人、2 級 14 人 ・医療事務合格者/受講者：2 人
保育学科	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士：学生数 70 人中 68 人が取得 (取得率 97%) ・幼稚園教諭二種免許：学生数 70 人中 65 人が取得 (取得率 93%)
専攻科保育専攻	<ul style="list-style-type: none"> ・学位・学士 (教育学)：学生数 4 人中 4 人が取得 (取得率 100%) ・幼稚園教諭一種免許：学生数 4 人中 4 人が取得 (取得率 100%)

- 学生の進路や就職状況は、学生委員会とその部会である就職部会において確認し、支援の検討を行っている。令和 6(2024)年度に卒業した就職を希望する学生の就職率(留学生含)は、地域共生学科が 97.9% (94 人中 92 人)、(内食物栄養コース 100.0% (25 人中 25 人)、製菓コース 95.2% (21 人中 20 人)、介護福祉コース 100.0% (17 人中 17 人)、国際コミュニケーションコース 96.8% (31 人中 30 人)、保育学科 92.9% (70 人中 65 人)、専攻科保育専攻 100.0% (3 人中 3 人)であった(令和 7(2025)年 2 月 28 日現在)。本学卒業生の学修成果に対する地域社会からの高い評価が示された。
【資料 4-3-c】 長崎短期大学学生委員会規程
【資料 4-3-d】 就職の状況 (過去 3 年間)
- 学生の意識に関する調査は、授業の自己評価とアンケート、学修行動調査、ディプロマ・ポリシー到達度調査、在学生卒業時調査により実施している。授業の自己評価とアンケートでは、学生の学修に対する姿勢及び意欲の把握を行っている。ディプロマ・ポリシー到達度調査では、学生による 2 年間の学修に関する自己評価を確認し、実際の成績状況との比較等を各学科・コース・専攻科において実施している。学修行動調査では、大学生生活の適応度、学修時間、教室外学修等を含む入学以降の経験、入学以降の能力、知識の変化に関する学生の認識について把握し、教育内容との比較検討を行っている。在学生卒業時調査では、学習への取組み状況や学習態度等を把握し、評価している。
【資料 4-3-6】 令和 6 年度 DP 到達度調査結果
【資料 4-3-7】 令和 6 年度授業の自己評価とアンケート結果
【資料 4-3-8】 令和 6 年度学習行動調査結果
【資料 4-3-9】 令和 6 年度在学生卒業時調査結果
- 卒業時における満足度に関する調査としては、在学生卒業時調査及び卒業生アンケートを実施している。在学生卒業時調査においては、学生支援体制、教員による指導、

学生生活に関するサポート体制、並びに学生自身による成績の認識及び2年間の学修に対する総合的評価等に関して把握している。卒業生アンケートでは、2年間の学生生活に対する満足度の他、自由記述による包括的な意見・要望等を収集し把握している。

【資料 4-3-9】令和6年度在学生卒業時調査結果

【資料 4-3-e】2024年度卒業生アンケート結果

- 就職先の企業からの意見は、就職先からの聞き取りや就職先による三つのポリシーに基づく外部評価を年度ごとに実施し、本学の人材養成が地域社会の要請に応えているかを定期的に評価し、把握している。

【資料 4-3-11】令和6年度3ポリシー在学生評価、外部（事業所）評価、卒業生による短大の学びに対する評価 調査結果について（全体版）

【地域共生学科】

- 地域共生学科では、キャップストーン科目や外部試験、実習、卒業研究等を通じて、学修成果の把握と評価を行っている。授業内では小テストや確認テスト、再試験後の個別指導により、学修内容の定着を支援している。さらに、外部評価や自己評価を活用し、学生の目標意識を高め、地域や社会の要請に応える人材育成を推進している。

【資料 4-3-1】長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針 アセスメントポリシー

【地域共生学科 食物栄養コース】

- 各授業で Google クラウドルームを活用した課題提出やオンライン小テストにより、学修状況の把握と理解度確認を行っている。再試験の時間割は学修時間の確保を考慮して作成し、不合格者には CA による個別指導を実施している。キャップストーン科目「総合演習 B」では、これまでの学びを基に不足する知識や技術を補い「栄養士実力認定試験」の受験により外部評価を通じて学力を確認している。

【資料 4-3-f】地域共生学科食物栄養コース学修成果資料

【地域共生学科 製菓コース】

- 定期試験後に単位修得状況を確認し、再試験は学生の負担や学修時間を考慮して時間割を調整している。不合格者には CA が学修状況を確認し、再々試験までに個別指導を行う体制を整備している。授業評価に加え、Semesterごとの実技試験や「デザートブッフェ」による成果発表を通じて、技術力や企画力を評価している。キャップストーン科目「総合演習 II」では商品開発や工芸菓子の制作に取組み、インターンシップ先での評価や国家試験結果を通じて学位プログラムレベルでの学修成果を把握している。

【資料 4-3-g】地域共生学科製菓コース学修成果資料

【地域共生学科 介護福祉コース】

- 各授業で小テストを実施し理解度を確認するほか、定期試験後には単位修得状況を踏まえ、不合格者に対し補習や個別指導を行った上で再試験・再々試験を行う体制を整備

している。学外実習においては、自己評価・他者評価、記録物、事例研究発表を通じて成果を可視化している。キャップストーン科目「介護総合演習Ⅱ」では、実習の準備・振り返りを通じて自己覚知を促し、学びの定着を図っている。また、介護福祉士国家試験対策を段階的に実施しており、今後は合格率向上に向けた支援のさらなる強化が求められる。

【資料 4-3-h】 地域共生学科介護福祉コース学修成果資料

【地域共生学科 国際コミュニケーションコース】

- 1年次及び2年次に同一レベルの英語外部テスト（ELPA）を実施し、学修成果の変化を把握している。また、英語・中国語・韓国語など各語学検定の受験を推奨し、取得級をもとに学修状況の評価している。不合格者には原因分析を行い、次回の授業での再挑戦を支援している。キャップストーン科目である「卒業研究」では、2年間の学びを可視化し、次の目標やキャリア形成につなげている。

【資料 4-3-i】 地域共生学科介護福祉コース学修成果資料

【保育学科】

- 授業科目での評価に加え、学外実習における自己評価及び他者評価、さらにキャップストーン科目「保育実践演習（教職実践演習 幼稚園）」の課題シートによる自己評価を通じて、個人レベルの学修成果を可視化している。また、学位プログラムレベルでは、学外実習での外部評価を活用した総合的な評価を実施している。複数の科目で不合格となった学生には CA による個別支援を行い、必要に応じて保護者とも連携している。学修状況は学科会議で共有され、組織的な学修支援体制を構築している。

【資料 4-3-j】 保育学科学修成果資料

【専攻科保育専攻】

- 授業中に学生の意見聴取や理解度確認を行い、学修成果の把握に努めている。再試験は発生しておらず、全体として良好な学修姿勢が維持されている。修了生は全員が学位及び幼稚園教諭一種免許状を取得し、修了研究は研究発表会を通じて成果を発信している。キャップストーン科目として一定の水準を保ちつつ、学修の総まとめを担っている。

【資料 4-3-k】 専攻科保育専攻学修成果資料

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

- 各学期に学生による授業の自己評価とアンケートを実施しており、集計結果は自由記述欄を含めてアクティブ・ポータルを通じて担当教員が閲覧可能である。授業担当者は、この評価結果を基に、次回開講に向けた授業改善のための「ティーチング・ポートフォリオ（教育業績書）」を作成し、授業内容や教育方法の改善に取組み、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

【資料 4-2-b】 長崎短期ホームページ 研究情報 長崎短期大学教員一覧

- 大学改革・IR委員会においては、各種アンケート等の調査結果を集計・分析し、その結果を各学科・コース・専攻科に提供の上、活用に関する検討を依頼している。各学科・コース・専攻科においては、結果の分析を通じて学生のニーズを把握し、教育内容・教育方法及び学修指導の改善に反映させ、施設・設備に関する要望については、事務局と連携しながら必要な対応策の検討を行っている。また、教授会及び運営会議においても報告を行い、全学的な教育内容及び教育方法に関する情報の共有を図って改善している。

【資料 4-3-12】令和 6 年度教授会議事録 第 1 回議事録、第 3 回議事録、第 6 回議事録、第 11 回議事録

【資料 4-3-13】令和 6 年度運営会議議事録 第 2 回議事録、第 5 回議事録、第 10 回議事録、臨時第 5 回議事録

【資料 4-3-14】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 1 回議事録、第 2 回議事録、第 4 回議事録、第 6 回議事録、第 7 回議事録、第 10 回議事録

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 建学の精神・学則第 1 条に基づき、機関のディプロマ・ポリシーに対応して各学科・コース・専攻科のディプロマ・ポリシーを定めている。ディプロマ・ポリシーの周知については大学案内、本学のホームページ、学生便覧等を通じて行っているほか、学生に対しては年 2 回、ディプロマ・ポリシー到達度に関する調査を実施することで、ディプロマ・ポリシーを認識する機会を設けている。本調査では、ルーブリック評価に基づいて学修状況の自己評価を行っている。調査の目的は、学生自身の学修成果の認識であり、教員にとっては学生の経時的な成長を適切に支援しているかの確認である。
- 全ての授業科目にはディプロマ・ポリシーを踏まえた到達目標が設定され、目標達成のために、授業計画（シラバス）に沿って授業を展開している。到達目標はシラバスを通じて学生に周知し、適切な単位の認定を行っている。
- 本学では、自己点検・評価委員会及び大学改革・IR 委員会で教育目的・目標を達成するための教育課程・学生支援が十分機能しているか把握・確認を行っている。各種調査やアンケート結果、社会の情勢等に基づきディプロマ・ポリシーを含む三つのポリシーの見直し、改定を行っている。また、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況、在学生に対する各種アンケート、卒業生からの学びの評価、卒業生の就職先による三つのポリシーに関する外部評価等による多様な尺度・指標や測定方法等に基づいて学修成果の把握・評価を行い、教育課程の改善に活用している。
- 教務委員会において、本学の教養教育を特色づける基礎教育科目である「大学教育入門」、「データサイエンス基礎」、「茶道文化」をはじめとする基礎教育科目の内容の検討、担当教員の確認、シラバス記入の依頼と確認等を行い、基礎教養科目の充実を図っている。
- 各授業科目は、カリキュラム・ポリシーに基づいて配置している。また、教育課程の構造を理解しやすくするために、カリキュラム・マトリックス及びカリキュラム・フ

ローチャートを作成し、ディプロマ・ポリシーの到達目標である学修成果の可視化を図っている。

- 全学的にクォーター制を導入することにより、学生がより集中的に学修に取り組むことを可能とし、学外実習や長期インターンシップ等を組み込んだ柔軟な履修計画の立案を実現している。また、学生の負担に配慮し、一部の科目については Semester 制により実施することで、柔軟かつ効果的な教育課程の運営体制を整備している。
- アセスメント・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力・資質及びこれらの総合的な活用力の修得状況の評価は、カリキュラム・ポリシーに掲げる評価の方法により行っている。評価の方法としては、DP ルーブリック、キャップストーン科目の成果、定期試験及びレポートなどによる各科目の成績評価がある。さらに、学生の 2 年間の学修状況をまとめたディプロマ・サプリメント、学生の学修状況、資格取得状況、就職及び進学等状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業からの意見等により、本学の機関レベル・教育課程レベルの教育力と学生個人レベル・授業科目レベルの学修到達度を評価し、学修成果を把握・評価している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 授業の自己評価とアンケートや授業ピアレビューの結果について、各教員がそれぞれ詳細な検討を行っているが、各学科・コース・専攻科の教育課程の改善に必ずしも結び付いていない現状がある。教育課程の改善につなげるためには、全学や各学科・コース・専攻科での結果の活用を検討する必要がある。
- 各種アンケート調査における回答率のばらつきがあり、結果の活用に至らない場合がある。回答率の向上に向けた取組みの必要がある。
- 本学における授業は、クォーター制及び Semester 制の二制度が混在する形で実施している。高い教育効果の実現を図るため、クォーター制の長所を取り入れた教育課程についての継続的な検討の必要がある。
- 茶道文化の授業においては、多くの教職員が年間を通じて TA として参加しているが、勤務年数等に起因して点前の修得度に差異が生じている。学生からは教員の指導水準のバラツキの指摘や指導内容の統一への要望が寄せられており、一定水準の指導体制の確保の必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 授業の自己評価とアンケートや授業ピアレビューの結果については大学改革・IR 委員会で取りまとめ、次年度以降に大学改革・IR 委員会や教務委員会において、教育課程についての全学的な改善の検討を行う予定である。
- アンケート回答率向上のために①アンケート実施期間を延ばすなどの期間の検討②学生に対する声かけ方法の検討③アンケートの種類や回数調整による学生の負担軽減について令和 6(2024)年度中に検討・実施し、一定の回答率の向上が見られた。今後は各学科・コース・専攻科の回答率のバラツキを改善し、全体の回答率の向上をめざす。
- クォーター制の効果的な運用を検討するために、学生からの意見を収集する予定であ

- る。
- 茶道文化における教員の点前の修得度に差異が生じているため、令和 7(2025)年度より茶道の教職員研修を一部再開し、教職員の指導レベルの均質化を図ることを予定している。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- 「学校法人九州文化学園組織規則」第 7 条、「長崎短期大学学長選任規則」第 2 条及び本学学則第 2 条において、学長は理事長の命を受け大学の校務をつかさどり、所属職員を指揮監督・統督し、短期大学を代表すると定めている。「長崎短期大学学長選任規則」第 3 条には、学長の資格として、「本学の建学の精神及び教育方針を理解し、人格高潔にして学識に優れ、学校運営に関して識見豊かな者とする」ことが明記されている。また、「長崎短期大学ガバナンスコード」2-1(1)理事会の役割④では、「学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。」とし、3-1(1)学長の責務（役割・職務範囲）①において、「学長は、長崎短期大学学則第 1 条に掲げる「教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、(中略)リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。」と明記している。学長は「長崎短期大学学長選任規則」に基づいて選任され、学長の任期は 2 年である。さらに、「長崎短期大学ガバナンスコード」3-1(2)学長補佐体制（副学長・教学部長の役割）において、副学長及び教学部長を置くことができると明記している。副学長は「長崎短期大学副学長選任規則」第 4 条に基づき選任され、同規程第 3 条に「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と明記している。教学部長は「長崎短期大学教学部長選考規程」に基づき選任され、同規程第 2 条及び第 4 条において、「教学部長は、学科・専攻科の基幹教員の内、教授の職位にある者」で、「教学部門の統括を行う」ことが明記されている。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 1 条、第 2 条

【資料 5-1-1】長崎短期大学の意思決定に関する組織図

【資料 5-1-4】学校法人九州文化学園組織規則 第 7 条

【資料 5-1-5】長崎短期大学ガバナンスコード 2-1(1)理事会の役割④、3-1(1)学長の責務（役割・職務範囲）①、3-1(2)学長補佐体制（副学長・教学部長の役割）

【資料 5-1-a】長崎短期大学学長選任規則 第 2 条

【資料 5-1-b】長崎短期大学副学長選任規則 第 3 条、第 4 条

【資料 5-1-c】長崎短期大学教学部長選考規程 第 2 条、第 4 条

- 学長は、教授会ならびに運営会議を招集する。運営会議の議案は、学長が承認した構成員が提案した規則第 5 条に示す審議事項であり、審議結果は教授会に報告される（運営会議規則第 3 条、第 6 条、第 11 条）。教授会の議案は、運営会議の義を経て、学長が提案する（教授会規程第 7 条）と定めている。

【資料 5-1-2】長崎短期大学 教授会規程 第 7 条

【資料 5-1-3】長崎短期大学運営会議規則 第 3 条、第 6 条、第 11 条

- 学長は自己点検・評価委員会、研究倫理委員会、研究費不正防止委員会、利益相反マネジメント委員会の委員長を務め、機関の代表としての説明責任（アカウントビリティ）と法令順守（コンプライアンス）を担っている。

【資料 5-1-d】令和 6 年度委員会・会議メンバー表

- 学長が示した年度当初の運営方針に基づき、各部門において取組みを実行し、運営会議及び教授会において報告を行っている。また、年度末の総括会では、各部門の年度における成果及び次年度に向けた課題も報告され、全学的に共有している。さらに、教職員間における意思疎通及び意識の統一を迅速に図ることを目的として、毎週火曜日に実施している教職員朝会等の機会を活用し、学長の教学運営の方針について周知し、教学運営への反映に努めており、本学の意味決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップを発揮する体制を整備している。

【資料 5-1-e】令和 6 年度教授会議事録 4 月始めの会記録、3 月納めの会記録

【資料 5-1-f】令和 6 年度運営会議議事録 第 7 回議事録

【資料 5-1-g】20240402 年度始めの会学長 FD 資料

②権限の適切な分散と責任の明確化

- 「学校教育法」に基づき、学長の教学面での意思決定を円滑に行うために、教学に係る諸事項を審議するための機関として教授会を置いている。教授会の構成員は、基幹教員及び専任職員とし、学長が学則第 4 条及び長崎短期大学教授会規程第 3 条に基づき招集し原則として月 1 回開催し、教授会で審議される事項（議案）は、運営会議の議を経て学長が提案すると定めている。教授会の審議事項は、（教授会規程第 6 条）を(1)学則その他諸規程、諸規則等の制定、改廃に関する事項、(2)学生の入学・卒業及び学位に関する事項、(3)学生の身分に関する事項、(4)学生の賞罰に関する事項、(5)学長が諮問する事項、(6)その他教育・研究上必要と認められる事項の 6 項目である。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 4 条

【資料 5-1-2】長崎短期大学 教授会規程 第 3 条

【資料 5-1-6】令和 6(2024)年度 教授会開催日時・議題一覧

- 学長が招集する運営会議において、構成員から提案される議案は、学長の承認を経て審議する。審議の議決結果については、教授会で報告される。運営会議の審議内容は、(1)学則その他諸規程、諸規則の制定、改廃に関する事項、(2)本学の組織、運営の基本方針に関する事項、(3)全学的な教育目標、計画の策定に関する事項、(4)本学の予算に関する事項、(5)教員の人事に関する事項、(6)その他、学長が必要と認める事項である。具体的には、各学科・コース・専攻科会議や各種委員会等の教学運営に係る分掌業務に関する提案事項であり、各部署の長（学科長・コース長・専攻科長・委員会委員長・事務局長等）から運営会議に提案され、審議している。学科・コース・専攻科及び各種委員会の運営に関する権限と責任は、それぞれの組織の長が担っており、各部署から提出された提案事項は、運営会議における審議を経た後、教授会において審議または報告され、学長による最終的な判断のもと、学内での正式な意思決定として構成員

に対して伝達されている。学内意思決定の過程は、組織的かつ適切に機能している。

【資料 5-1-3】長崎短期大学 運営会議規則

- 「長崎短期大学ガバナンスコード」においては、教授会の役割について「大学の教育研究の重要な事項を審議する（中略）審議する事項については教授会規程第 6 条に定める」（3-2 教授会（1）教授会の役割）と明記されている。さらに、教授会は当該事項に関して学長が意思決定を行う際に意見を述べる機関と位置づけられており、「学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません」と記されている。また、学則第 16 条（編入学・再入学・転入学）、第 16 条の 2（転学科）、第 21 条（除籍）、第 32 条（卒業）、第 44 条（表彰）、第 45 条（罰則）、第 59 条の 2（修了要件）においては、いずれも学長が教授会の議を経て、決定その他の実施を行う旨が定められている。よって、本学における意思決定に関する最終的な責任は、学長が負うものとしている。

【資料 F-3】長崎短期大学学則 第 16 条、第 16 条の 2、第 21 条、第 32 条、第 44 条、第 45 条、第 59 条の 2

【資料 5-1-2】長崎短期大学 教授会規程 第 6 条

【資料 5-1-5】長崎短期大学ガバナンスコード 3-2 教授会(1) 教授会の役割

- 設置する学科・コース・専攻科では、「長崎短期大学学科長・専攻科長選考規程」に基づき選考された学科長・コース長・専攻科長が各教育課程に所属する基幹教員で構成される学科会議、コース会議、専攻科会議を定期的に招集し、学科等の運営に関する協議を行っている。教授会や運営会議の審議を必要とする議案については、学科長等から報告・提出され、全学の教職員間での共有を図ることとしている。

【資料 5-1-h】長崎短期大学学科等会議規程

【資料 5-1-i】長崎短期大学学科長・専攻科長選考規程

- 教授会規程第 11 条に基づき、17 の常設委員会を設けている。学長または教授会の下で本学の運営を効率化し円滑な教育活動を推進することを目的に、各種委員会規程に基づき適切に運営している。各種委員会は専任の教職員で構成され、必要に応じて議事内容を学長及び教授会に報告しなければならないとしている。

【資料 5-1-2】長崎短期大学教授会規程 第 11 条

【資料 5-1-d】令和 6 年度委員会・会議メンバー表

【資料 5-1-j】長崎短期大学各種委員会等規程

③職員の配置と役割の明確化

- 「学校法人九州文化学園組織規則」第 15 条及び「長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程」第 4 条により、短期大学事務局長は学長及び法人事務局長の命を受けて事務を統轄し、所属職員を指揮監督すると定め、その権限と責任を明確にしている。

【資料 5-1-4】学校法人九州文化学園組織規則 第 15 条

【資料 5-1-8】長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程 第 4 条

- 「長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程」を整備して、事務及び厚生補導を含む教学マネジメントの遂行に必要な部署を明示して設置し、各課等の分掌事項も明記のうえ、必要な人員を適切に配置している。

【資料 5-1-7】 令和 6 年度事務局組織図

【資料 5-1-8】 長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程

- 事務職員の採用及び昇任については、「学校法人九州文化学園職員人事規則」に事務職員及び技能労務職員(以下「職員」)の採用、昇任、降任、降給、異動等に関し、必要な事項を定め、選考し、理事長が採用を決定することが明記されている。職員の昇任に関しては、人事考課制度を導入しており、「事務職員人事考課マニュアル」を制定して、評価基準を明確化したうえでまずは自己評価を行い、次に所属長による 1 次評価、事務局長による 2 次評価を通して、職務遂行能力、貢献度、リーダーシップ等を総合的に判断している。

【資料 5-1-9】 学校法人九州文化学園職員人事規則

【資料 5-1-k】 事務職員人事考課マニュアル

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

- 教員組織については、学科等の目的及び「短期大学設置基準」及び各種養成施設（学校）指定基準を満たす教員を適切に配置している。

【資料 5-2-1】 学校法人九州文化学園就業規則

【資料 5-2-2】 長崎短期大学教員選考規程

【資料 5-2-3】 令和 6 年度基幹教員配置表

- 本学の教員採用は、「学校法人九州文化学園就業規則」及び「長崎短期大学教員選考規程」に基づき書類審査及び面接を経て運営会議で候補者を選考し、学長が理事長に上申して採用を行っている。昇任については、「長崎短期大学教員選考規程」に基づき、「ベストティーチャー賞」の受賞や教員評価結果を考慮し、学科長等からの推薦を基に、人格、学歴、職歴、健康、及び教育研究上の業績等を総合的に勘案したうえで運営会議において審議し、学長が任命している。教員の配置については、資格や業績に応じて適切に行っている。教員資格については、学位や研究業績に加え、養成施設の規定科目担当教員としての資格要件を十分に確認し、これを満たす教員を配置している。

【資料 5-2-1】 学校法人九州文化学園就業規則

【資料 5-2-2】 長崎短期大学教員選考規程

【資料 5-2-3】 長崎短期大学運営会議規則

【資料 5-2-a】 令和 6 年度基幹教員配置表

【資料 5-1-f】 令和 6 年度運営会議議事録 第 12 回

【資料 5-2-b】 長崎短期大学ベストティーチャー賞に関する規程

【資料 5-2-c】 令和 5 年度第 23 回運営会議議事録

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

- 本学の FD(Faculty Development)は、「短期大学設置基準」第 22 条の 2 の 2 及び「長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規」に基づき、学科・コース・専攻科の教育内容等の改善を目的とした組織的な研修及び研究活動として位置付けられ、教育力の向上を目指している。

【資料 5-3-1】 長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規

- FD については、大学改革・IR 委員会が主として担当する授業ピアレビュー及び学科並びに各種委員会が主催する FD 研修会等を集約し、下表のとおり組織的かつ計画的に実施している。FD の開催通知は対象者にメールで送信するとともに、教職員朝会でのアナウンスなどを通じて周知を図り、教授会の後に開催するなど、参加率の向上に努め、高い参加率を維持している。終了後はアンケートを実施し、効果的な研修となるよう検証を行っている。令和 6(2024)年度には全教職員を対象に、学内で 7 件の FD 研修会を開催した。

【資料 5-3-2】 令和 6 年度授業のピアレビュースケジュールと手順及びピアレビューシート

【資料 5-3-a】 令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 1 回議事録、第 2 回議事録、第 4 回議事録、第 5 回議事録、第 6 回議事録、第 8 回議事録

【資料 5-3-b】 FD/SD 研修会アンケート結果

表 5-3-1 令和 6 年度 FD 研修会一覧

回数	日付	テーマ	参加率
1	令和 6 年 4 月 1 日	学長示達	97%
2	令和 6 年 8 月 6 日	ディプロマ・サプリメント	94%
3	令和 6 年 8 月 26 日 ～9 月 21 日	コンプライアンス研修	100%
4	令和 6 年 9 月 2 日 ～9 月 21 日	利益相反マネジメント（輸出管理）研修	97%
5	令和 6 年 9 月 7 日 ～9 月 21 日	研究倫理研修	100%
6	令和 7 年 2 月 21 日	傾斜配分研究費報告会①	57%
7	令和 7 年 3 月 11 日	傾斜配分研究費報告会②	54%

【資料 5-3-3】 20240402 第 1 回学内 FD・SD 実施報告書

- 【資料 5-3-4】20240806 第 2 回学内 FD 実施報告書
- FD 活動としては、教学改革に関する事項については教務委員会と大学改革・IR 委員会で協議・検討を行い、教授方法の改善に取り組んでいる。全学共通の具体的取組みとして、授業ピアレビュー及び授業の自己評価とアンケートを実施している。
【資料 5-1-j】長崎短期大学各種委員会等規程 ②長崎短期大学教務委員会規程 ⑥長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程
【資料 5-3-c】令和 6 年度教務委員会議事録 第 5 回議事録、第 6 回議事録、第 8 回議事録
【資料 5-3-a】令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 1 回議事録、第 2 回議事録、第 4 回議事録、第 5 回議事録、第 6 回議事録、第 8 回議事録
 - 授業ピアレビューは前期及び後期の年 2 回実施しており、授業内容や方法に関する改善点について、ピアレビューシートを通じて公開し、授業及び教育方法の改善を進めている。令和 6(2024)年度の実績として前期の対象科目は 8 科目、参加者数は 13 人（延べ人数）、後期の対象科目は 13 科目、参加者数は 15 人（延べ人数）であった。
【資料 5-3-2】令和 6 年度授業のピアレビュースケジュールと手順及びピアレビューシート
【資料 5-3-5】令和 6 年度前期授業のピアレビュー 公開者・参観者一覧
【資料 5-3-6】令和 6 年度後期授業のピアレビュー 公開者・参観者一覧
 - 授業の自己評価とアンケートはクォーター終了後に年 4 回実施し、授業担当者は集計した評価結果を受け、次の開講に向けて授業改善に資する「ティーチング・ポートフォリオ（教育業績書）」を作成し、個々の授業・教育方法の改善に繋げている。「ティーチング・ポートフォリオ」は本学のホームページで公表している。
【資料 5-3-d】令和 6 年度授業の自己評価とアンケート結果
【資料 5-3-e】長崎短期ホームページ 研究情報 長崎短期大学教員一覧
 - 教員に対する人事考課は、平成 27(2015)年度より実施しており、全教員が毎年度、授業、学生支援、研究、地域連携活動等に関する業績報告書を作成し、自身の取組について振り返りを行っている。業績報告書に基づき、上長との個別面談を実施し、各種活動の更なる向上を図っている。また、授業の自己評価とアンケートと同時に実施している「ためになった授業」の調査結果を踏まえ、「ベストティーチャー賞」を設け、優れた教員を顕彰している。これらの取組により、教育活動に対する評価の一層の充実が図られている。
【資料 5-3-f】令和 6 年度教員評価資料
【資料 5-2-b】長崎短期大学ベストティーチャー賞に関する規程

②SD をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- 本学の SD(Staff Development)は、「短期大学設置基準」第 22 条の 2 及び「長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規」に基づき、教育研究活動等を適切かつ効果的に実施するため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修と位置付けている。学内における SD は、FD と同様に大学改革・IR 委員会が学科及び各種委員会等が主催する SD を集約し、計画的に実施している。終了後はア

ンケートを実施し、効果的な研修となるよう検証を行っている。令和 6(2024)年度に実施した学内 SD 研修は下表のとおりである。

【資料 5-3-1】長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規

【資料 5-3-7】令和 6 年度第 1 回衛生委員会議事録

【資料 5-3-b】FD/SD 研修会アンケート結果

表 5-3-2 令和 6 年度学内 SD 研修会一覧

回数	日付	テーマ	参加率
1	令和 6 年 4 月 1 日	学長示達	97%
2	令和 6 年 5 月 7 日 ～5 月 23 日	ハラスメント防止	100%
3	令和 6 年 9 月 21 日	産業医講話①	64%
4	令和 7 年 2 月 25 日	産業医講話②	39%
5	令和 7 年 3 月 4 日	財務状況	88%
6	令和 7 年 3 月 4 日	合理的配慮	71%

【資料 5-3-3】20240402 第 1 回学内 FD・SD 実施報告書

【資料 5-3-8】20240912 第 3 回学内 SD 実施報告書

【資料 5-3-9】20250225 第 5 回学内 SD 実施報告書

- オンライン、オンデマンドで受講できる学外主催の SD 研修が増加したため、開催情報は極力全教職員に周知し参加を促している。九州地区私立短期大学協会の研修会への参加や短期大学コンソーシアム九州の加盟校として他の短期大学と連携し、SD 研修会を開催する等、その成果を職務に活かし、教育研究活動等の支援に繋げている。令和 6(2024)年度は本学主催の SD 研修会を 5 件実施した（うち 1 件は西九州大学短期大学部と合同開催）。また、学外主催の SD 研修会 1 件に複数の教職員が参加し見識を深めるとともに、短期大学運営に関わる資質・能力向上に取り組んでいる。

【資料 5-3-g】令和 6(2024)年度第 1 回九州短期大学共創 PF 合同 FD・SD 研修会

- 大学間連携の SD 活動として、IR(Institutional Research)機能の機能強化を目的とした、西九州大学及び同短期大学部、別府大学及び同短期大学部、および長崎国際大学の 6 機関合同による IR 研修を実施した。各機関共通のアンケート調査を題材に相互評価を実施し、意見交換を行っている。

【資料 5-3-h】IR 機能強化における合同研修会

- 新任の教職員に対しては、毎年度新入教職員研修を実施し、建学の精神、短期大学の運営方針、入試募集活動、事務局業務、教学関係等について説明を行うことで、入職後の不安を解消し、スムーズに教育・研究に取り組める体制を整えている。

【資料 5-3-i】令和 6 年度新任教職員研修次第

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①研究環境の整備と適切な管理運営

- 基幹教員には研究を行うための研究室を配置し、机・椅子等の什器、パソコンを大学より貸与し、学内 LAN に接続されたインターネット環境を整備している。一部の共有研究室には仕切り等を設け、個別の作業スペースを確保している。共有研究室は教員間のコミュニケーションが取りやすいという利点があり、新任教員の指導環境としても活用している。

【資料 5-4-a】令和 6 年度研究室配置図

- 研究環境に関する調査は、毎年度事業計画の「研究活動」を立案する際に、各学科・コース・専攻科へ意見を求め、要望を汲み上げる形で調査し、事業計画としてまとめ、その履行状況は、令和 6(2024)年度事業報告書のとおりである。教員個別の意見・要望は学科長面談等で聞き取りして必要に応じ事業計画等に反映している。

【資料 F-7】令和 6(2024)年度事業計画書 p.24 III.長崎短期大学 D 本年度の事業計画 7) 研究活動

【資料 F-8】令和 6(2024)年度事業報告書 p.37 II.事業の概要 2. 長崎短期大学 7) 年度の事業計画の進捗・達成状況 (4) 研究活動

- 研究環境整備の方針・計画については、毎年度事業計画に明示し、令和 6(2024)年度は「学長のリーダーシップの下、組織的な研究を行い、研究力を高める」、「本学のブランドイメージを確立する」、「学外と連携を図り、共同研究・受託研究を実施する」ことを研究活動の目的とした。また、本学の強みや特色を伸ばす戦略的経営の展開に向け、学長を中心とした全学的な学内体制において、組織的に研究を推進していくため、「長崎短期大学 研究体制の整備に関する計画」を作成している。

【資料 F-7】令和 6(2024)年度事業計画書 p.24 III.長崎短期大学 D 本年度の事業計画 7)研究活動

【資料 5-4-1】長崎短期大学研究体制の整備に関する計画

②研究倫理の確立と厳正な運用

- 研究倫理を遵守する取組みとして、「長崎短期大学研究倫理指針」及び「研究倫理委員会規程」を定めている。研究倫理委員会は、研究が倫理的、法的、社会的観点から適正に遂行されているかを確認し、倫理調査・検討及び審査を行っている。また、研究費不正使用防止委員会は、研究費不正使用防止計画の策定・実施、不正発生要因に対応する改善策の策定・実施、適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一について提言を行っている。令和 6(2024)年度には「長崎短期大学研究倫理指針」に基づき、コンプライアンス研修（参加率 100%）、利益相反マネジメント（輸出管理）研修（参加率 97%）、研究倫理研修（参加率 100%）を実施した。さらに、研究活動の不正防止

や研究費の不正使用防止に関する規程として 13 の規程等を整備し、運用している。

【資料 5-4-2】長崎短期大学研究倫理に関する規則

【資料 5-4-b】令和 6 年度研究倫理研修理解度テスト

③研究活動への資源の配分

- 「長崎短期大学教員研究費規程」により、全ての教員に研究費を配分している。研究費は基礎費と傾斜配分費に分類される。研究費は職位に応じて支給され、研究費の年間予算から基礎費総額を差し引いた金額を学長裁量の傾斜配分費としている。傾斜配分費は主に学科・コース・専攻科等内の共同研究や地域と連携した教育研究活動等への支出、または基礎費の補完として利用される。研究費の利用に関しては「長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」に定め、適正な利用を行っている。なお、傾斜配分費は運営会議及び教授会の議を経て査定し、支給金額を決定している。

【資料 5-4-3】長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針

【資料 5-4-4】長崎短期大学教員研究費規程

- 教員は、学外での調査、学会発表、学会出席等が可能であり、大学は教員の研究や研修等のための時間も確保している。研究を行うための物的支援として、研究室及びパソコンの貸与、学内 LAN 等の環境整備を行っている。また、研究支援の一環として、図書の見直し希望を学科・コース・専攻科に調査し、満足度の向上に努めている。さらに、各種教室及び実習室の研究目的での使用を認め、研究活動を支援している。

【資料 5-4-c】令和 6 年度第 1 回図書委員会議事録

- 本学では RA(Research Assistant)として「長崎短期大学スチューデント・ジョブ制度に関する規程」に基づき、本学に在籍する学生アルバイトの雇用を行っている。スチューデント・ジョブにおいて学生が従事する業務内容は、(1) 茶道文化の教育補助業務、(2) 事務局(図書館を含む)の業務、(3) 教室等の環境美化業務、(4) 教育職員の教育・研究補助業務、(5) 前号に掲げるもののほか、学長が必要と認める業務である。各教員の研究目的に合わせて、スチューデント・ジョブの雇用を行い、研究の人的支援に努めている。

【資料 5-4-5】長崎短期大学スチューデント・ジョブ制度に関する規程

- 外部資金獲得ため、学内に公募情報を周知するとともに、科学研究費補助金の申請方法に関する研修を開催する等、支援を実施している。令和 6(2024)年度においては、科学研究費助成事業(科研費)の申請件数は 6 件であり、そのうち 2 件が採択された。なお、若手・女性研究者奨励金の申請はなかった。

【資料 5-4-6】【JSPS】科学研究費助成事業(科研費)に関する説明会の開催について

【資料 5-4-7】外部資金応募・獲得の実績一覧

【資料 5-4-d】科研費申請の最新動向

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 学長は、教学運営に関する前年度の実績と評価に基づいた令和 6(2024)年度の運営方針を年度初めの教授会で提示した。各部門では、学長方針に基づき各種の取組みを実施し、年度の総括において、成果及び次年度に向けた課題を学長に報告した。学長のリーダーシップの下での教学改革に関する PDCA マネジメントサイクルを構築して、抽出された課題の解決を目指している。さらに、週 1 回開催される教職員朝会では、学長より、短期大学関連の文教政策の変化の状況等の説明や、直近のイベントや学生の動向に関する気づきが述べられることを通して、教職員の現状の把握と共有を促し意識統一を図っている。
- 教育・研究水準の向上、円滑な運営、学生支援体制の強化を目的として、学科・コース・専攻科の各部門と各種常設委員会の役割の分掌は、その専門性と自立性を担保しながら適切に行われている。全学での協議が必要な事項については、運営会議に構成員である学科長等や委員会委員長から提案される。提案は教授会で審議された後、学長の最終判断による学内での意思決定として構成員に伝達される。学科・コース・専攻科の各部門と各種常設委員会が協議を重ねることで、組織的かつ適切な意思決定が行われている。
- 新任教職員に対しては、毎年度新任教職員研修を実施し、円滑に教育・研究活動を開始できる体制を整えている。また、FD・SD を組織的・計画的に実施し、参加率の向上に努めている。特に学内で開催された FD 研修会は高い参加率を記録している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 一部委員会規程の内容と現状に齟齬があるため、現状の是正または規程の改訂が必要である。
- 外部資金の応募数が少なく、採択率も低い状況である。外部資金獲得のための取組みが求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 一部委員会規程の内容と現状に齟齬があるため、令和 7(2025)年度より規程に合わせて委員会名称を修正した。
- 外部資金獲得のための取組みを継続し、外部資金の応募率及び採択率の向上に向けた具体的方策を検討する。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

<組織倫理に関する規則>

- 学校法人九州文化学園は、「学校法人九州学園寄附行為」第 3 条において、「この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い、九州文化学園創設の精神に則り、高い知性と豊かな教養、優れた徳性と品格、たくましい意志と健康な身体の備わった人間を育成することを目的とする。」と規定し、教育基本法、学校教育法、私立学校法及び大学設置基準等の関連法令を遵守し、適切な運営を確保することで、経営における法令遵守の基本姿勢を明確にしている。組織倫理に関しては、「学校法人九州文化学園理事会規則」を定めて規定に基づいた意思決定を行うように整備している。

【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

【資料 6-1-1】学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）

- 「学校法人九州文化学園就業規則」、「学校法人九州文化学園行動規範」、「学校法人九州文化学園内部公益通報規則」等を整備し、教職員の服務規律及び公益通報に関する規程を定めている。これらの規程に基づき、違法行為や不正行為の未然防止及び対応体制を整備することで、誠実な経営姿勢を維持している。

【資料 6-1-2】学校法人九州文化学園就業規則、学校法人九州文化学園パートタイマー就業規則、学校法人九州文化学園契約職員就業規則

【資料 6-1-3】学校法人九州文化学園行動規範

【資料 6-1-4】学校法人九州文化学園内部公益通報規則、学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則

- 長崎短期大学内の組織倫理は、「長崎短期大学ガバナンス・コード」により適切なガバナンスを確保し、時代の変化に対応した大学づくりを進めている。また、「長崎短期大学教授会規程」、「長崎短期大学運営会議規則」を定め、規定に基づいた意思決定を行う体制を整備している。

【資料 6-1-5】長崎短期大学ガバナンス・コード

【資料 6-1-6】長崎短期大学教授会規程

【資料 6-1-7】長崎短期大学運営会議規則

<情報の公表>

- 学校教育法施行規則第 172 条の 2 で指定する 10 項目、私立学校法第 151 条で指定する 2 項目、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 で指定する 6 項目、教学マネジメント

ト指針に基づき、「学校法人九州文化学園情報公開規則」を制定し、本規則に則って法人及び大学のホームページ上に適切に情報を公開している。また、私立学校法第 103 条で指定している計算書類等、同法第 107 条で指定している財産目録等については、それぞれ法令に基づいて適切に作成するとともに、法人事務局に備えおき閲覧に供している。

【資料 6-1-8】学校法人九州文化学園情報公開規則

【資料 6-1-9】長崎短期大学ホームページ（情報公開）

【資料 6-1-10】学校法人九州文化学園ホームページ（情報公開）

<内部統制>

- 内部統制に関しては、寄附行為、理事会・監事・評議員会に関する各種規則・規程等に基づき経営に関する管理組織体制を確保している。また、理事長直轄の内部監査室を設置して、法人の全部門を対象に選定した定期監査を実施するとともに、大学等の公的研究費に関するモニタリングと連携し、監事、公認会計士とも各監査活動による法人全体に係るリスクや課題について情報を共有することで、監査機能の充実を図っている。令和 6(2024)年度第 6 回理事会で「学校法人九州文化学園 内部統制システム整備の基本方針」を定めて令和 7(2025)年 4 月 1 日より施行し、併せて本方針に基づき必要な規則・規程等も改正して、令和 7(2025)年度以降の内部統制の組織体制整備を行った。

【資料 6-1-11】内部統制の組織体制を示す図（令和 6 年度まで、令和 7 年度以降）

【資料 6-1-12】学校法人九州文化学園 内部統制システム整備の基本方針

【資料 6-1-a】令和 6 年度第 6 回 理事会議事録

【資料 6-1-13】学校法人九州文化学園理事会規則

【資料 6-1-14】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

【資料 6-1-15】学校法人九州文化学園監事監査に関する規則等一式

【資料 6-1-16】学校法人九州文化学園内部監査に関する規定等一式

- 本学では公的研究費に関する内部監査内規等を整備するとともに、毎年公的研究費コンプライアンス研修を行うなど、教職員への公的研究費の不正使用防止に対する啓発を行っている。

【資料 6-1-17】長崎短期大学公的研究費に関する内部監査内規

【資料 6-1-b】長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針

【資料 6-1-c】令和 6 年度公的研究費コンプライアンス研修資料

②環境保全、人権、安全への配慮

<環境保全への配慮>

- 本学における環境への配慮は、全館の照明の LED 化により消費電力を抑制している点が挙げられる。また、薬品類及び化学実験によって生ずる各種廃棄物の管理・処理等は衛生委員会の指導のもと適切に行っている。さらに、教授会をはじめとした各種委員会、学科等会議はペーパーレス化を実現し、紙資源の節約に努めている。

【資料 6-1-d】長崎短期大学職場巡視チェックリスト

＜人権への配慮＞

- 法人及び本学においてハラスメントの防止等に関する規定等を定め、ハラスメント防止に努めるとともに人権に配慮している。
【資料 6-1-18】学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定
【資料 6-1-19】長崎短期大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程、ハラスメント対策委員会規程
- 「長崎短期大学個人情報保護規程」を整備し、個人情報の収集、利用、情報記録の開示、保存等について適切に取扱い運用している。また、「学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則」等を定めて公益通報者の保護も適切に行っている。
【資料 6-1-20】学校法人九州文化学園 個人情報の保護に関する規
【資料 6-1-21】長崎短期大学個人情報保護規程
【資料 6-1-22】学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則、長崎短期大学公益通報者の保護に係る通報のフロー図
- 障がい者に対する配慮については、保健室を中心に、障がいのある学生を含む修学上の配慮が必要な学生への支援を行っている。関係規程を整備し本学のホームページにも掲載し周知を行っている。また、「新版学生サポートブックー教職員ができるサポートー」を作成して全教職員へ配付する等、情報の共有を図っている。
【資料 6-1-e】長崎短期大学における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等関係資料一式

＜危機管理・安全への配慮＞

- 法人の危機管理への対応については、危機管理に関する規則やマニュアル、防火・防災管理規定等を定め、また情報セキュリティに関しても情報セキュリティポリシーや、教育・学習データ利活用ポリシーを定めて、組織として適切に対応している。
【資料 6-1-23】学校法人九州文化学園危機管理規則
【資料 6-1-24】学校法人九州文化学園防火・防災管理規定
【資料 6-1-25】学校法人九州文化学園 情報セキュリティポリシー
【資料 6-1-26】学校法人九州文化学園 教育・学習データ利活用ポリシー
- 安全・衛生及び危機管理に関しては、「長崎短期大学防火・防災管理規程」「長崎短期大学衛生委員会規程」を整備し、学長のガバナンスのもと危機管理に取り組んでいる。また、消火・避難訓練の実施、防犯カメラの設置、刺又の配備を行うなど適切に対応している。危機管理や感染症等の安全衛生に関する情報はアクティブ・ポータル及び Google クラウドで情報を発信することで学生及び教職員へ周知を図っている。
【資料 6-1-27】長崎短期大学防火・防災管理規程、長崎短期大学衛生委員会規程
【資料 6-1-28】学校法人九州文化学園危機管理マニュアル
- 安全への配慮について、本学の校舎等は新耐震基準に適合している。また、車椅子に対応したスロープ、多目的トイレを整備するなど学内施設のバリアフリー化を図っている。さらに、学内 2 か所へ AED (Automated External Defibrillator : 自動体外式

除細動器)を設置し安全対策としている。

【資料 6-1-f】 AED 配置図

- 本学の体育館は佐世保市の避難所に指定されており、佐世保市のホームページによって学内外に周知されている。学生のみならず周辺住民の安全確保に寄与している。

【資料 6-1-g】 佐世保市ホームページ

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

<体制の整備>

- 学校法人九州文化学園では、「学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）」に基づき理事をもって組織する理事会を置き、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備している。また、理事の構成は「寄附行為」の改正前と改正後で下表のように規定している。

表 6-2-1 理事の構成 改正前と改正後の比較

改正前	人数	6人以上9人以内
	構成	(1) 長崎国際大学学長 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者2人以上3人以内 (3) 学識経験者のうち理事会において選任された者3人以上5人以内
改正後	人数	6人以上8人以内
	構成	(1) 学長(校長)のうちから理事選任機関において選任した者1人以上2人以内 (2) 前号に掲げる者のほか、理事選任機関において選任した者5人以上6人以内

- 理事会は、令和 6(2024)年度までは、「寄附行為（改正前）」及び「理事会規則（改正前）」において理事会で意思決定できる体制を規定し、「理事会規則（改正前）」第 8 条において、学長、副学長の選任等を含めて理事会で審議・決定する事項を定め、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。また、令和 7(2025)年度からは「寄附行為（改正後）」及び「理事会規則（改正後）」で理事会の職務権限、決議事項等の意思決定ができる体制を規定している。理事の役割については、理事会において各理事の主な職務内容を決定している。

【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

【資料 6-2-a】 学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）

【資料 6-2-1】 学校法人九州文化学園意思決定に関する組織図

<理事会の運営>

- 理事会の運営について、令和 6(2024)年度までは「寄附行為（改正前）」第 16 条において、理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「理事会規則」第 8 条において審議・決定事項を定めて開催していた。また、令和 7(2025)年度からは、「寄附行為（改

正後)」第4章第2節で理事をもって組織する理事会を置くことを定め、「理事会規則」第4条において審議・決定事項を定め、開催することとしている。

【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

【資料 6-2-a】 学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）

- 「寄附行為（改正前）」及び「理事会規則（改正前）」に基づき、令和6(2024)年度において理事会は6回開催し、理事の実質出席率は91.7%（委任状を含む出席率は100%）であった。また、やむを得ない理由による委任状出席の理事については委任状による議案の賛否、意見の確認を確実に行うなど欠席時の委任状の取扱いは適切に行っている。

【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

【資料 6-2-a】 学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）

【資料 6-2-b】 令和6年度理事会・評議員議題一覧

【資料 6-2-c】 理事の役割を決定した理事会資料及び議事録

【資料 6-2-d】 理事会・評議員会出席状況表

- 各部門及び法人全体の予算並びに決算については、理事会にて適切に審議・承認を行っている。また、期中内に予算の補正が必要となった場合は、その都度補正予算を編成し、同様に理事会にて審議・承認を経ることとなっている。なお、各予算は理事会審議の前に評議員会においてあらかじめ諮問し、決算については理事会で審議・承認後に評議員会で報告することとしている。

【資料 6-2-2】 令和6(2024)年度・令和7(2025)年度予算を承認した際の理事会議事録

【資料 6-2-3】 令和6(2024)年度決算を承認した際の理事会議事録

<理事の選任>

- 理事の選任については、令和6(2024)年度までは、「寄附行為（改正前）」第6条第1項第1号において長崎国際大学学長を職指定理事と定め、2号理事は評議員のうちから評議員会において選任した者、3号理事である学識経験者は高い見識と豊富な経営経験を持つ者として定めており、「理事会規則（改正前）」第8条第1項第11号の規定に基づき適切に選任していた。また、改正された私立学校法に対応するため、令和6(2024)年度第4回理事会及び令和6(2024)年度第2回評議員会で「寄附行為」の改正を審議し、文部科学省に寄附行為変更認可申請を行って承認を受け、令和7(2025)年4月1日より施行した。法人の理事選任機関を評議員会とすることは「寄附行為（改正後）」第6条で定め、「学校法人九州文化学園理事選任機関運営規定」を制定した。併せて「寄附行為（改正後）」第8条で理事の資格及び構成を私立学校法第31条に基づくことを規定し、「学校法人九州文化学園理事長及び理事の選任基準」も制定して、その第2条第5号で、私立学校法第146条第1項に定めるいわゆる外部理事2人以上を選任することを規定するなど、適切に理事を選任する体制を整えている。

【資料 6-2-4】 理事を選任する会議体の規則等

【資料 6-2-5】 理事を選任した際の理事会・評議員会の議事録

<中期的な計画>

- 中期的な計画については、第2期中期計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度）を令和2(2020)年度第4回理事会において審議・承認した。その後、九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームの数値目標の改定のために令和5(2023)年度第3回理事会で一部改正を行い、財務状況の予算と実績の見直しのために令和5(2023)年度第6回理事会で一部改正を行っている。

【資料6-2-6】中期的な計画を承認・見直しした際の理事会議事録

<理事の職務執行状況の報告>

- 理事の職務執行状況については、令和7(2025)年度以降は、「寄附行為（改正後）」第16条において、理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないことを規定している。

【資料F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

②使命・目的の達成への継続的努力

- 使命・目的の実現のため、理事会、評議員会、各部門の連絡を密に行うことによって組織の相互理解を高め、理事会は適切に機能している。また、使命・目的の達成に向けて社会的な変化への対応に対する速やかな意思決定のため、各理事の役割を理事会で定め、その役割を果たしている。

【資料F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前・改正後）

【資料6-2-a】学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）

- 本学の使命・目的を達成するために、学長が全学的な意見を集約し、学長の意思決定を円滑に行うために運営会議を開催している。構成メンバーは学長、副学長、教学部長、学科長、コース長、専攻科長、事務局長等であり、部門間のコミュニケーションにより学長の意思決定を円滑に行っている。また、各種委員会及び教授会には、事務職員が構成メンバーとして参画し、教学運営状況を共有している。

【資料6-2-e】長崎短期大学運営会議規則

【資料6-2-f】令和6年度運営会議議事録

【資料6-2-g】各種委員会規程一覧

【資料6-2-h】長崎短期大学教授会規程

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

<理事会と評議員会の意思疎通と連携>

- 令和 6(2024)年度までは、理事会と評議員会の意思疎通と連携が適切に図られるよう、「寄附行為（改正前）」第 11 条により「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」こと、同第 16 条第 7 項において「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」こと、同第 21 条において「諮問事項として理事長が、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」ことを明記していた。理事長は評議員会を招集し、予算や借入金、事業計画及び「学校法人九州文化学園寄附行為」の変更等について、評議員会に議案を提出し意見を聴き、評議員会に対し決算報告をして意見を求めるほか、学校法人としての意思決定をより機動的に行うようにしていた。

【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正前）

- 令和 7(2025)年度以降は「寄附行為（改正後）」第 14 条第 5 項において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」こと、同第 18 条第 1 項において「理事会に議長を置き、理事長をもって充てる」こと、同第 37 条第 2 項において「理事会が、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」ことを明記している。理事会は、重要な資産の処分又は譲受け、多額の借財、予算や事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更、寄附行為の変更等については、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこと、同第 68 条第 2 項により評議員会に対し決算報告をして意見を求めることを規定し、意思決定において、理事会と評議員会が意思疎通と連携を適切に行い、学校法人としての意思決定をより機動的に行うよう整備している。

【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）

<教職員の提案をくみ上げる仕組>

- 教職員の提案をくみ上げる仕組みは次のとおりである。教育職員は上長との面談及び学科等会議において、事務職員は上長との面談及び監事面接において意見・要望等をくみ上げている。

【資料 6-3-a】長崎短期大学学科等会議規程

【資料 6-3-b】令和 6 年度_評価マニュアル

②評議員会と監事のチェック機能

<評議員の選任>

- 学校法人九州文化学園では、「寄附行為（改正前・改正後）」に基づき、評議員をもって組織する評議員会を置き、理事会が使命・目的の達成に向けて意思決定ができるように監督と助言ができる体制を整備している。また、評議員の構成は、「寄附行為」の改正前と改正後で、下表のように規定している。

表 6-3-1 評議員の構成 改正前と改正後の比較

改正前	人数	13 人以上 19 人以内
	構成	(1)この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 5 人以上 7 人以内 (2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内 (3)学識経験者のうちから、理事会において選任した者 4 人以上 6 人以内
改	人数	7 人以上 9 人以内(ただし、評議員の実数は理事の実数を超える数)

正後	構成	(1)この法人の職員で評議員会において選任した者 2人以上3人以内 (2)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 2人以上3人以内 (3)学識経験者の中から、理事会において選任した者 3人
----	----	---

【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）

【資料 6-3-1】 評議員を選任した際の会議体の議事録

<評議員会の運営>

- 評議員会の運営について、令和 6(2024)年度までは「寄附行為（改正前）」第 19 条において評議員をもって組織する評議員会を置くこと、同第 21 条において諮問事項を定めて開催していた。また、令和 7(2025)年度からは、「寄附行為（改正後）」第 6 章第 2 節第 37 条において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項と決議が必要な事項を、それぞれ定めて開催することとしている。

【資料 F-1】 学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）

- 令和 6(2024)年度の評議員会は 4 回開催され、評議員の実質出席率は 98.6%（委任状を含む出席率は 100%）であり、適切な助言を行うなど、理事会に対するチェック機能を果たしていた。また、予算については補正予算も含めて学校法人の目的等に合致しているか、決算については事業計画に対する実績を評価し、今後の事業運営に関する意見を聴いていた。なお、私立学校法第 36 条第 4 項で規定している事項及び第 148 条第 3 項で指定している事項については、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしており、下表のとおり対象事項に関して適切に行っている。

表 6-3-2 評議員会の対象事項一覧

事項	評議員会
令和 6 年度事業計画書の作成	令和 5 年度第 4 回評議員会
中期計画財務計画表の一部追加修正	令和 5 年度第 4 回評議員会
令和 7 年度事業計画書の作成	令和 6 年度第 4 回評議員会
役員の報酬等の支給の基準の一部改正	令和 6 年度第 4 回評議員会

【資料 6-3-c】 令和 6(2024)年度評議員会の出席状況

【資料 6-3-d】 令和 6 年度年度理事会・評議員会議題一覧

【資料 6-3-3】 予算を審議した際の評議員会の議事録

- 私立学校法第 105 条第 3 項で指定している「計算書類及び事業報告書」については、理事会の審議・承認後、評議員会に報告し、意見を求めている。

表 6-3-3 評議員会の対象事項一覧

事項	評議員会
令和 6 年度決算	令和 7 年度第 1 回評議員会
令和 6 年度事業報告	令和 7 年度第 1 回評議員会

【資料 6-3-4】 決算を報告した際の評議員会の議事録

<監事>

- 監事の選任については、令和 6(2024)年度までは、「寄附行為（改正前）」第 7 条の規定に基づき、理事会において選出した候補者から、評議員会の同意を得て、理事長が選任していた。令和 7(2025)年度以降は、「寄附行為（改正後）」第 22 条の規定、「学校法人九州文化学園における監事の選任基準」を制定し、評議員会の決議によって選

任することとしている。

【資料 6-3-e】学校法人九州文化学園における監事の選任基準

【資料 6-3-2】監事を選任した際の評議員会の議事録一式、会計監査人を選任した際の評議員会の議事録一式

- 監事の職務については、「寄附行為（改正前）」に基づき、令和 6(2024)年度の理事会出席率は 100%（6 回開催）、評議員会出席率は 100%（4 回開催）であった。監事は非常勤で、業務としては「監事監査規則」等に基づく監査計画表の策定、計画に沿った業務等（教学監査含む）の監査、理事会・評議員会へ出席、監事活動報告の四半期ごとの理事会及び評議員会への報告等であり、学校法人の適正かつ透明な運営を確保するため、必要に応じて指摘・改善を促している。また、監査法人による会計監査への同席、監事による職員への業務状況のヒアリングを実施し、業務上の課題を抽出している。加えて、監事は学校法人の管理運営の適正性を確保するために、公認会計士・会計監査人及び内部監査室等と監査計画・結果等に関する情報や意見を共有するなど、密接な連携を図ることで、効率的かつ的確な監査の実施に努めている。

【資料 6-3-5】監事監査に関する規則等一式

【資料 6-3-6】監査計画表

【資料 6-3-f】令和 6(2024)年度監事の理事会・評議員会出席状況

【資料 6-3-g】令和 6 年度監事会議事録一式

【資料 6-3-h】監査計画表及び監査報告を報告した理事会・評議員会議事録

<会計監査人>

- 会計監査人は、令和 7(2025)年度以降「寄附行為（改正後）」第 50 条の規定に基づき、評議員会の決議によって選任することとしている。
【資料 6-3-2】監事を選任した際の評議員会の議事録一式、会計監査人を選任した際の評議員会の議事録一式

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

- 法人は、財務基盤の確立を図るため、中期計画や各年度の事業計画目標に基づく適切な予算配分並びに執行、また約定返済に努めている。その結果、令和 6(2024)年度の純資産構成比率は 82.4%となり、前々年度（78.2%）及び前年度（79.7%）と比較すると高くなっている。一方、令和 6(2024)年度の翌年度繰越支払資金が 861 百万円と

前年度と比較すると減少しているものの、今後の約定返済額も大幅に減少していくことから、収支バランスの確保と併せて財務基盤の確立に寄与するものと考えている。

【資料 6-4-a】令和 6 年度 計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）

表 6-4-1 令和 6 年度以降の約定返済額（法人全体）

年度	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
返済額（百万円）	501	375	165	119	89	53

- 資産運用については、「学校法人九州文化学園資金運用規則」、「学校法人九州文化学園資金運用管理基準」に則り、安全性と流動性を重視した運用に努めている。また、資産運用状況は、各年度当初の理事会に報告することを義務付けている。

【資料 6-4-5】学校法人九州文化学園資金運用規則、資金運用管理基準

【資料 6-4-b】令和 6 年度 通期運用明細

【資料 6-4-c】令和 7(2025)年度 第 1 回理事会議事録

②収支バランスの確保

- 毎年 10 月に大学をはじめとする各部門に対し、「学校法人九州文化学園 経理規則」第 5 章及び「学校法人九州文化学園予算規定」第 2 章の規定に基づき、理事長による予算編成方針と法人事務局長による予算編成要領を示し、それらに則った予算編成を各部門が実施している。

【資料 6-4-1】令和 6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）

【資料 6-4-2】令和 7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）

- 法人全体の収支については、本法人は中期計画や各年度の事業計画目標に基づく予算執行に努めてきた結果、令和 6(2024)年度は、法人全体で基本金組入前当年度収支差額が 26 百万円、事業活動収支差額比率 0.4%、経常収支差額比率 0.2%となり、収支のバランスは確保されている。本学は、同年度基本金組入前当年度収支差額 22 百万円、事業活動収支差額比率 3.3%、経常収支差額比率 3.2%となり、収支のバランスは確保されている。

【資料 6-4-3】令和 6 年度収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）

- 外部資金に関して、令和 6(2024)年度法人全体で 130 百万円、本学としては、0.2 百万円が寄付金収入として計上されている。また、令和 6(2024)年度「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」のうち、「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える、私立大学等戦略的経営改革支援」（メニュー1）並びに「複数大学等の連携による機能の共同化・高度化を通じた経営改革支援」（メニュー2）に短大がそれぞれ選定され、5 年間で最大 161 百万円の助成を受けることとなっている。

【資料 6-4-4】令和 6 年度 外部資金導入の実績

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

- 令和 2(2020)年 12 月 4 日（修正：令和 6(2024)年 3 月 28 日）開催の理事会において承認された学校法人九州文化学園中期計画（令和 3 年度～令和 7 年度 5 か年）に基づき、財務上の数値目標を設定して、適切な財務運営を行っている。令和 6(2024)年度

経常収支差額比率は0.2%となり、学校法人九州文化学園中期計画の目標（修正後）を若干下回る数値となった。

【資料 6-4-d】 学校法人九州文化学園中期計画（令和3年度～令和7年度5か年）

【資料 6-4-e】 令和2年度 第4回評議員会・第4回理事会 議事録

【資料 6-4-f】 令和5年度 第4回評議員会・第6回理事会 議事録

【資料 6-4-g】 令和6年度収支予算書・計算書類（含む監査人監査報告書、監事監査報告書）

- 学校法人九州文化学園中期計画を達成するために、各部門の事務局長が参加する事務局長会議を毎月開催し、各部門における予算執行の進捗を月次単位で確認している。その際予算と実績に大きなかい離がみられる事項については、各部門間で協議を行いながらその都度修正を図るように努めており、法人全体として適切な財務運営体制を構築している。

【資料 6-4-h】 学校法人九州文化学園 事務局長会規定

【資料 6-4-i】 令和6年度事務局長会議事録

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

- 法人の予算は、「学校法人九州文化学園経理規則」第5章及び「学校法人九州文化学園予算規定」第2章の規定に基づき、まず理事長による予算編成方針と、法人事務局長による予算編成要領が各部門に示されたのちに策定されている。

【資料 6-5-1】 学校法人九州文化学園経理規則

【資料 6-5-2】 学校法人九州文化学園予算規定

【資料 6-5-a】 令和6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）

【資料 6-5-b】 令和7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）

【資料 6-5-c】 令和6(2024)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）

【資料 6-5-d】 令和7(2025)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）

- 本学の予算編成は、理事長示達の予算編成方針及び中期経営計画・事業計画を踏まえ、学科・コース・専攻科及び事務局各課と協議・調整を行い、運営会議の議を経て学長が決定している。

【資料 6-5-e】 令和6年度第12回運営会議議事録

- 会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人九州文化学園経理規則」、「学校法人九州文

化学園予算規定」、「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」等の関係規定に基づき適正に実施している。

【資料 6-5-f】学校法人九州文化学園 経理規則

【資料 6-5-2】学校法人九州文化学園 予算規定

【資料 6-5-g】学校法人九州文化学園 予算執行事務取扱要領

- 本学の予算管理は、Web 予算管理システムによる運用を行っている。予算の執行事務については全教職員に対し毎年度予算執行のための「勘定科目基準書」を明示し、会計事務処理を適正に行っている。

【資料 6-5-h】勘定科目基準書（第 11 版）

【資料 6-5-i】Web 管理システムの手順書

- 法人事務局財務課主催の会計担当者会議において、会計事務の効率化や適切な事務処理の統一化を図っている。

【資料 6-5-j】学校法人九州文化学園会計担当者会議内規

【資料 6-5-k】令和 6 年度 会計担当者会議 議事録

- 予算と著しくかい離がある決算額の科目については、その原因を分析し、補正予算を編成している。補正予算は評議員会で意見を聞き、理事会で審議・議決している。

【資料 6-5-l】令和 6 年度 第 4 回・第 6 回理事会 議事録

②会計監査の体制整備と厳正な実施

- 会計監査などを行う体制については、本法人は公認会計士による会計監査及び監事による業務監査（教学監査を含む）と会計監査を受けている。公認会計士による会計監査は、令和 6(2024)年度延べ 900 時間行われ、会計帳簿書類及び決算書類等による監査を厳正に行っている。一方、監事による監査は会計帳簿書類の閲覧・照合により財産状況を監査する会計監査と、各部門における事業計画の進捗状況や職員面接実施によって業務執行上の課題抽出を行う業務監査（教学監査を含む）を実施している。監査結果については、監事が原則として年 4 回開催される理事会及び評議員会に出席して報告を行っている。また令和 7(2025)年度以降、会計監査人は寄付行為第 50 条の規定に基づき、評議員会の決議に基づき選任することとしている。

【資料 6-5-m】学校法人九州文化学園理事会規則（改正前・改正後）

【資料 6-5-n】令和 7 年度 第 1 回理事会 議事録・監査報告書、令和 7 年度 第 1 回評議員会 議事録・監査報告書

【資料 6-5-o】令和 6 年度 監査計画表・監事活動報告書

【資料 F-1】学校法人九州文化学園寄附行為（改正後）

- 監事は公認会計士との意見交換や内部監査室との連携を行っており、三様監査及び会計監査体制は構築されている。この監査体制が法人全体の厳正な会計監査の実施に繋がっている。

【資料 6-5-p】令和 6 年度 監事監査報告書

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 理事会及び評議員会は私立学校法並びに「学校法人九州文化学園寄附行為」、「学校法人九州文化学園理事会規則」に則り、適切に運営している。教職員は「九州文化学園就業規則」によって学園の建学の精神及び教育方針を理解するとともに「学校法人九州文化学園行動規範」に基づき適切な運営を行い、経営の規律性と誠実性の維持に努めている。
- 環境保全に関しては、照明のLED化及び紙資源の節約を行い、人権への配慮に関しては、ハラスメントの防止対策、障がい者支援、個人情報の保護を行い、安全への配慮に関しては、防火・防災訓練を実施するなど、環境保全、人権、安全に配慮し、社会情勢の変化に即した見直しを行っている。
- 理事会・評議員会は「学校法人九州文化学園寄附行為」、「学校法人九州文化学園理事会規則」等に則り、使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。また、理事・監事及び評議員の選任等並びに事業計画の進捗管理についても、検証報告を受けている。
- 学校法人九州文化学園中期計画（令和3(2021)年度～令和7(2025)年度5ヵ年）に基づいて、年次の事業計画及び予算書を作成し、適切に執行している。今次中期計画において、目標数値にかい離が発生したため、令和5(2023)年度第4回評議員会（令和6(2024)年3月28日開催）及び令和5(2023)年度第6回理事会（令和6(2024)年3月28日開催）において中期計画の改正の審議を行い、適切な目標数値に変更した。
- 学校法人会計基準等に基づき会計処理を適正に実施しており、全教職員に対し予算執行のための勘定科目基準書を明示し、会計事務処理の向上を図っている。
- 予算執行については、各部門の経理責任者が集まる事務局長会及び各部門の会計担当者による会議で毎月の分析を行い、適切な予実管理に努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 私立学校法の改正に伴う対応として、理事会・評議員会の構成メンバーの再編制、理事選任機関の新たな制定、各規程の改正等を法人として適切に実施してきたものの、実際に新たな体制で学園のガバナンスが効果的に機能するかを注視する必要があると考えている。
- 財務状況について、令和6(2024)年度は経常収支差額が収入超過であったものの、令和5(2023)年度以前は支出超過の状況が続いていたため、内部留保の拡張を含めた強固な財務基盤の確立及びその安定化が法人として大きな課題と捉えている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 新たなガバナンス体制での学園運営が機能しているかを判断するため、新理事会及び新評議員会においてガバナンス体制に関する情報・意見を頻繁にくみ取りながら、改正後の私立学校法に沿った組織運営が法人として実現できるよう、抽出された課題等について迅速に対応・検討するよう努めたい。

- 強固な財務基盤の構築のため、それに寄与する学生募集に引続き注力するとともに、寄附金を含む外部資金の獲得に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、収入源の多角化を図ることとしている。

Ⅳ. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1. 地域連携

①令和 6(2024)年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

②自治体及び企業との連携協定に基づく活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①令和 6(2024)年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援

- 本学は「令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー 1:キラリと光る教育力]」に申請し以下の事業が採択された。本事業は、地域に必要な保育人材の確保と定着のために、本学と地域ステークホルダー（地元自治体・幼稚園・保育所等）との緊密な連携・協働体制の下で、長崎短期大学保育学科の教育力を高めることを目的とする。地域の保育ニーズを踏まえた教育改革と、地元就職支援を行い、本学全体の教育力と経営基盤を強化し、持続可能な地域づくりに貢献するための基盤構築を目指すものである。

【資料 A-1-1】令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー 1:キラリと光る教育力] 計画書

- 令和 6(2024)年度は、学長をリーダーに学内・学科内の教員・職員で構成する「キラリと光る保育学科教育力開発プロジェクト」を立ち上げ、地域の保育人材ニーズの動向やその育成・採用・研修のあり方について地域の関係者からの意見の聴取を実施した。地域のステークホルダーである広域都市圏に属する、11 の自治体の保育行政責任者及び担当者、46 人の保育施設関係者、24 人の文教・福祉政策に関わる県議会議員・市町議会議員を対象に、計 3 回の協議の場を設けた。各関係者に本学科の教育や学生の学び、就職動向に関する情報を提供し、各地域の保育者確保の現状や今後の人材ニーズ等に関する意見交換を行った。そこでは広域都市圏においても保育人材の慢性的な不足が生じており、一定数の保育人材需要は今後も続くという予測の下に、学生の地元就職を強く望む声が挙がり、多様な年代の現職保育者（卒業生）からは後輩へのエールが送られ、本学の教育に対する期待が寄せられた。これらステークホルダーとの緊密な対話を通して、地域の関係者の意見を反映させ、協力を得るための連携・協働体制として「保育人材共創委員会」を立ち上げ、本委員会を本事業の基盤として位置付けることとした。

【資料 A-1-2】長崎短期大学保育人材共創委員会関連資料

- 本事業の四つのキラリと光る教育力「キラリ 1:総合学園ならではの保育人材養成」、「キラリ 2:多様な学びの提供」、「キラリ 3:実践力を身に付ける教育内容・方法」、「キラリ 4:次世代に伝える保育の力」で、学生を育て地域に還すことを目指す本プロジェクトは、持続可能な地域づくりに対する本学の使命である。将来的には、本事業の地域との連携・協働体制を、本学が有する保育以外の人材養成にも汎用することを企図

している。分野ごとに関連する地域ステークホルダーは多少異なるものの、地域に選ばれ、愛され、信頼される短期大学として、地域との対話を通じた教育力の向上を全学のミッションに掲げて、学生の安定的確保による経営基盤の強化を図り、地域の人材養成等に貢献する養成機関を目指している。

【資料 A-1-1】 令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー1:キラリと光る教育力] 計画書

②自治体及び企業との連携協定に基づく活動

(1)波佐見町との連携事業

- 本学と長崎県東彼杵郡波佐見町は平成 30(2018)年に連携協定を締結し、連携強化を図ってきた。令和 6(2024)年度も「長崎短期大学との連携事業 子育て・親育ち連携講座」を同町で 3 回開催し、子育て等で悩みを抱える方を対象に、家庭教育や子育てについて「子育て・親育ち講座」を開催している。同講座では、専門的な見識と知識に基づいて、参加者が楽しく学ぶことができる講座を開催している。また、今年度は支援センター職員向けの講座も開催し、職員の意識向上の一助となった。

【資料 A-1-3】 波佐見町と長崎短期大学の包括連携に関する協定書

【資料 A-1-4】 令和 6 年度 長崎短期大学との連携事業 子育て・親育ち講座

【資料 A-1-5】 令和 6 年度 子育て・親育ち講座 アンケート (全体)

(2)東彼杵町との連携事業

- 令和 4(2022)年度に本学は長崎県東彼杵郡東彼杵町と連携協定を結び、相互の資源を活用した地域社会の発展及び教育研究機能の向上を目指している。令和 4(2022)年度は事業開始年度であったため、東彼杵町から要望のあった事業のうち、「地域住民への食育指導の提供」(地域共生学科食物栄養コース)、「産官学で連携し、子どもの心身を育める町を目指す」(保育学科)、「町観光協会と連携による「そのぎ茶」等の町産品を活用した商品開発」(地域共生学科製菓コース)の 3 事業に関連した本学主体の地域活動を実施した。令和 5(2023)年度からは、東彼杵町における課題の状況に則した活動へと若干形を変えながら、継続して実施している。

【資料 A-1-6】 東彼杵町と長崎短期大学の包括連携に関する協定書

- 地域共生学科食物栄養コースは、「総合演習 A」における活動の一つとして食育を通じた連携事業を担当している。東彼杵町における栄養食生活面での課題として、①妊娠直前の肥満 (BMI25 以上) の割合が増加傾向であること、②野菜摂取が 1 日当たり 235.7g と少なく、特に子育て世代である 20・30・40 代女性の野菜摂取量が少ない傾向があること、③コロナ禍において幼児健診での食生活に関する集団指導や子育て世代向けの料理教室が未実施であることが提示された。そこで、令和 6(2024)年度は子育て世代を対象とした幼児食に関する活動として、「作って食べよう 野菜たっぷり子どもごはん」と題した野菜の摂取量促進に向けた講話と、野菜を使った幼児食の料理教室を行った。参加者アンケートでは高い満足度が示され、野菜摂取に関する意識の向上がみられた。活動を通して、学生は知識やコミュニケーションスキルの向上を感じており、教育的意義のある活動となった。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目「総合演習 A」

【資料 A-1-7】R6 年度「作って食べよう野菜たっぷり子どもごはん」(チラシ)

【資料 A-1-8】参加者アンケート結果 (2024.08.22)

【資料 A-1-9】令和 6 年度白蝶クッキングスタジオ「作って食べよう野菜たっぷり子どもごはん」を実施しました

- 地域共生学科製菓コースの「総合演習」の授業の一環として、長崎県産品を使用した商品開発を行っている。令和 6(2024)年度はその試食会に東彼杵町商工観光課職員に参加してもらい、学生が考案した商品の評価を依頼した。その縁もあり、7 月に東彼杵町の道の駅「そのぎの荘」で開催された「農林水産物トラック市」に参加し、学生が製造した菓子類の販売を行った。また、東彼杵町が NEXCO 西日本と提携し立ち上げた「東彼杵リアカー商店街 プロジェクト」に 2 年生 3 名、1 年生 1 名合計 4 名の学生が参加した。5 回のワークショップを通し、特産である「そのぎ茶」を使ったドリンク開発に携わった。このドリンクの販売は令和 7(2025)年度大村湾サービスエリアリニューアル 1 周年を目指している。これらの活動を通し、商品開発を行う際に、どのような視点が必要なのか、また、どのような働きかけが有効であるかなどを学ぶことができ、有意義な体験となった。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集④地域共生学科製菓コース専門教育科目「総合演習」

【資料 A-1-10】「東そのぎ農林水産 トラック市」に参加しました♪

【資料 A-1-11】東彼杵町リヤカー通信 Vol.1

- 保育学科では、地域共生学科食物栄養コースが主体となって行っている「作って食べよう 野菜たっぷり子どもごはん」の活動で必要となる託児ボランティアを行っている。託児については東彼杵町の「NPO 法人おんぶにだっこ 子育て支援すくすくねんね」が行い、令和 6(2024)年度は保育学科の学生が 4 名ボランティアで参加した。学生が乳幼児と触れ合う機会となり、学修成果を確認する場となっている。

【資料 A-1-12】 【24-20】 8_22 (木) 東彼杵町 託児

(3)小値賀町との連携事業

- A-1-①の一環として、長崎県北部に位置する離島の小値賀町と本学が連携協定を結び、地域の保育人材の育成に向けた取組みを令和 6(2024)年度より実施している。

【資料 A-1-13】小値賀町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

- 保育学科の 1 年生を対象とした「保育学特別演習」(選択科目)において、離島である小値賀町の子育て環境・保育人材確保等に関する課題について事前学習を行い、実際に学生 17 名が 2 泊 3 日の行程で小値賀町を訪問した。現地では地域住民との交流や認定こども園での園児及び保育者との交流活動等を通して小値賀町の課題を把握し、それらの解決策を検討した。後日、小値賀町関係者(町長・担当課職員)も交えた報告会を開催し、四つのグループが課題解決に向けてプレゼンテーションを行った。学生及び小値賀町関係者からも有意義な交流活動になったとの声が聞かれ、今後も継続して連携事業を開催する予定である。

【資料 F-13】令和 6 年度シラバス集⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目「保育学特別演習シラバス」

【資料 A-1-1】令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー1:キラリと光る教育力] 計画書 (前掲)

【資料 A-1-14】2024102526 長崎短期大学小値賀保育実習レポート

【資料 A-1-15】20241028 小値賀町実習振り返りアンケート

【資料 A-1-16】小値賀町報告会・意見交換会

(4)協和商工株式会社との連携事業

- 令和 5(2023)年に本学は、地元の業務用食品卸企業である協和商工株式会社と連携協定を締結し、相互の資源を活用した教育活動及び地域貢献活動を推進している。

【資料 A-1-17】協和商工株式会社と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

- 活動は地域共生学科食物栄養コースが主体となり、「業務用食品を用いたレシピコンテスト」「弁当レシピ開発」「フードドライブボランティア」等の事業に取り組んでいる。

【資料 A-1-18】協和商工株式会社・長崎短期大学連携事業における取り組み

- 「業務用食品を用いたレシピコンテスト」は、令和 4(2022)年度より継続実施されており、レシピコンテストに向けた学修や、協和商工及び協力メーカーとの交流を通じて、コミュニケーション能力の向上、多様性理解力の強化、さらには課題発見力・計画立案力・実践力といった社会人にとって基礎となる能力の養成を目的とした。

【資料 A-1-19】令和 6 年度協和商工株式会社・長崎短期大学連携事業 レシピ開発コンクールを実施しました

- 「弁当レシピ開発」は本年度より新規に開始した事業であり、地域貢献と学生の学びの両立を目指し、実際に店舗で販売可能な弁当レシピの開発に取り組んだ。弁当のテーマは「旅行に行った気分になれる」とし、日本及びアジアの郷土料理等を参考に計 8 品を試作・改良し、最終的に「対馬とんちゃん丼」「ピリヤニ (インド系の米料理)」の計 2 品を協力店舗で販売した。これらの活動を通じて、学生はレシピ開発の難しさや、商品としての食の提供について学び、他者の視点を取り入れた改良の重要性を認識する機会を得た。

【資料 A-1-20】弁当販売ポスター

【資料 A-1-21】2月18日お弁当販売会を行いました！

- 協和商工株式会社の系列団体である一般社団法人フードバンク協和が実施しているフードドライブのボランティアを年に数回行っている。一般社団法人フードバンク協和は自治体や県下のスーパー等で実施されたフードドライブで集まった食品を児童養護施設や子ども食堂などに配布する活動を行っており、ボランティア学生は食品の仕分け作業に従事する。家庭から寄付された不要な食品がフードドライブ活動によって必要としている人々の手に届くまでの過程を学ぶとともに、現在の食における課題について再考する機会となっている。

【資料 A-1-22】長崎短期大学 ホームページ 食物栄養コース 1 年生が一般社団法人フードバンク協和でボランティア活動を行いました

A-2. 地域貢献

①音楽活動を通じた地域貢献

②その他の地域貢献

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①音楽活動を通じた地域貢献

- 本学の地域貢献活動の一環として、保育学科の音楽担当教員による地域住民（幼児、中学生、高校生、大学生、社会人等）を対象とした吹奏楽・マーチングの指導が行われている。同教員は、地域の様々な文化団体からの依頼を受け、音楽イベントのプロデュースを行い、自ら指揮者も務めている。本学が連携する小値賀町においても吹奏楽指導を行い、西海市とは教育委員会との連携の下に音楽プロデューサーとして、市内の様々な音楽団体への指導助言を行っている。数多くのイベントの様子が西海市の広報誌に特集記事として掲載された。また、佐世保市教育委員会と連携し、市内の部活動専門指導員として多くの中学校吹奏楽部の指導を行い、長崎県北地域の音楽文化の振興と発展に寄与している。

【資料 A-2-1】佐世保地域文化事業財団広報誌 muse20241011

【資料 A-2-2】広報おぢか新聞令和 6 年 12 月号

【資料 A-2-3】西海市広報誌令和 6 年 8 月号 p.30

②その他の地域貢献

- 本学主体の地域貢献活動として、市民公開講座を毎年 5～6 月に実施（令和 6(2024)は計 4 回実施）している。同講座は地域連携推進・プラットフォーム事業委員会を中心に企画・運営している。同講座の内容は前年度の参加者アンケートの結果を参考に検討し、講師は各学科・コース・専攻科の教員が務めている。本学の近隣住民を中心とする参加者から好評を得ている。

【資料 A-2-4】第 29 回 長崎短期大学市民公開講座 2024（案内）

【資料 A-2-5】令和 6 年度 市民公開講座アンケート結果

- 学科・コース・専攻科において、授業やボランティア活動を通して様々な地域貢献活動を行っている。活動内容は地域連携推進・プラットフォーム事業委員会において集約し、活動の推進を行っている。令和 6(2024)年度の活動実績としては、連携協定を結んでいる自治体での子育て関係講座を計 6 講座、地域住民や関係団体等を対象とした各学科・コースの独自講座を計 14 回実施した。また、学内外のイベント等も各学科・コースで計 30 回（延回数）にわたり取り組んだ。地域貢献活動については、年度末の教授会（納めの会）にて報告され、全教職員で共有して次年度の企画に活かしている。

【資料 A-2-6】R6 年度地域連携推進・プラットフォーム事業委員会 地域連携・交流・貢献活動一覧

【資料 A-2-7】令和 6 年度地域連携推進委員会の総括及び課題

〔基準 A の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 本学は、地域課題の解決や地域の活性化、学生の学修環境の確保等に向けて、地域ステークホルダーとの連携を図り、地元自治体及び企業との連携協定に基づいた連携・協働体制の強化にも取り組んでいる。併せて本学が有する人材を活用した地域貢献活動にも取り組んでいる。
- 本学は「令和 6 年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援メニュー1：キラリと光る教育力」に申請・採択され、本学と地域ステークホルダーとの連携・協働体制の下で、地域に必要な保育人材の確保と定着に向けた保育学科の教育改革に努めている。
- 県内の自治体や企業との連携協定に基づき、本学教員による講座の開催や学生の地域活動等を実施し、地域連携活動や学生の学外での学修機会を確保している。また、地域課題の解決に向けた新たな取組みにも取り組んでいる。
- 本学の地域貢献活動の一環として、地域住民を対象とした吹奏楽の指導や音楽イベントのプロデュース等が行われ、地域の音楽文化の振興と発展に寄与している。
- 本学の教員による市民公開講座を開講し、近隣住民を中心とする参加者から好評を得ている。
- その他、学科・コース・専攻科独自の講座（研修）や学生のボランティア活動を通して様々な地域貢献活動を行っている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 保育学科で実施した地域ステークホルダーを対象とした意見交換会を通じ、保育人材の量的供給等を強く望む意見が共有され、保育者を志す学生を安定的・継続的に確保する方策や本学の教育目的が地域社会のニーズに適合しているかの検証を継続的に行うことが課題である。
- 県内自治体や企業等との連携活動等については、地域関係者の要望・提案に十分に対応できていない取組みもあり、今後の検討が必要である。
- 市民公開講座については、参加者より開催時期や会場、講座の内容等について概ね好評を頂いているが、近年の傾向として参加者が限定的で減少傾向にあるため、これらの課題を改善するための検討が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- 保育学科では令和 8(2026)年度から長期履修制度を利用した 3 年コースを設置する教学改革に着手し、地域との意見交換で明らかとなった課題に即した人材確保に取り組む予定である。
- 地域関係者との連携・協働体制として立ち上げた「保育人材共創委員会」について、将来的には本学が有する保育以外（他学科・コース）の人材養成にも汎用することを企図している。今後も地域のステークホルダーとの意見交換を通じて、本学の教育目的が地域社会のニーズに適合しているか検証を継続的に実施する。

- 県内自治体や企業等との連携活動については、それぞれの取組みの課題の改善に向けて各自治体等との定期的な協議を通して検討し改善を図る。
- 市民公開講座の課題解決のため、令和 7(2025)年度より参加対象を拡大するために開催講座の内容を精査して、従来の参加者層以外にも対象を拡大できるように取り組む予定である。併せて、各学科・コース・専攻科で行っている講座やボランティア活動等についても、更に地域ニーズに即した取組みとなるよう検証を行う。

V. 特記事項

1. 長崎短期大学の茶道教育

- 本学は、建学の精神に基づき地域に貢献する「心豊かな人間力」を有した人材を育成するために茶道教育を取り入れている。「茶道文化」は建学の精神を具現化した教養科目であり、2年間の必修科目として全60回を開講している。
- 茶道を通じて、点前（てまえ）と共に、日本の伝統文化への理解を深め、礼儀作法や心の豊かさ、コミュニケーション能力等を養うことを目的としており、単なる技術習得ではなく人間教育の一環として茶道教育に取り組んでいる。
- 授業では、実際に点前を学ぶ実技に加え、茶道の歴史・道具・精神等についての座学も行っている。また、学生を6人程度の少人数グループに編成し、週に平均15コマ（クラス）を開講している。授業には、茶道文化専任の教職員に加え、他の教職員がTA(Teaching Assistant)として参画している。
- 毎年「茶道大会」等を開催し、茶道教育の学修の成果を学内外に公開している。
- 茶道教育を通して学生の社会性や協調性を育み、授業時に所属学科・コース以外の教職員と学生とのコミュニケーションの機会も増えるため、学科・コース・専攻科を越えた教職員間の学生理解、学生支援にも繋がっている。

2. 長崎短期大学における四学期制（クォーター制）

- 本学は、平成27(2015)年に文部科学省「大学教育再生加速プログラム(AP)」に採択され、その取組の一環として、平成28(2016)年度よりクォーター制を導入した。導入当初は、国際コミュニケーション学科（現・地域共生学科国際コミュニケーションコース）のみにおいて試行されたが、その後、他の学科・コース・専攻科においても段階的に導入が進められ、令和6(2024)年度には、一部の科目を除き全学科・コース・専攻科においてクォーター制を実施している。
- クォーター制導入による主な利点として、従来の2学期制（セメスター制）における週1回・全15回の授業形式に比し、週2回の授業実施が可能となるため、学生がより集中的に学修に取り組むことができる。
- 特に実技系科目においては、知識や技能の定着に資する効果が期待できる。また、科目開講時期の柔軟な設定が可能となることから、長期インターンシップ制度の導入など、多様な学修機会の確保にもつながっている。
- 前期・後期をさらに二つに分割することにより、各クォーター終了直後に次のクォーターが開始されるため、学生の意識の切り替え、補講・試験日程の調整、学生の欠席回数管理（配慮）等が難しい面も見られる。
- 今後も、クォーター制の効果と課題について精査し、さらに学生等の要望等を踏まえながら改善を行い、本学での学びの質を高めることを目指す。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 88 条	○	学則第 16 条	4-1
第 90 条	○	学則第 12 条 卒業証明書の提出	3-1
第 92 条	○	学則第 2 条、学長選考規程、副学長選考規程、教学部長選考規程、教員選考規程	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 4 条、教授会規程	5-1
第 104 条	○	学則第 32 条 学位規程	4-1
第 105 条	○	履修証明プログラムに関する規程	4-1
第 108 条	○	学則第 7 条、第 6 条、第 1 条、	1-1 3-1 4-1
第 109 条	○	学則第 1 条の 3、自己点検・評価委員会規程	2-2
第 113 条	○	ホームページ(https://www.njc.ac.jp/about/information/)	4-2
第 114 条	○	事務組織及び事務分掌規程	5-1 5-3

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則第 7 条、第 6 条、第 9 条、第 22 条、第 25 条、第 32 条、第 2 条、第 7 章、第 34 条、第 12 章	4-1 4-2
第 24 条	○	学籍簿、成績原簿等について、適正に管理・保管している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 45 条、賞罰規程	5-1
第 28 条	○	「学校法人九州文化学園文書取扱規定」「学校法人九州文化学園文書保存規程」により、各部署に必要な表簿を備えている。	4-2
第 143 条	—	該当なし。	5-1
第 146 条	—	該当なし。科目等履修生の修業年限の通算は認めていない。	4-1
第 150 条	○	学則第 12 条	3-1
第 162 条	—	該当なし。外国の大学等に在学した者の転学に関する規定なし。	3-1
第 163 条	○	学則第 8 条、第 9 条	4-2
第 163 条の 2	—	該当なし。学修証明書を交付する制度はない。	4-1
第 164 条	—	該当なし。特別の課程を設置していない。	4-1
第 165 条の 2	○	学科等ごとに、教育上の目的を踏まえて、三つのポリシーを定めており、本学のホームページで公開している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-1 3-1 4-1 4-2 2-3
第 166 条	○	自己点検・評価は、自己点検・評価委員会を組織して、実施している。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況については、本学のホームページにて公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	長崎短期大学学位規程第 4 条	4-1

長崎短期大学

短期大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	短期大学設置基準を遵守するとともに、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。	2-2 2-3
第2条	○	学則第6条の3	1-1
第2条の2	○	学則第14条	3-1
第3条	○	学則第6条	1-1
第3条の2	—	該当なし。学科関係課程実施学科は設置していない。	4-2
第4条	○	学則第6条	3-1
第5条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、カリキュラム・ポリシーに基づき学則第22条第57条による開設科目で教育課程を体系的に編成している。	4-2
第5条の2	—	該当なし。連携開設科目は設置していない。	4-2
第6条	○	学則第22条	4-2
第7条	○	学則第23条	4-1
第8条	○	学則第9条	4-2
第9条	○	学則第9条	4-2
第10条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の内容・方法、施設・設備等を考慮し、教育効果が十分に上げられるような人数に設定している。	4-2
第11条	○	学則第23条	3-2 4-2
第11条の2	○	学則第31条、試験規程第7条、シラバス	4-1
第12条	—	該当なし。昼夜開講制については、実施していない。	4-2
第13条	○	学則第24条	4-1
第13条の2	○	学生便覧の履修要綱に上限単位数を記載している。	4-2
第13条の3	—	該当なし。連携開設科目については、設置していない。	4-1
第14条	○	学則第26条	4-1
第15条	○	学則第29条	4-1
第16条	○	学則第26条	4-1
第16条の2	○	学則第26条	4-2
第17条	○	学則第57条の2 専攻科のみ対象。	4-1 4-2
第18条	○	学則第31条、第59条	4-1
第19条	—	該当なし。	4-1
第20条	○	学科ごとに定められた必要数の教員を配置し、教員組織を編成している。また、採用人事の際は教員組織の年齢分布に配慮して採用を行っている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第20条の2	○	主要授業科目は原則として基幹教員が担当することとしている。	4-2 5-2
第21条	—	該当なし。	4-2 5-2
第22条 (旧第22条)	○	基幹教員数は基準を満たしている。	4-2 5-2
第22条の2	○	組織的にFD・SDを実施している。	4-2 4-3 5-3
第22条の3	○	長崎短期大学学長選任規則第3条、理事会が選任し、理事長が任命する。	5-1
第23条	○	長崎短期大学教員選考規程第4条	4-2

長崎短期大学

			5-2
第 24 条	○	長崎短期大学教員選考規程第 5 条	4-2 5-2
第 25 条	○	長崎短期大学教員選考規程第 6 条	4-2 5-2
第 25 条の 2	○	長崎短期大学教員選考規程第 7 条	4-2 5-2
第 26 条	○	長崎短期大学教員選考規程第 8 条	4-2 5-2
第 27 条	○	法令に基づく校地を有している。	3-5
第 27 条の 2	○	法令に基づく運動場を有している。	3-5
第 28 条	○	法令に基づく校舎等施設を有している。	3-5
第 29 条	○	法令に基づき図書等の資料及び図書館を整備している。	3-5
第 30 条	○	法令に基づく校地面積を有している。	3-5
第 31 条	○	法令に基づく校舎面積を有している。	3-5
第 32 条	—	該当なし。	3-5
第 33 条	○	法令に基づき整備している。	3-5
第 33 条の 2	—	該当なし。	3-5
第 33 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、計画的に毎年度必要な予算を計上し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	3-5 5-4
第 34 条	○	短期大学及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしい。	1-1
第 35 条	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	1-1
第 35 条の 2	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 35 条の 3	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 35 条の 4	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2 5-1
第 35 条の 5	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 35 条の 6	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 35 条の 7	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 35 条の 8	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	5-2
第 35 条の 9	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-5
第 36 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-2
第 37 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-1
第 38 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	4-1
第 39 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	4-2 5-2
第 40 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	3-5
第 41 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	3-5
第 42 条	—	該当なし。共同学科を設置していない。	3-5
第 51 条	—	該当なし。外国に組織を設置していない。	1-1
第 52 条	—	該当なし。新たに短期大学等を設置しない。	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 5 条の 4	○	長崎短期大学学位規程第 4 条	4-1
第 5 条の 6	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 10 条	○	長崎短期大学学位規程第 2 条	4-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	4-1
第 13 条	○	学位に関して必要な事項は「学則」及び「長崎短期大学学位規程」で定め、改正時は変更届にて文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 20 条	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等法人の関係者に特別の利益供与を行っていない。	6-1
第 27 条	○	寄附行為は学校法人のホームページで閲覧が可能である。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 6 条 理事選任機関	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 7 条 理事の選任	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 8 条 理事の資格及び構成	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 12 条、第 13 条、第 14 条 九州文化学園理事会規則第 2 条、第 3 条、第 4 条 理事会の職務	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 14 条 理事の職務	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 16 条 理事の報告義務	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条 理事会の議事録	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 22 条 監事の選任	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 23 条 監事の資格	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 28 条 監事の職務	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 30 条 調査権限等	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 28 条第 3 項 出席義務	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 28 条第 2 項 理事会等への報告	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 32 条 評議員の選任	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 32 条、第 33 条、第 36 条 評議員の構成	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 37 条 評議員会の職務	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 46 条 評議員会の決議	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 50 条 会計監査人の選任	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 55 条 会計監査人の職務	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 57 条 予算及び事業計画	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 58 条 役員及び評議員に対する報酬等	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 68 条 計算書類の作成及び保存	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	寄附行為第 68 条 計算書類等の監査等	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 68 条第 2 項 評議員への提供	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 69 条第 2 項 備置き及び閲覧等	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 69 条第 2 項 備置き及び閲覧等	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 71 条 寄附行為の変更	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 50 条 会計監査人の設置の特例	6-5
第 145 条	—	該当なし。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 8 条、第 16 条 理事の構成及び報告義務の特例	6-2
第 148 条	○	寄附行為第 8 条、第 57 条 体制の整備及び中期事業計画の作成等	1-1 2-1 2-3

長崎短期大学

第 151 条	○	寄附行為第 75 条 情報の公表の特例	6-4 6-1
---------	---	---------------------	------------

短期大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センタ-等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人九州文化学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	長崎短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 7 年度長崎短期大学学生募集要項 本科 令和 7 年度長崎短期大学学生募集要項 専攻科	
【資料 F-5】	学生便覧	

長崎短期大学

	令和6年度学生便覧	
【資料 F-6】	短期大学組織図	
	学校法人九州文化学園組織規則	
【資料 F-7】	事業計画書	
	令和6(2024)年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和6(2024)年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人九州文化学園 中期計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5ヵ年)	
【資料 F-10】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人九州文化学園規則集、長崎短期大学規則集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など)がわかる資料	
	令和6年度 評議員会議題一覧	
	令和6年度 理事、監事、評議員、会計監査人の名簿	
	令和6年度 理事会会議題一覧	
	令和6年度 理事会及び評議員会 出席状況 令和7年度 理事、監事、評議員の名簿(令和7年5月1日現在)	
【資料 F-12】	決算等の計算書類(過去5年間)、監事監査報告書(過去5年間)、会計監査報告(過去5年間)及び財産目録(最新のもの)	
	令和2年度 計算書類(含む監査人監査報告書、監事監査報告書)	
	令和3年度 計算書類(含む監査人監査報告書、監事監査報告書)	
	令和4年度 計算書類(含む監査人監査報告書、監事監査報告書)	
	令和5年度 計算書類(含む監査人監査報告書、監事監査報告書)	
	令和6年度 計算書類(含む監査人監査報告書、監事監査報告書)	
	令和6年度 財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	令和6年度シラバス集	
	①全学共通基礎教育科目	
	②地域共生学科共通基礎教育科目	
	③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目	
	④地域共生学科製菓コース専門教育科目	
	⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目	
	⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目	
	⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目	
⑧専攻科保育専攻科目一覧		
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	令和6年度学生便覧(抜粋) 3つのポリシー・アセスメントポリシー	
	・令和6年度学生便覧 p.4-5 長崎短期大学の全学3つのポリシー	
	・令和6年度学生便覧 p.6 長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針(アセスメントポリシー)	
	・令和6年度学生便覧 p.7 学科・専攻科のポリシー	
	・令和6年度学生便覧 p.8-9 地域共生学科食物栄養コース	
	・令和6年度学生便覧 p.10-11 地域共生学科製菓コース	
	・令和6年度学生便覧 p.12-13 地域共生学科介護福祉コース	
	・令和6年度学生便覧 p.14-15 地域共生学科国際コミュニケーションコース	
	・令和6年度学生便覧 p.16-17 保育学科	
・令和6年度学生便覧 p.18-19 専攻科 保育専攻		
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	

	令和3年度設置計画履行状況調査結果	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	前回の認証評価で指摘された事項への対応状況	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	長崎短期大学ホームページ ・建学の精神 https://www.njc.ac.jp/about/foundation/ ・未来宣言 https://www.njc.ac.jp/50th/ ・3つのポリシー／アセスメントポリシー https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	長崎短期大学運営会議規則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 F-2】	長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-3】	長崎短期大学学則	
【資料 F-5】	令和6年度学生便覧	
【資料 F-7】	令和6(2024)年度事業計画書	
【資料 F-9】	学校法人九州文化学園 中期計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5ヵ年)	
【資料 F-13】	令和6年度シラバス集	
【1-1-a】	令和6年度オリエンテーションスケジュール	
【1-1-b】	令和6年度新任教職員研修次第	
【1-1-c】	令和5年度長崎短期大学研究体制の整備に関する学内計画	
【1-1-d】	令和6年度 私立大学等経常費補助金に係る「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の選定結果について(通知)	
【1-1-e】	長崎短期大学保育人材共創委員会関連資料 ・①-1 長崎短期大学保育学科と自治体関係者との意見交換会の開催について(ご案内) ・①-2 長崎短期大学と地元自治体との意見交換会 議事録 ・②-1 長崎短期大学保育学科と保育・幼稚園関係の皆様との意見交換会の開催について(ご案内) ・②-2 長崎短期大学と保育・幼児教育関係者との意見交換会議事録 ・③-1 長崎短期大学保育学科と地方議員の皆様との意見交換会の開催について(ご案内) ・③-2 長崎短期大学と地方議員の皆さまとの意見交換会 議事録 ・④-1 令和6年度第1回長崎短期大学保育人材共創委員会委員会開催について(出席依頼) ・④-2 令和6年度第1回長崎短期大学保育人材共創委員会議事録	
【1-1-f】	令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー1:キラリと光る教育力] 計画書	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	長崎短期大学における点検及び評価等に関する規程	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	令和6年度内部質保証の実施体制	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	長崎短期大学自己点検・評価委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 F-5】	令和6年度学生便覧	
【2-1-a】	長崎短期大学 学修成果の可視化に向けて	
【2-1-b】	長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程	
【2-1-c】	令和6年度3ポリ調査(学生・就職先)・卒業(修了)生調査 ・令和6年度 長崎短期大学 3ポリシーの点検評価について(在学生) ・令和6年度 長崎短期大学 3ポリシーの点検評価について(就職先) ・卒業生調査質問項目記入シート ・修了生調査質問項目記入シート	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【資料 F-3】	長崎短期大学学則	
【2-2-1】	長崎短期大学における点検及び評価等に関する規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和6年度長崎短期大学自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	自己点検評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	長崎短期大学ホームページ 自己点検評価 https://www.njc.ac.jp/jikotenken/	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 F-5】	令和6年度学生便覧	
【2-2-a】	令和6年度教授会議事録 第10回、第11回、3月納めの会	
【2-2-b】	令和6年度運営会議議事録 第7回、第10回	
【2-2-c】	令和6年度大学改革・IR 委員会議事録 第5回、第7回	
【2-2-d】	長崎短期大学アセスメントポリシーの運用計画	
【2-2-e】	長崎短期大学教務委員会規程	
【2-2-f】	令和6年度 DP 到達度調査結果 ・前期1年生(各学科・コース・専攻科) ・前期2年生(各学科・コース・専攻科) ・後期1年生(各学科・コース・専攻科) ・後期2年生(各学科・コース・専攻科)	
【2-2-g】	令和6年度授業の自己評価とアンケート結果 ・2024年度前期授業アンケート結果 ・2024年度後期授業アンケート結果	

長崎短期大学

【2-2-h】	長崎短期大学ホームページ 研究情報 長崎短期大学教員一覧 https://www.njc.ac.jp/about/kenkyu/	
【2-2-i】	令和6年度学習行動調査結果 ・令和6年度前期学修行動調査 地域共生学科 ・令和6年度前期学修行動調査 保育学科・専攻科	
【2-2-j】	令和6年度在学生卒業時調査結果 ・2024年度在学生卒業時調査 2025年1月～3月実施	
【2-2-k】	令和6年度授業ピアレビュー資料 ・令和6年度授業のピアレビュースケジュールと手順及びピアレビューシート ・令和6年度前期 公開者・参観者一覧 ・令和6年度後期 公開者・参観者一覧	
【2-2-l】	ディプロマ・サプリメント見本	
【2-2-m】	令和6年度第2回学内FD実施報告書	
【2-2-n】	令和6年度アセスメントシート	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や短期大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究・大学運営の改善・向上につながるシステム図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	長崎短期大学運営会議規則	
【2-3-3】	長崎短期大学大学改革・IR委員会規程	
【2-3-4】	長崎短期大学学科等会議規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や短期大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-5】	学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究・大学運営の改善・向上につながるシステム図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	長崎短期大学運営会議規則	再掲
【2-3-3】	長崎短期大学大学改革・IR委員会規程	再掲
【2-3-6】	長崎短期大学教務委員会規程	
【2-3-7】	長崎短期大学プラットフォーム事業委員会規程	
【2-3-8】	長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-9】	令和6年度大学改革・IR委員会議事録 第4回、第5回、第7回、第8回、第10回	
自己点検・評価などの結果を短期大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-10】	令和6年度教授会議事録 第1回、第6回、第10回、3月納めの会、臨時第5回	
【2-3-11】	令和6年度運営会議議事録 第5回、第6回、第9回	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-12】	長崎短期大学ホームページ 自己点検評価 https://www.njc.ac.jp/jikotenken/	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 F-5】	令和6年度学生便覧	
【資料 F-7】	令和6(2024)年度事業計画書	
【資料 F-8】	令和6(2024)年度事業報告書	
【2-2-n】	令和6年度アセスメントシート	
【2-3-a】	2024(令和6)年度 オフィスアワー	

長崎短期大学

【2-3-b】	令和6年度授業の自己評価とアンケート結果 ・2024年度前期授業アンケート結果 ・2024年度後期授業アンケート結果	
【2-3-c】	2024年度卒業生アンケート結果	
【2-3-d】	令和5年度スクールバス運行に係る、委託企業の転換と増便運行、及び利用料の値上げについて（起案）	
【2-3-e】	令和6年度第1回ハラスメント対策委員会議事録	
【2-3-f】	令和6年度3ポリシー在学生評価、外部（事業所）評価、卒業生による短大の学びに対する評価 調査結果について（全体版）	
【2-3-g】	令和6年度保護者会実施状況とフィードバック	
【2-3-h】	九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム事業 子ども育成WG 共同研究報告書	
【2-3-i】	令和6(2024)年度高校との情報交換会	
【2-3-j】	長崎短期大学保育人材共創委員会関連資料 ・①-1 長崎短期大学保育学科と自治体関係者との意見交換会の開催について（ご案内） ・①-2 長崎短期大学と地元自治体との意見交換会 議事録 ・②-1 長崎短期大学保育学科と保育・幼稚園関係の皆様との意見交換会の開催について（ご案内） ・②-2 長崎短期大学と保育・幼児教育関係者との意見交換会 議事録 ・③-1 長崎短期大学保育学科と地方議員の皆様との意見交換会の開催について（ご案内） ・③-2 長崎短期大学と地方議員の皆さまとの意見交換会 議事録 ・④-1 令和6年度第1回長崎短期大学保育人材共創委員会委員会開催について（出席依頼） ・④-2 令和6年度第1回長崎短期大学保育人材共創委員会 議事録	
【2-3-k】	令和6年度教務委員会議事録 第11回	
【2-3-l】	令和6年度 私立大学等経常費補助金に係る「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」の選定結果について（通知）	
【2-3-m】	学校法人九州文化学園中期計画 令和3年度～令和7年度（5か年）策定要領	
【2-3-n】	自己点検評価委員会議事録 第4回	

基準3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	長崎短期大学ホームページ 3つのポリシー／アセスメントポリシー https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	長崎短期大学教授会規程	
【3-1-3】	長崎短期大学運営会議規則	
【3-1-4】	長崎短期大学大学改革・IR委員会規程	
【3-1-5】	長崎短期大学学科等会議規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-6】	長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

長崎短期大学

【資料 F-2】	長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-4】	令和 7 年度 学生募集要項 本科、専攻科	
【3-1-a】	令和 6 年度入試・募集・広報委員会議事録 第 3 回、第 8 回、第 12 回、第 13 回	
【3-1-b】	入学者選抜の妥当性の検証について	
【3-1-c】	令和 6 年度入学生アンケート集計結果	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【資料 F-7】	令和 6(2024)年度事業計画書	
【3-2-1】	20240402 年度始めの会学長 FD 資料	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	長崎短期大学教務委員会規程	
【3-2-3】	長崎短期大学自己点検・評価委員会規程	
【3-2-4】	長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程	
【3-2-5】	長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程	
【3-2-6】	長崎短期大学学科等会議規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-7】	長崎短期大学スチューデント・ジョブ制度に関する規程	
【3-2-8】	長崎短期大学 TA に関するガイドライン	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【資料 F-5】	令和 6 年度学生便覧 p. 83 学生生活要綱 8. オフィスアワーについて	
【資料 F-13】	令和 6 年度シラバス集 ①全学共通基礎教育科目 ②地域共生学科共通基礎教育科目 ③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目 ④地域共生学科製菓コース専門教育科目 ⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目 ⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 ⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目 ⑧専攻科保育専攻科目一覧	
【3-2-9】	2024 (令和 6) 年度 オフィスアワー	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-10】	長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	
【3-2-11】	長崎短期大学修学上の配慮申請学生に関する外部機関への配慮依頼内規	
【3-2-12】	長崎短期大学入学試験時の配慮申請に関する内規	
【3-2-13】	令和 6 年度学生相談室に関する年間報告	
【3-2-14】	新版学生サポートブックー教職員ができるサポートー	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-6】	長崎短期大学学科等会議規程	再掲
【3-2-15】	長崎短期大学教授会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 F-5】	令和 6 年度学生便覧	
【資料 F-13】	令和 6 年度シラバス集 ①全学共通基礎教育科目 ②地域共生学科共通基礎教育科目 ③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目 ④地域共生学科製菓コース専門教育科目 ⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目 ⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 ⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目	

長崎短期大学

	⑧専攻科保育専攻科目一覧	
【3-2-a】	令和6(2024)年度高校との情報交換会	
【3-2-b】	令和6年度オリエンテーションスケジュール	
【3-2-c】	留学生オリエンテーション資料	
【3-2-d】	令和6(2024)年度資格検定等の実績	
【3-2-e】	各学科・コース・専攻科における学修支援 ①地域共生学科食物栄養コース ②地域共生学科製菓コース ③地域共生学科介護福祉コース ④地域共生学科国際コミュニケーションコース ⑤保育学科 ⑥専攻科保育専攻	
【3-2-f】	令和6(2024)年度入学前教育資料(令和7(2025)年度入学者対象) ①地域共生学科食物栄養コース ②地域共生学科製菓コース ③地域共生学科介護福祉コース ④地域共生学科国際コミュニケーションコース ⑤保育学科	
【3-2-g】	令和6年度保護者会実施状況とフィードバック	
【3-2-h】	保護者対応資料(保護者会等) ①地域共生学科食物栄養コース ②地域共生学科製菓コース ③地域共生学科介護福祉コース ④地域共生学科国際コミュニケーションコース ⑤保育学科 ⑥専攻科保育専攻	
【3-2-i】	令和6年度表彰・代表学生一覧	
【3-2-j】	令和6年度納めの会資料(抜粋)	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【資料F-7】	令和6(2024)年度事業計画書	
【資料F-9】	学校法人九州文化学園 中期計画 令和3(2021)年度～令和7(2025)年度(5ヵ年)	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-1】	キャリア支援に関する授業科目一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-2】	長崎短期大学学生委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-3】	教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンス一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	長崎短期大学令和6年度委員会・会議メンバー	
【3-3-b】	学生一人ひとりに合わせた支援体制	
【3-3-c】	就職の状況(過去3年間)	
【3-3-d】	令和6年度就職支援講座開講予定	
【3-3-e】	NJC 就活個人カルテ見本2024	
【3-3-f】	長崎短期大学介護福祉コース就職支援講座に係る講師依頼について(依頼)	
【3-3-g】	医療事務申込みフォーム(R6年度)	
【3-3-h】	令和6年度エアライン講座カリキュラム	
【3-3-i】	令和6(2024)年度リカレント教育関連資料	
3-4. 学生サービス		

長崎短期大学

学生生活支援に関する方針・計画		
【資料 F-7】	令和 6(2024)年度事業計画書	
【3-4-1】	20240402 年度始めの会学長 FD 資料	
【3-4-2】	長崎短期大学ホームページ 就学支援 https://www.njc.ac.jp/collegelife/support/	
【3-4-3】	学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定	
【3-4-4】	長崎短期大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程	
【3-4-5】	長崎短期大学ハラスメント防止ガイドライン	
【3-4-6】	長崎短期大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-7】	長崎短期大学学生委員会規程	
【3-4-8】	長崎短期大学ハラスメント対策委員会規程	
【3-4-9】	長崎短期大学学科等会議規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【資料 F-5】	令和 6 年度学生便覧	
【3-4-10】	長崎短期大学学生団体設立及び昇格に関する内規	
奨学金に関する規則		
【3-4-11】	長崎短期大学奨学制度規程	
【3-4-12】	長崎短期大学外国人留学生等授業料等減免制度に関する規程	
【3-4-13】	長崎短期大学スカラシップ奨学制度規程	
【3-4-14】	長崎短期大学社会人の学び直し支援奨学金制度に関する内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	令和 6 年度オリエンテーションスケジュール	
【3-4-b】	令和 6 年度学生相談室に関する年間報告	
【3-4-c】	2024 年度長崎短期大学留学生生活ガイドブック	
【3-4-d】	R6 年度部活動・サークル一覧	
【3-4-e】	2025 年度スクールバス利用申込みについて（ご案内）	
【3-4-f】	R6 長崎短期大学介護留学生の受け入れの流れについて	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人九州文化学園固定資産および物品管理規則	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【資料 F-5】	令和 6 年度学生便覧	
【3-5-2】	長崎短期大学ホームページ 施設・設備 https://www.njc.ac.jp/collegelife/institution/	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	長崎短期大学図書館規程	
【3-5-4】	長崎短期大学図書委員会規程	
図書館利用案内		
【資料 F-5】	令和 6 年度学生便覧	
【3-5-2】	長崎短期大学ホームページ 施設・設備 https://www.njc.ac.jp/collegelife/institution/	
【3-5-5】	長崎短期大学図書館ホームページ https://library.niu.ac.jp/csp/carinhp/CARhpTOP.csp?SelKanId=20	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-6】	校舎等の耐震化率について	
臨地実務実習施設一覧（専門職短期大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

長崎短期大学

【資料 F-2】	長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-13】	令和 6 年度シラバス集 ①全学共通基礎教育科目 ②地域共生学科共通基礎教育科目 ③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目 ④地域共生学科製菓コース専門教育科目 ⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目 ⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 ⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目 ⑧専攻科保育専攻科目一覧	
【3-4-2】	長崎短期大学ホームページ 就学支援 https://www.njc.ac.jp/collegelife/support/	
【3-5-a】	Wi-Fi 接続手順（教室掲示用）	
【3-5-b】	令和 6 年度オリエンテーションスケジュール	
【3-5-c】	長崎短期大学図書館 令和 6 年度統計(R6 年 4 月～R7 年 3 月)	
【3-5-d】	学校法人九州文化学園中期計画進捗状況管理・評価表	
【3-5-e】	令和 6 年度避難訓練の実施に関して	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	長崎短期大学ホームページ 3つのポリシー／アセスメントポリシー https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	長崎短期大学教授会規程	
【4-1-3】	長崎短期大学運営会議規則	
【4-1-4】	長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程	
【4-1-5】	長崎短期大学学科等会議規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【資料 F-2】	長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-14】	令和 6 年度学生便覧（抜粋）3つのポリシー・アセスメントポリシー ・令和 6 年度学生便覧 p. 4-5 長崎短期大学の全学 3つのポリシー ・令和 6 年度学生便覧 p. 6 長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメントポリシー） ・令和 6 年度学生便覧 p. 7 学科・専攻科のポリシー ・令和 6 年度学生便覧 p. 8-9 地域共生学科食物栄養コース ・令和 6 年度学生便覧 p. 10-11 地域共生学科製菓コース ・令和 6 年度学生便覧 p. 12-13 地域共生学科介護福祉コース ・令和 6 年度学生便覧 p. 14-15 地域共生学科国際コミュニケーションコース ・令和 6 年度学生便覧 p. 16-17 保育学科 ・令和 6 年度学生便覧 p. 18-19 専攻科 保育専攻	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-6】	長崎短期大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【資料 F-3】	長崎短期大学学則	
【4-1-7】	長崎短期大学試験規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-2】	長崎短期大学教授会規程	
【4-1-5】	長崎短期大学学科等会議規程	

長崎短期大学

入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職短期大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	令和6年度オリエンテーションスケジュール	
【4-1-b】	令和6年度DP到達度調査結果・前期1年生（各学科・コース・専攻科） ・前期2年生（各学科・コース・専攻科） ・後期1年生（各学科・コース・専攻科） ・後期2年生（各学科・コース・専攻科）	
【4-1-c】	令和6年度教授会議事録 第12回、臨時第5回議事録（卒業判定会議）	
【4-1-d】	令和6年度運営会議議事録 第11回	
【4-1-e】	令和6年度大学改革・IR委員会議事録 第9回	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	長崎短期大学ホームページ 3つのポリシー／アセスメントポリシー https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	長崎短期大学教授会規程	
【4-2-3】	長崎短期大学運営会議規則	
【4-2-4】	長崎短期大学大学改革・IR委員会規程	
【4-2-5】	長崎短期大学学科等会議規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【資料 F-2】	長崎短期大学 CAMPUS GUIDE 2025	
【資料 F-14】	令和6年度学生便覧（抜粋）3つのポリシー・アセスメントポリシー ・令和6年度学生便覧 p.4-5 長崎短期大学の全学3つのポリシー ・令和6年度学生便覧 p.6 長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメントポリシー） ・令和6年度学生便覧 p.7 学科・専攻科のポリシー ・令和6年度学生便覧 p.8-9 地域共生学科食物栄養コース ・令和6年度学生便覧 p.10-11 地域共生学科製菓コース ・令和6年度学生便覧 p.12-13 地域共生学科介護福祉コース ・令和6年度学生便覧 p.14-15 地域共生学科国際コミュニケーションコース ・令和6年度学生便覧 p.16-17 保育学科 ・令和6年度学生便覧 p.18-19 専攻科 保育専攻	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-6】	令和6年度カリキュラム・マトリックス	
【4-2-7】	令和6年度カリキュラム・フローチャート	
履修に関する規則		
【資料 F-3】	長崎短期大学学則 第22条-第30条	
【資料 F-5】	令和6年度学生便覧 p.40-79 教育課程（履修要綱）	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-5】	長崎短期大学学科等会議規程	
【4-2-8】	長崎短期大学教務委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-9】	R07 シラバス記入要領	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	長崎短期大学教務委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職短期大学のみ）		
	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職短期大学のみ）		

長崎短期大学

	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	令和6年度オリエンテーションスケジュール	
【4-2-a】	令和6年度教務委員会議事録 第9回、第10回、第11回	
【資料 F-13】	令和6年度シラバス集 ①全学共通基礎教育科目 ②地域共生学科共通基礎教育科目 ③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目 ④地域共生学科製菓コース専門教育科目 ⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目 ⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 ⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目 ⑧専攻科保育専攻科目	
【4-2-b】	長崎短期ホームページ 研究情報 長崎短期大学 教員一覧 https://www.njc.ac.jp/about/kenkyu/	
【4-2-c】	令和6年度授業ピアレビュー資料 ・令和6年度授業のピアレビュースケジュールと手順及びピアレビューシート ・令和6年度前期 公開者・参観者一覧 ・令和6年度後期 公開者・参観者一覧	
【4-2-d】	令和6年度科目別履修者一覧	
【4-2-e】	大学教育再生加速プログラム報告書	
【4-2-f】	長崎短期大学令和6年度時間割	
【4-2-g】	令和6年度授業の自己評価とアンケート結果 ・2024年度前期授業アンケート結果 ・2024年度後期授業アンケート結果	
【4-2-h】	クォーター制について（専攻科）	
4-3. 学修成果の把握・評価		
短期大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針(アセスメントポリシー)	
短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【資料 F-14】	令和6年度学生便覧（抜粋）3つのポリシー・アセスメントポリシー ・令和6年度学生便覧 p.4-5 長崎短期大学の全学3つのポリシー ・令和6年度学生便覧 p.6 長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針（アセスメントポリシー） ・令和6年度学生便覧 p.7 学科・専攻科のポリシー ・令和6年度学生便覧 p.8-9 地域共生学科食物栄養コース ・令和6年度学生便覧 p.10-11 地域共生学科製菓コース ・令和6年度学生便覧 p.12-13 地域共生学科介護福祉コース ・令和6年度学生便覧 p.14-15 地域共生学科国際コミュニケーションコース ・令和6年度学生便覧 p.16-17 保育学科 ・令和6年度学生便覧 p.18-19 専攻科 保育専攻	
【4-3-2】	長崎短期大学ホームページ 3つのポリシー／アセスメントポリシー https://www.njc.ac.jp/about/educational_policy/	
【資料 F-13】	令和6年度シラバス集 ①全学共通基礎教育科目 ②地域共生学科共通基礎教育科目 ③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目 ④地域共生学科製菓コース専門教育科目 ⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目 ⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 ⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目 ⑧専攻科保育専攻科目一覧	

長崎短期大学

学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-1】	長崎短期大学の学修成果の評価に関する方針(アセスメントポリシー)	
【4-3-3】	長崎短期大学アセスメントポリシーの運用計画	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程	
【4-3-5】	長崎短期大学学科等会議規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-6】	令和6年度 DP 到達度調査結果 ・前期1年生(各学科・コース・専攻科) ・前期2年生(各学科・コース・専攻科) ・後期1年生(各学科・コース・専攻科) ・後期2年生(各学科・コース・専攻科)	
【4-3-7】	令和6年度授業の自己評価とアンケート結果 ・2024年度前期授業アンケート結果 ・2024年度後期授業アンケート結果	
【4-3-8】	令和6年度学習行動調査結果 ・令和6年度前期学修行動調査 地域共生学科 ・令和6年度前期学修行動調査 保育学科・専攻科	
【4-3-9】	令和6年度在学生卒業時調査結果 ・2024年度在学生卒業時調査 2025年1月～3月実施	
【4-3-10】	令和6年度アセスメントシート	
【4-3-11】	令和6年度3ポリシー在学生評価、外部(事業所)評価、卒業生による短大の学びに対する評価 調査結果について(全体版)	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-12】	令和6年度教授会議事録 第1回-第12回、臨時第1回-第6回、始めの会(4月、9月、1月)、納めの会(8月、12月、3月)	
【4-3-13】	令和6年度運営会議議事録 第1回-第12回、臨時第1回-第5回	
【4-3-14】	令和6年度大学改革・IR 委員会議事録 第1回-第10回	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【資料 F-5】	令和6年度学生便覧	
【資料 F-13】	令和6年度シラバス集 ①全学共通基礎教育科目 ②地域共生学科共通基礎教育科目 ③地域共生学科食物栄養コース専門教育科目 ④地域共生学科製菓コース専門教育科目 ⑤地域共生学科介護福祉コース専門教育科目 ⑥地域共生学科国際コミュニケーションコース専門教育科目 ⑦保育学科基礎教育科目・専門教育科目 ⑧専攻科保育専攻科目一覧	
【4-1-a】	令和6年度オリエンテーションスケジュール	
【4-1-c】	令和6年度教授会議事録 第1回、第3回、第6回、第11回	
【4-1-d】	令和6年度運営会議議事録 第2回、第5回、第7回、第10回、臨時第5回	
【4-1-e】	令和6年度大学改革・IR 委員会議事録 第1回、第2回、第4回、第5回、第6回、第7回、第10回	
【4-2-b】	長崎短期ホームページ 研究情報 長崎短期大学 教員一覧 https://www.njc.ac.jp/about/kenkyu/	
【4-3-a】	令和6年度ディプロマ・サプリメント(サンプル)	
【4-3-b】	令和6年度単位修得状況	

長崎短期大学

【4-3-c】	長崎短期大学学生委員会規程	
【4-3-d】	就職の状況（過去3年間）	
【4-3-e】	2024年度卒業生アンケート結果	
【4-3-f】	地域共生学科食物栄養コース学修成果資料	
【4-3-g】	地域共生学科製菓コース学修成果資料	
【4-3-h】	地域共生学科介護福祉コース学修成果資料	
【4-3-i】	地域共生学科国際コミュニケーションコース学修成果資料	
【4-3-j】	保育学科学修成果資料	
【4-3-k】	専攻科保育専攻学修成果資料	

基準5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
短期大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	長崎短期大学の意思決定に関する組織図	
短期大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	長崎短期大学教授会規程	
【5-1-3】	長崎短期大学運営会議規則	
学長の職務権限に関する規則		
【資料 F-3】	長崎短期大学学則	
【5-1-4】	学校法人九州文化学園組織規則	
【5-1-5】	長崎短期大学ガバナンスコード	
教授会に関する規則		
【5-1-2】	長崎短期大学教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	令和6(2024)年度 教授会開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【資料 F-3】	長崎短期大学学則 第45条	
事務局組織図		
【5-1-7】	令和6年度 長崎短期大学 事務局組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-4】	学校法人九州文化学園組織規則	
【5-1-8】	長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-9】	学校法人九州文化学園職員人事規則	
教育課程連携協議会の規則（専門職短期大学のみ）		
	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職短期大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	長崎短期大学学長選任規則	
【5-1-b】	長崎短期大学副学長選任規則	
【5-1-c】	長崎短期大学教学部長選考規則	
【5-1-d】	令和6年度委員会・会議メンバー表	
【5-1-e】	令和6年度教授会議事録 4月始めの会、3月納めの会	
【5-1-f】	令和6年度運営会議議事録 第7回	

長崎短期大学

【5-1-g】	20240402 年度始めの会学長 FD 資料	
【5-1-h】	長崎短期大学学科等会議規程	
【5-1-i】	長崎短期大学学科長・専攻科長選考規程	
【5-1-j】	①長崎短期大学各種委員会等規程 ②長崎短期大学教務委員会規程 ③長崎短期大学図書委員会規程 ④長崎短期大学学生委員会規程 ⑤長崎短期大学入試・募集・広報委員会規程 ⑥長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程 ⑦長崎短期大学国際交流委員会規程 ⑧長崎短期大学研究費不正使用防止委員会規程 ⑨長崎短期大学研究倫理委員会規程 ⑩長崎短期大学地域連携推進委員会規程 ⑪長崎短期大学プラットフォーム事業委員会規程 ⑫長崎短期大学自己点検・評価委員会規程 ⑬長崎短期大学研究ブランディング事業委員会規程 ⑭長崎短期大学情報セキュリティポリシー実施手順 ⑮長崎短期大学防火・防災管理規程 ⑯長崎短期大学利益相反に関する規程 ⑰長崎短期大学ハラスメント対策委員会規程 ⑱長崎短期大学衛生委員会規程	
【5-1-k】	事務職員人事考課マニュアル	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	学校法人九州文化学園就業規則	
【5-2-2】	長崎短期大学教員選考規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-3】	長崎短期大学運営会議規則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-f】	令和 6 年度運営会議議事録 第 12 回	
【5-2-a】	令和 6 年度基幹教員配置表	
【5-2-b】	長崎短期大学ベストティーチャー賞に関する規程	
【5-2-c】	令和 5 年度第 23 回運営会議議事録	令和 6 年度は昇任人事なし
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規	
【5-3-2】	令和 6 年度授業のピアレビュースケジュールと手順及びピアレビューシート	
FD の実施報告書		
【5-3-3】	20240402 第 1 回学内 FD・SD 実施報告書	
【5-3-4】	20240806 第 2 回学内 FD 実施報告書	
【5-3-5】	令和 6 年度前期授業のピアレビュー 公開者・参観者一覧	
【5-3-6】	令和 6 年度後期授業のピアレビュー 公開者・参観者一覧	
SD の方針・計画		
【5-3-1】	長崎短期大学 FD・SD 実施に関する内規	
【5-3-7】	令和 6 年度第 1 回衛生委員会議事録	
SD の実施報告書		
【5-3-3】	20240402 第 1 回学内 FD・SD 実施報告書	
【5-3-8】	20240912 第 3 回学内 SD 実施報告書	

長崎短期大学

【5-3-9】	20250225 第 5 回学内 SD 実施報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-j】	②長崎短期大学教務委員会規程 ⑥長崎短期大学大学改革・IR 委員会規程	
【5-2-b】	長崎短期大学ベストティーチャー賞に関する規程	
【5-3-a】	令和 6 年度大学改革・IR 委員会議事録 第 1 回、第 2 回、第 4 回、第 5 回、第 6 回、第 8 回	
【5-3-b】	FD/SD 研修会アンケート結果	
【5-3-c】	令和 6 年度教務委員会議事録 第 5 回、第 6 回、第 8 回	
【5-3-d】	令和 6 年度授業の自己評価とアンケート結果 ・2024 年度前期授業アンケート結果 ・2024 年度後期授業アンケート結果	
【5-3-e】	長崎短期ホームページ 研究情報 長崎短期大学 教員一覧 https://www.njc.ac.jp/about/kenkyu/	
【5-3-f】	令和 6 年度教員評価資料	
【5-3-g】	令和 6 (2024) 年度第 1 回九州短期大学共創プラットフォーム 合同 FD・SD 研修会	
【5-3-h】	IR 機能強化における合同研修会	
【5-3-i】	令和 6 年度新任教職員研修次第	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【資料 F-7】	令和 6 (2024) 年度事業計画書	
【資料 F-8】	令和 6 (2024) 年度事業報告書	
研究環境整備の方針・計画		
【資料 F-7】	令和 6 (2024) 年度事業計画書	
【5-4-1】	長崎短期大学研究体制の整備に関する計画	
研究倫理に関する規則		
【5-4-2】	長崎短期大学研究倫理に関する規則 ①長崎短期大学研究倫理指針 ②長崎短期大学研究倫理委員会規程 ③長崎短期大学研究費不正使用防止委員会規程 ④-1 長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取 り組みに関する方針 ④-2 長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取 り組みに関する方針 (別紙) ⑤長崎短期大学における納品検収の取扱内規 ⑥長崎短期大学における科研費等の事務処理に係る分掌要項 ⑦長崎短期大学公的研究費等に関する不正防止計画 ⑧長崎短期大学公的研究活動の不正の調査等に関する規程 ⑨長崎短期大学公的研究費の不正使用に係る調査等に関する 規程 ⑩長崎短期大学換金性の高い物品等の管理内規 ⑪長崎短期大学公的研究費に関する内部監査内規 ⑫長崎短期大学研究データの取扱い等に関する内規 ⑬長崎短期大学研究者等の行動規範に関する規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-3】	長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取り組 みに関する方針	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-4】	長崎短期大学教員研究費規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-5】	長崎短期大学スチューデント・ジョブ制度に関する規程	

長崎短期大学

科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-6】	【JSPS】科学研究費助成事業(科研費)に関する説明会の開催について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-7】	外部資金応募・獲得の実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	長崎短期大学令和6年度研究室等配置図	
【5-4-b】	令和6年度研究倫理研修理解度テスト	
【5-4-c】	令和6年度第1回図書委員会議事録	
【5-4-d】	科研費申請の最新動向	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【F-1】	学校法人九州文化学園寄附行為(改正前・改正後)	
【6-1-1】	学校法人九州文化学園理事会規則(改正前・改正後)	
【6-1-2】	学校法人九州文化学園就業規則	
	学校法人九州文化学園パートタイマー就業規則	
	学校法人九州文化学園契約職員就業規則	
【6-1-3】	学校法人九州文化学園行動規範	
【6-1-4】	学校法人九州文化学園内部公益通報規則	
	学校法人九州文化学園公益通報者の保護に関する規則	
【6-1-5】	長崎短期大学ガバナンス・コード	
【6-1-6】	長崎短期大学 教授会規程	
【6-1-7】	長崎短期大学運営会議規則	
情報公表に関する規則		
【6-1-8】	学校法人九州文化学園情報公開規則	
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL		
【6-1-9】	長崎短期大学ホームページ「情報公開」 URL(https://www.njc.ac.jp/about/information/)	
私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL		
【6-1-10】	学校法人九州文化学園ホームページ「情報公開」 URL(https://kyubun.ed.jp/data/)	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-11】	内部統制の組織体制を示す図(令和6年度まで、令和7年度以降)	
内部統制に関する規則		
【6-1-12】	学校法人九州文化学園内部統制システム整備の基本方針	
【6-1-13】	学校法人九州文化学園理事会規則	
【6-1-14】	学校法人九州文化学園寄附行為(改正前・改正後)	
【6-1-15】	学校法人九州文化学園監事監査規則	
	学校法人九州文化学園監事監査基準	
	学校法人九州文化学園監事会内規	
	学校法人九州文化学園監事補助職員規定	
【6-1-16】	学校法人九州文化学園内部監査規定	
	学校法人九州文化学園内部監査実施要領	
	学校法人九州文化学園内部監査実施手順	

長崎短期大学

【6-1-17】	長崎短期大学公的研究費に関する内部監査内規	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-18】	学校法人九州文化学園ハラスメントの防止等に関する規定	
【6-1-19】	長崎短期大学ハラスメントの防止及び対応に関する規程 長崎短期大学ハラスメント対策委員会規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-20】	学校法人九州文化学園個人情報の保護に関する規則	
【6-1-21】	長崎短期大学個人情報保護規程	
【6-1-22】	学校法人九州文化学園 公益通報者の保護に関する規則 長崎短期大学公益通報者の保護に係る通報のフロー図	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-23】	学校法人九州文化学園危機管理規則	
【6-1-24】	学校法人九州文化学園防火・防災管理規定	
【6-1-25】	学校法人九州文化学園 情報セキュリティポリシー	
【6-1-26】	学校法人九州文化学園 教育・学習データ利活用ポリシー	
【6-1-27】	長崎短期大学防火・防災管理規程 長崎短期大学衛生委員会規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-28】	学校法人九州文化学園危機管理マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	令和6年度第6回理事会議事録	ガバナンスコード第2.0版
【6-1-b】	長崎短期大学における公的研究費の不正使用防止への取組みに関する方針	
【6-1-c】	令和6年度公的研究費コンプライアンス研修資料	
【6-1-d】	長崎短期大学職場巡視チェックリスト	
【6-1-e】	長崎短期大学における障がい理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領等関係資料一式（学生サポートブック含む）	
【6-1-f】	AED 配置図	
【6-1-g】	避難所（施設）一覧（令和6年7月現在）	佐世保市役所 HP より
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	学校法人九州文化学園意思決定に関する組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	令和6(2024)年度・令和7(2025)年度予算を承認した際の理事会議事録一式 ①令和6年度第6回理事会議事録（令和6年度当初予算） ②令和6年度第4回理事会議事録（令和6年度1次補正予算） ③令和6年度第6回理事会議事録（令和6年度2次補正予算、令和7年度当初予算）	
【6-2-3】	令和6(2024)年度決算を承認した際の理事会議事録 ①令和7年度第1回理事会議事録（令和6年度決算）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	令和6年度まで ①学校法人九州文化学園 理事会規則 令和7年度以降 ①学校法人九州文化学園寄附行為 ②学校法人九州文化学園理事選任機関運営規定 ③学校法人九州文化学園理事長及び理事の選任基準	
理事を選任した際の会議体の議事録		

長崎短期大学

【6-2-5】	理事を選任した際の理事会・評議員会の議事録 ・令和4年度第1回理事会議事録 ・令和4年度第3回理事会議事録 ・令和4年度第5回理事会議事録 ・令和5年度第1回理事会議事録 ・令和4年度第1回評議員会議事録 ・令和5年度第1回評議員会議事録 ・令和5年度第4回評議員会議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-6】	中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録一式 ・令和2年度第4回理事会議事録 ・令和5年度第3回理事会議事録 ・令和5年度第6回理事会議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
	※ 令和6(2024)年度はなし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【F-1】	学校法人九州文化学園 寄附行為（改正前・改正後）	
【6-2-a】	学校法人九州文化学園 理事会規則（改正前・改正後）	
【6-2-b】	令和6年度理事会及び評議員会の議題一覧	
【6-2-c】	令和3年度 第6回理事会資料及び議事録 令和4年度 第5回理事会資料及び議事録 令和6年度 第1回理事会資料及び議事録	理事の役割（職務内容）
【6-2-d】	理事会・評議員会出席状況表	
【6-2-e】	長崎短期大学運営会議規則	
【6-2-f】	令和6年度運営会議議事録	
【6-2-g】	各種委員会規程一覧	
【6-2-h】	長崎短期大学教授会規程	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	評議員を選任した際の会議体の議事録一式 ・令和5年度第1回理事会議事録 ・令和5年度第1回評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	監事を選任した際の評議員会の議事録一式 ・令和3年度第3回理事会議事録 ・令和3年度第3回評議員会議事録 ・令和5年度第1回理事会議事録 ・令和5年度第1回評議員会議事録 会計監査人を選任した際の評議員会の議事録一式 ・令和6年度はなし	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算を審議した際の評議員会の議事録一式 ・令和5年度第4回評議員会（令和6年度当初予算） ・令和6年度第2回評議員会（令和6年度1次補正予算） ・令和6年度第4回評議員会（令和6年度2次補正予算、令和7年度当初予算）	
【6-3-4】	決算を報告した際の評議員会の議事録一式 ・令和7年度第1回評議員会議事録（令和6年度決算）	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	学校法人九州文化学園監事監査規則 学校法人九州文化学園監事監査基準 学校法人九州文化学園監事会内規	
監事監査計画書		

長崎短期大学

【6-3-6】	令和6年度監査計画表	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【F-1】	学校法人九州文化学園 寄附行為（改正前・改正後）	
【6-3-a】	長崎短期大学学科等会議規程	
【6-3-b】	令和6年度_評価マニュアル	
【6-3-c】	令和6(2024)年度評議員会の出席状況	
【6-3-d】	令和6年度年度理事会・評議員会議題一覧	
【6-3-e】	学校法人九州文化学園における監事の選任基準	
【6-3-f】	令和6(2024)年度監事の理事会・評議員会出席状況	
【6-3-g】	令和6年度監事会議事録一式 監査計画表を報告した理事会・評議員会議事録 ・令和5年度第6回理事会・第4回評議員会（令和6年度分） ・令和6年度第6回理事会・第4回評議員会（令和7年度分） 監査報告を報告した理事会・評議員会議事録（四半期毎） ・令和6年度第4回理事会・令和6年度第2回評議員会 ・令和6年度第5回理事会・令和6年度第3回評議員会 ・令和6年度第6回理事会・令和6年度第4回評議員会 ・令和7年度第1回理事会・令和7年度第1回評議員会	
【6-3-h】	監査計画表及び監査報告を報告した理事会・評議員会議事録	
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）	
【6-4-2】	令和7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）	
財務計画書		
【6-4-3】	令和6(2024)年度予算書・計算書類	
外部資金導入の実績		
【6-4-4】	令和6年度外部資金導入の実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-5】	学校法人九州文化学園資金運用規則 学校法人九州文化学園資金運用管理基準	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和6(2024)年度 計算書類	
【6-4-b】	令和6年度 通期運用明細	
【6-4-c】	令和7(2025)年度 第1回理事会議事録	
【6-4-d】	学校法人九州文化学園中期計画（令和3年度～令和7年度5か年）	
【6-4-e】	令和2年度 第4回評議員会・第4回理事会 議事録	
【6-4-f】	令和5年度 第4回理事会議事録、第6回理事会議事録	
【6-4-g】	令和6年度 収支予算書・計算書類（含む監査法人監査報告書、監事監査報告書）	
【6-4-h】	学校法人九州文化学園 事務局長会規定	
【6-4-i】	令和6年度事務局長会議事録	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人九州文化学園経理規則	
【6-5-2】	学校法人九州文化学園予算規定	
会計監査人の選任に関する規則		
	（2024年度：会計監査人は非該当）	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
	（2024年度：会計監査人は非該当）	

長崎短期大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【F-1】	学校法人九州文化学園 寄附行為（改正前・改正後）	
【6-5-a】	令和6(2024)年度予算編成方針（理事長示達）	
【6-5-b】	令和7(2025)年度予算編成方針（理事長示達）	
【6-5-c】	令和6(2024)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）	
【6-5-d】	令和7(2025)年度事業計画（案）および予算（案）策定依頼について（法人事務局長予算編成要領）	
【6-5-e】	令和6年度第12回運営会議議事録	
【6-5-f】	学校法人九州文化学園経理規則	
【6-5-2】	学校法人九州文化学園予算規定	
【6-5-g】	学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領	
【6-5-h】	勘定科目基準書（第11版）	
【6-5-i】	Web管理システムの手順書	
【6-5-j】	学校法人九州文化学園会計担当者会議内規	
【6-5-k】	令和6(2024)年度 会計担当者会議 議事録	
【6-5-l】	令和6年度 第4回・第6回理事会 議事録	
【6-5-m】	学校法人九州文化学園 理事会規則（改正前・改正後）	
【6-5-n】	令和7年度 第1回理事会・第1回評議員会 議事録・監査報告書	
【6-5-o】	令和6年度 監査計画表・監事活動報告書	
【6-5-p】	令和6年度 監事監査報告書	

基準 A. 地域連携・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携		
①令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援		
②自治体及び企業との連携協定に基づく活動		
【資料 F-13】	「総合演習 A」「総合演習」「保育学特別演習」シラバス	
【A-1-1】	令和6年度少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援 [メニュー1:キラリと光る教育力] 計画書	
【A-1-2】	長崎短期大学保育人材共創委員会関連資料	
【A-1-3】	波佐見町と長崎短期大学の包括連携に関する協定書	
【A-1-4】	令和6年度 長崎短期大学との連携事業 子育て・親育ち講座	
【A-1-5】	令和6年度 子育て・親育ち講座 アンケート (全体)	
【A-1-6】	東彼杵町と長崎短期大学の包括連携に関する協定書	
【A-1-7】	R6 年度「作って食べよう野菜たっぷり子どもごはん」(チラシ)	
【A-1-8】	参加者アンケート結果 (2024.08.22)	
【A-1-9】	令和6年度白蝶クッキングスタジオ「作って食べよう野菜たっぷり子どもごはん」を実施しました	
【A-1-10】	「東そのぎ農林水産 トラック市」に参加しました♪	
【A-1-11】	東彼杵町リヤカー通信 Vol.1	
【A-1-12】	【24-20】8_22 (木) 東彼杵町 託児	
【A-1-13】	小値賀町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書	
【A-1-14】	2024102526 長崎短期大学小値賀保育実習レポート	
【A-1-15】	20241028 小値賀町実習振り返りアンケート	
【A-1-16】	小値賀町報告会・意見交換会	
【A-1-17】	協和商工株式会社・長崎短期大学 連携協定書	
【A-1-18】	協和商工株式会社・長崎短期大学連携事業における取り組み	
【A-1-19】	令和6年度協和商工株式会社・長崎短期大学連携事業 レシピ開発コンクールを実施しました	
【A-1-20】	弁当販売ポスター	
【A-1-21】	2月18日お弁当販売会を行いました!	
【A-1-22】	長崎短期大学 ホームページ 食物栄養コース1年生が一般社団法人フードバンク協和でボランティア活動を行いました https://www.njc.ac.jp/ HOME>新着情報>	
A-2. 地域貢献		
①音楽活動を通じた地域貢献		
②その他の地域貢献		
【A-2-1】	佐世保地域文化事業財団広報誌 muse20241011	
【A-2-2】	広報おちか新聞令和6年12月号	
【A-2-3】	西海市広報誌令和6年8月号 p.30	
【A-2-4】	第29回 長崎短期大学 市民公開講座 2024 (案内)	
【A-2-5】	令和6年度 市民公開講座 アンケート結果	
【A-2-6】	R6 年度地域連携推進・プラットフォーム事業委員会 地域連携・交流・貢献活動一覧	
【A-2-7】	令和6年度地域連携推進委員会の総括及び課題	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職短期大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。